

欧州委員会は加盟国に PET ボトルの MR に加え CR (マスバランス方式) 採択を提案

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

- ・2019年7月2日発効したシングルユースプラスチック (SUP) 指令 2019/904 は、世界全体に波及し (いわゆるブリュッセル効果)、およそ 140 か国が同様の法規を制定することになった代表的環境法である。
- ・同指令は、PPWR を一部先取りする形で、2025 年以降 PET ボトルの少なくとも 25%、2030 年以降飲料ボトルの少なくとも 30%が再生材を含まねばならないと規定した (第 6 条 (5))。
- ・このため再生材の含有に係る計算、検証及び報告に係る下位法の制定が必要となり、つきの施行法が策定されてきた。このとき再生材はマテリアルリサイクル (MR) を想定していた。

発効日	法規
2019年7月2日	ある種のプラスチック製品の環境影響低減に係る 2019 年 6 月 5 日付欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2019/904 (→p.3)
2021年10月1日	廃棄物シングルユースプラスチック飲料ボトルの分別回収に係るデータの計算、検証及び報告へのルールを定める欧州委員会施行決定 2021/1752 (→p.34)
2022年2月4日	シングルユースプラスチック食品容器及び飲料カップの消費低減に係る計算、検証及び報告へのルールを定める欧州委員会施行決定 2022/162 (→p.49)
2023年11月30日	シングルユースプラスチック飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有に係る計算、検証及び報告へのルールを定める欧州委員会施行決定 2023/2683 (→p.85)

- ・この間欧州のリサイクル事業は、域内の経済成長の鈍化、リサイクル率の低迷に加え、域外からの安価で、時に不適切な輸入品の影響により厳しい環境に晒してきた。欧州委員会

は状況を打開すべく 2025 年 11~12 月注目すべき政策を公表した。

政策	主に域内への対策	主に域外への対策
「EU 登録簿の管理、適合文書、及び執行に係るその他の事項に関し、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品規則 (EU) 2022/1616 を改正する XXX 付欧洲委員会規則 (EU) … / …」(2025.11)	●電子登録システム導入	●PET の MR を対象に税関商品コードを導入 ●適合宣言 (DoC) に新たに C (部品) と D (分別回収品) を導入 ●所管の官庁の要求により 3 営業日までに説明資料 (SD) 提出を義務化
政策パッケージ「環境法における行政負担の簡素化」(2025.12.10)	●PPWR と SUP 指令の下、EPR 制度に係る公認代理人制度の運用を 2035 年 1 月 1 日まで延期	
「欧洲の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」(2025.12.23)	●メカニカルリサイクルと溶剤ベースリサイクル品に「プラスチック廃棄物が EU 全体で廃棄物でなくなる基準」提案 ●PET ボトルにマスバランスに基づくケミカルリサイクル (CR) 採用を提案	●PET を対象に、中国にアンチダンピング措置、インドに反補助金関税発動 ●フランス国立プラスチック・複合材料工業技術センターなどが開発したバージン材・リサイクル材を識別する分析ツール (非公開) を各加盟国の税関管理ラボに配備

・このうちマスバランスに基づく CR については、2025 年 7 月 8 日「シングルユースプラスチック飲料ボトル-リサイクルプラスチック含有量の計算、検証、報告に関する EU ルール」で一般協議に付された。(→p.104)

・欧洲委員会はリサイクル事業の現状を打開する切り札として、2025 年 12 月 23 日、廃棄物技術応用委員会技術諮問委員会 (TAC) を通じ、各加盟国に「SUP 指令 (PET ボトル) に基づき CR されたプラスチック含有量に関するルールの設定」案を内示した。2026 年年初に採決 (Voting) されると聞く。

(注:TAC の直近の会議 (2024 年 2 月 27 日) 議事録は議論の詳細を示している(→p.73)。)

官報「ある種のプラスチック製品の環境影響低減に係る 2019 年 6 月 5 日付欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904」。

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>

「欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

EU の機能に関する条約、特にその第 192 条 (1) を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

立法法案を国の議会に送付後、

欧州経済社会委員会の意見 [1] を考慮し、

[1] OJ C 62, 15.2.2019, p. 207.

地域委員会の意見 [2] を考慮し、

[2] OJ C 461, 21.12.2018, p. 210.

通常の法的手続き [3] に従い行動する中、

[3] Position of the European Parliament of 27 March 2019 (not yet published in the Official Journal) and decision of the Council of 21 May 2019.

一方、

(1) プラスチックの高機能性及び相対的低成本は、この材料が日常生活に益々偏在することを意味する。プラスチックは経済に有用な役割を果たし、多くの分野で不可欠な用途を提供している一方、再利用や費用対効果の高いリサイクルに設計されていない短命の用途で使用の増加していることは、関連する生産と消費パターンが益々非効率的にそして一方通行になることを意味している。それ故、「環を閉じる－欧州循環型経済アクションプラン」と題された 2015 年 12 月 2 日付欧州コミュニケーションに記載した循環型経済行動計画の意味合いにおいて、欧州委員会は、「欧州循環型経済でのプラスチック戦略」と題した 2018 年 1 月 16 日付コミュニケーションに記載した欧州のプラスチック戦略において、プラスチックの循環ライフサイクルを達成するためには、プラスチック廃棄物の一貫した発生増加とその我々の環境、特に海洋環境への漏えいに取り組むべきと結論付けた。欧州プラスチック戦略は、プラスチックとプラスチック製品の設計と製造が再利用、修理及びリサイクルのニーズを完全に尊重し、より持続可能な材料が開発され促進される循環型経済を確立する

ためのステップである。特定プラスチック製品の環境、健康及び経済への著しい負の影響が、それらの負の影響を効果的に減らすため特定の法的枠組みの設定を求めていること。

(2) この指令は、発生する廃棄物の量の削減を第一にそして真っ先に目指し、持続可能な毒性のない再使用可能な製品及び再使用システムを、シングルユース製品よりも優先させる循環型アプローチを推進する。このような廃棄物防止は、欧州議会及び理事会指令 2008/98/EC[4]に記載されている廃棄物の階層性の最高峰に位置する。この指令は、持続可能な消費と生産パターンを確保するため、国連の持続可能な開発目標 12 を達成するため寄与するだろう。これは 2015 年 9 月 25 日 UNGA により採択された 2030 年持続可能な開発アジェンダの一部である。製品と材料の価値を可能な限り長く保ち、廃棄物を減らすことで、貴重な資源と環境への圧力を軽減しながら、EU の経済は競争力と回復力を一層高めることができる。

[4] Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives (OJ L 312, 22.11.2008, p. 3).

(3) 海洋ごみは国境を越えた性質のものであり、世界的問題として大きくなっていると認識されている。海洋ごみを減らすことは、持続可能な開発のため海洋、海、海洋資源を保全し、持続可能に利用することを求める国連の持続可能な開発目標 14 を達成するためのキーになる行動である。EU は海洋ごみの防止と取り組みにその役割を果たし、世界のための標準的設定者になるよう目指さねばならない。これに関連し EU は、G20、G7 及び国連など多くの国際フォーラムのパートナーと協力し協調行動を推進しており、その指令は、この点に関する EU の努力の一部である。それらを効果的にするため、又 EU からのプラスチック廃棄物の輸出が他の場所での海洋ごみの増加を引き起こさないことも重要であること。

(4) 1982 年 12 月 10 日国連海洋法条約 (UNCLOS) [5]、1972 年 12 月 29 日廃棄物のダンピングによる海洋汚染防止その他事項に関する条約 (「ロンドン条約」) とその 1996 年プロトコール、1973 年船舶からの汚染防止国際条約の附属書 V (MARPOL)、これは 1978 年のプロトコールにより改訂された、及び 1989 年 3 月 22 日危険な廃棄物の越境移動及びそれらの廃棄の管理に対するバーゼル条約[6]に従い、及び国連の廃棄物法規制、即ち欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC 及び指令 2000/59/EC[7]とともに、加盟国は、海と陸の両方からの海洋ごみを防止し軽減するため環境に健全な廃棄物管理を確実にするよう求められる。EU の水の法制度、即ち欧州議会及び閣僚理事会指令 2000/60/EC[8]及び 2008/56/EC[9]により、加盟国は、国連の持続可能な開発目標 14 への貢献など、それら海洋ごみの良好な環境状況の達成を損なう所で、海洋ごみに取り組むことを要求されていること。

[5] OJ L 179, 23.6.1998, p. 3.

[6] OJ L 39, 16.2.1993, p. 3.

[7] Directive 2000/59/EC of the European Parliament and of the Council of 27 November 2000 on port reception facilities for ship-generated waste and cargo residues (OJ L 332, 28.12.2000, p. 81).

[8] Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy (OJ L 327, 22.12.2000, p. 1).

[9] Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive) (OJ L 164, 25.6.2008, p. 19).

(5) EU では、海岸のごみの数として測定される海洋ごみの 80~85%がプラスチックであり、シングルユースプラスチックアイテムが全体の 50%を占め、漁業関連アイテムが 27%を占めている。シングルユースプラスチック製品は、それらが提供された目的のため、一回の使用後廃棄され、殆どリサイクルされず、そしてごみが集まる傾向があり、広範に使用され急速に動き回る消費者製品を含む。上市された漁具の大部分は処理のために収集されていない。シングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具はそれ故、海洋ごみの意味合いにおいて、特に深刻な問題であり、海洋生態系、生物多様性そしてひとの健康に深刻なリスクをもたらし、観光、漁業及び海運などの活動に有害であること。

(6) 海洋ごみを含む全てのごみの防止には、適切な廃棄物管理が依然不可欠である。既存の EU 法、即ち指令 2008/98/EC、2000/59/EC、2000/60/EC 及び 2008/56/EC、及び閣僚理事会規則 (EC) No1224/2009[10] や政策手段は、海洋ごみに対処するいくつかの規制上の対応を提供している。特にプラスチック廃棄物には、EU の全ての廃棄物管理措置と目標が課され、欧州議会及び閣僚理事会指令 94/62/EC[11] に記載されたプラスチック包装廃棄物びリサイクル目標や、欧州に上市された全てのプラスチック包装材料が 2030 年までに再利用又は容易にリサイクル可能になることを保証する欧州プラスチック戦略の目標がある。しかし、その措置が海洋ごみに与える影響は十分ではなく、海洋ごみを防止し軽減するため国の措置と野心の範囲とレベルには違いがある。更にこれらの措置の中に、特にシングルユースプラスチック製品に販売制限があると、EU 内での貿易障壁が生じ、競争が歪められる可能性があること。

[10] Council Regulation (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Union control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy, amending Regulations (EC) No 847/96, (EC) No 2371/2002, (EC) No 811/2004, (EC) No 768/2005, (EC) No 2115/2005, (EC) No 2166/2005, (EC) No 388/2006, (EC) No 509/2007, (EC) No 676/2007, (EC) No 1098/2007, (EC) No 1300/2008, (EC) No 1342/2008 and

repealing Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1627/94 and (EC) No 1966/2006 (OJ L 343, 22.12.2009, p. 1).

[11] European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste (OJ L 365, 31.12.1994, p. 10).

(7) 最も必要とされるところに努力を集中させるため、この指令は、EU の海岸で最も見出されるシングルユースプラスチック製品、並びにプラスチックを含む漁具及びオキソ分解性プラスチック製品のみを対象とすべきである。この指令に基づく措置の対象となるシングルユースプラスチック製品は、EU の海岸で見られるシングルユースプラスチックの約 86%を占めると推定される。金属製やガラス製の飲料容器は、欧州の海岸で最も見出されるシングルユースプラスチック製品ではないため、この指令ではカバーすべきでないこと。

(8) マイクロプラスチックスはこの指令の範囲に直接は含まれないが、海洋ごみの一因となるため、EU はこの問題に対し包括的アプローチを採用すべきである。EU は、全ての生産者がその配合処方からマイクロプラスチックスを厳しく制限するよう奨励すべきであること。

(9) 大量のプラスチックによる陸上での汚染や土壤の汚染、そしてその結果生じる破片やマイクロプラスチックスは重大なものであり、そのようなプラスチックは海洋環境に漏えいする可能性があること。

(10) 本指令は、指令 94/62/EC 及び指令 2008/98/EC と関連し法的に絞り込まれている。これらの指令と本指令との間に矛盾がある場合、その適用の範囲内で本指令が優先される。これは上市に対する制限の場合である。特に消費削減措置、製品の要件、表示要件及び拡大生産者責任に関して、この指令は欧州議会及び閣僚理事会指令 94/62/EC、指令 2008/98/EC 及び指令 2014/40/EU[12]を捕捉するものであること。

[12] Directive 2014/40/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco and related products and repealing Directive 2001/37/EC (OJ L 127, 29.4.2014, p. 1).

(11) シングルユースプラスチック製品は、幅広いプラスチックから製造することができる。プラスチックは通常、添加剤が添加できるポリマー材料として定義される。しかしながら、この定義はある種の天然ポリマーをカバーすることになる。欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1907/2006 [13]第 3 条ポイント 40 における「化学変性されていない物質」の定義に従って、変性されていない天然ポリマーは、それらが環境上天然に存在することから、

この指令でカバーすべきではない。従いこの指令の目的のため、規則 (EC) No 1907/2006 第 3 条ポイント 5 におけるポリマーの定義に適合させ、別の定義を導入すべきである。変性された天然ポリマーで製造されたプラスチック、又バイオベース、化石又は合成の出発物質から製造されたプラスチックは天然には存在しないため、この指令で対処する必要がある。従ってプラスチックに適用される定義は、それらがバイオマス由来である又は経時に生分解することを意図しているかどうかに係らず、ポリマーベースのゴムのアイテム及びバイオベース及び生分解性プラスチックをカバーすべきである。塗料、インク及び接着剤は、この指令によって扱われるべきではなく、従いこれらのポリマー材料はこの定義にカバーされるべきではないこと。

[13] Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC (OJ L 396, 30.12.2006, p. 1).

(12) この指令の範囲を明確に定義するため、「シングルユースプラスチック製品」という用語を定義する必要がある。その定義は、それらが考えられているのと同じ目的のため再充填又は再使用されることによりライフサイクル内に複数回の移動や通りを達成するために考え出され、設計され、そして上市されるプラスチック製品を除外すべきである。シングルユースプラスチック製品は、通常一回だけ、又廃棄される前に短時間使用されることを意図されている。工業用ウェットワイプは除外されるが、パーソナルケア及び家庭用の予め温らされたウェットワイプは本指令の範囲内にある。製品がこの指令の目的のため、シングルユースプラスチック製品と見なされるべきかどうか更に明確にするため、欧州委員会はシングルユースプラスチック製品に関するガイドラインを作成すべきである。この指令に記載されている基準を考慮し、本指令の目的のためにシングルユースプラスチック製品と見なされる食品容器の事例には、ファーストフード用容器、又冷たい又は熱い食品を伴う食事、サンドイッチラップ及びサラダのボックス、果物、野菜又はデザートなど、それ以上調理する必要のない生鮮食品や加工食品の食品容器がある。本指令の目的のためシングルユースプラスチック製品と見なされるべきではない食品容器の事例には、更なる調理を必要とする乾燥食品や固体の冷たいまま販売される食品を伴う食品容器、一人前を超えて供給される食品を含む容器、又一ユニットを超えて販売される一人前の食品の容器がある。

シングルユースプラスチック製品と見なされる飲料容器の事例には、ビール、ワイン、水、清涼飲料水、ジュース及び蜜、インスタント飲料又は牛乳に使用される飲料ボトル又は複合

飲料包装があるが、飲料用カップはない。なぜならこれらはこの指令の目的のためのシングルユースプラスチック製品とは別のカテゴリーであるからである。ガラス製及び金属製の飲料容器は、EU の海岸で最も見出されるシングルユースプラスチック製品の中にはないため、この指令の措置の対象にはならない。しかしながら、欧州委員会は、とりわけガラス製及び金属製の飲料容器に使用されているプラスチック製のキャップ及び蓋を評価すべきであること。

(13) シングルユースプラスチック製品は、適切でより持続可能な代替品の入手可能性、消費パターンを変更する可能性、及びそれらが既存の EU 法にカバーされている範囲などの様々な要因に応じ、1つ又は複数の措置により対処されるべきであること。

(14) ある種のシングルユースプラスチック製品については、適切でより持続可能な代替品が依然容易に入手できず、そのようなシングルユースプラスチック製品の大部分の消費は増加すると予想される。その傾向を覆し、より持続可能な解決策に向けた努力を促進するため、加盟国は、閣僚理事会規則 (EC) No 178/2002[14]、(EC) No 852/2004[15] 及び (EC) No 1935/2004[16] その関連法制度で定められた食品衛生、食品安全、適正衛生規範、適正製造規範、消費者情報、又欧州議会及びトレーサビリティの要件を危うくすることなく、それらの製品の消費の野心的で持続的な削減を達成するため、例えば国の消費削減目標を設定するなど、必要な措置を講じるよう求められるべきである。加盟国は、これらの措置に対し可能な限り高い野心を目指すべきであり、それは増加する消費動向の実質的な逆転を引き起こし、測定可能な量的減少を齎すはずである。それらの措置は、海洋環境で発見されるときを含め、それらのライフサイクルを通して製品の影響を考慮に入れ、廃棄物の階層性を尊重すべきである。

加盟国が市場の制限を通じこの義務を履行することを決定した場合、加盟国はそのような制限がプロポーショナルで差別のないものであるよう保証すべきである。加盟国は、複数回の使用に適し、廃棄物になった後、再使用やリサイクルの準備に適した製品の使用を奨励すべきであること。

[14] Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety (OJ L 31, 1.2.2002, p. 1).

[15] Regulation (EC) No 852/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the hygiene of foodstuffs (OJ L 139, 30.4.2004, p. 1).

[16] Regulation (EC) No 1935/2004 of the European Parliament and of the Council of 27 October 2004 on materials and articles intended to come into contact with food and repealing

Directives 80/590/EEC and 89/109/EEC (OJ L 338, 13.11.2004, p. 4).

(15) 他のシングルユースプラスチック製品については、手頃な価格で、適切でより持続可能な代替品が直ぐに利用可能である。そのようなシングルユース製品の環境への悪影響を制限するため、加盟国はそれらの上市を禁止するよう求められるべきである。そうすることにより、それらの容易に利用可能でより持続可能な代替手段の使用、並びにより持続可能なビジネスモデルに向けた革新的な解決策、再利用の代替品及び材料の代替が促進されるであろう。この指令に導入される上市制限は又、オキソ分解性プラスチックにより製造された製品をカバーすべきである。なぜならこの種のプラスチックは適切に生分解せず、このため環境中のマイクロプラスチックス汚染に寄与し、コンポスト化せず、従来のプラスチックのリサイクルに悪影響を及ぼし、環境上検証された便益を齎さないからである。海洋環境における発泡ポリスチレンのごみの高い発生率及び代替品の利用可能性を考慮すると、発泡ポリスチレン製のシングルユース食品及び飲料容器及び飲料用カップも制限されるべきであること。

(16) プラスチックを含むたばこ製品フィルターは、EU の海岸で 2 番目に多いシングルユースプラスチック製品である。プラスチックを含むフィルター付きたばこ製品の消費後の廃棄物が、環境に直接廃棄することにより引き起こされる大きな環境負荷を減らす必要がある。革新と製品開発が、プラスチックを含むフィルターに代わる使用可能な代替手段を提供すると期待されており、そしてこの開発は加速される必要がある。プラスチックを含むフィルター付きたばこ製品の拡大生産者責任スキームも又、プラスチックを含むたばこ製品のフィルターに代わる持続可能な代替品開発につながる革新を促進するはずである。加盟国は、プラスチックを含むフィルター付きたばこ製品の消費後廃棄物のポイ捨てを減らすため幅広い対策を推進すべきであること。

(17) 飲料容器に使用されるプラスチック製キャップ及び蓋は、EU の海岸に最もよく見られるシングルユースプラスチック製品の 1 つである。従って、シングルユースプラスチック製品である飲料容器は、それらが特定の製品設計要件を満たし、飲料容器のキャップ及び蓋の環境への漏えいを著しく低減する場合だけ、上市が許されるべきである。シングルユースプラスチック製品及び包装である飲料容器の場合、この要求事項は、指令 94/62/EC の附属書 II に記載されている包装材料のリサイクル性や性状を含め、組成物への重要な要件及び再利用可能性や回収可能性に関する必要事項に追加される。

製品設計要件への適合性を促進し、国内市場の円滑な機能を確保するため、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) No 1025/2012[17]に従って採用されハーモナイズした規格を開発する必要がある。そしてその規格への適合性はそれらの要件への適合性への推定を可能にすべ

きである。従って、ハーモナイズした標準のタイムリーな開発は、この指令の効果的実施を確実にするための最優先事項である。ハーモナイズした標準を開発し、生産者が製品設計要件の実施に関連し生産チェーンを適合させることを可能にするため、十分な時間が想定されるべきである。プラスチックの循環型使用を確実にするためには、リサイクル材料の市場への取り込みを促進する必要がある。従って、飲料ボトル中の再生プラスチックの強制的な最低含有量の要件を導入することが適切であること。

[17] Regulation (EU) No 1025/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on European standardisation, amending Council Directives 89/686/EEC and 93/15/EEC and Directives 94/9/EC, 94/25/EC, 95/16/EC, 97/23/EC, 98/34/EC, 2004/22/EC, 2007/23/EC, 2009/23/EC and 2009/105/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Decision 87/95/EEC and Decision No 1673/2006/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 316, 14.11.2012, p. 12).

(18) プラスチック製品はそれらのライフスパン全体を考慮し製造されるべきである。プラスチック製品の設計では、製造と使用の段階、製品の再利用性とリサイクル性を常に考慮に入れる必要がある。指令94/62/EC第9条(5)に従って行われる見直しの意味合いにおいて、欧州委員会は、LCAに基づいて、特に、防止と循環性の設計に取り組み、複合材料を含め様々な包装材料の相対的特性を考慮に入れるべきであること。

(19) 生理用ナプキンやタンポン、タンポン用アプリケータに有害な化学物質が存在することは、女性の健康のために避けるべきである。規則 (EC) No 1907/2006 の下で進行中の制限プロセスの枠組みにおいて、欧州委員会はこれらの物質に対し更なる制限を評価することが適切であること。

(20) ある種のシングルユースプラスチック製品は、下水道を通しての不適切な処分又はその他不適切な環境への放出の結果として、最終的には環境に取り込まれる。下水道を介して処分することは、更に、ポンプを詰まらせ、管を塞ぐことにより下水道網にかなりの経済的損害を与える可能性がある。これら製品については、これら製品の材料特性や適切な廃棄物処理に関する情報が大きく欠けていることがよくある。従って、下水道を通して頻繁に処分される、或いはその他不適切に処分されるシングルユースプラスチック製品は、表示要件の対象となるべきある。表示は、製品の適切な廃棄物管理の選択肢、又廃棄物の階層に沿いその製品の回避すべき廃棄物処理手段、及び製品中のプラスチックの存在、並びに結果として生じるポイ捨てやその他不適切な廃棄による悪影響を消費者に情報提供すべきである。表示は、必要に応じ、シングルユースプラスチック製品の包装の上か、製品自体の上に直接するかのどちらかであるべきである。欧州委員会は、表示のためのハーモナイズした仕様を確立する権限を与えられるべきであり、そうするとき、それが効果的で明確に理解できること

を確実にするため、消費者の代表グループと共に提案された表示の認識を試みるべきである。漁具に関して、表示要件は既に規則(EC)No 1224/2009 に従って適用されていること。

(21) 適したより持続可能な代替品がないシングルユースプラスチック製品に関して、加盟国は又、汚染者負担原則に沿って、廃棄物管理とごみの清掃に必要な費用、同様にそうしたごみの予防と削減のための意識向上対策に必要な費用をカバーするため、拡大生産者責任スキームも導入すべきである。これらの費用は、費用対効果の高い方法でこれらのサービスを提供するために必要な費用を超えてはならず、関係者間で透明な方法で確立されるべきであること。

(22) 指令 2008/98/EC は、拡大生産者責任スキームの一般的な最低要件を定めている。これらの要件は、法制度による、又この指令の下での合意による実施の形態に係らず、本指令により確立された拡大生産者責任スキームに適用されるべきである。一部の要件の関連性は、製品の特性による。プラスチック製フィルター付きたばこ製品、ウェットワイプ及びバルーンは、廃棄物の階層性に沿って適切に処理するため、分別収集は必要ない。そのため、それら製品に対して分別収集を設定することは必須ではない。この指令は、指令 2008/98/EC に規定されたもの以外の新たな拡大生産者責任要件、例えば、ごみの清掃費用を賄うため特定のシングルユースプラスチック製品の生産者に対する要件を規定している。それらは又、たばこ製品の消費後の廃棄物を収集するための特定のインフラストラクチャーの費用、例えば一般的なごみのホットスポットでの適切な廃棄物収納器の費用をカバーしている。ごみを清掃するための費用の計算方法は、プロポーショナリティの検討を考慮に入れるべきである。管理費を最小限に抑えるため、加盟国は適切な複数年固定額を設定することにより、ごみの清掃のための財政的寄与を決定できるものとすること。

(23) 海洋ごみにおいて、廃棄された、失われた漁具含め、廃棄漁具に由来するプラスチックの大部分が、規則 (EC) No 1224/2009、指令 2000/59/EC 及び指令 2008/98/EC に示された既存の法定要件が、そうした漁具を収集と処理のために岸に戻すための十分なインセンティブを提供していないことを示している。欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/883[18]の下設定された間接料金システムは、船舶が海にある彼らの廃棄物を無料にするインセンティブを除去するためのシステムを提供し、デリバリの権限を保証している。しかしながら、そのシステムは、支払われるべき間接的な廃棄物料金のいかなる潜在的な増加も避けるため、漁師が彼らの漁具廃棄物を陸上に持ち帰ることに対し、更なる金銭的インセンティブにより補完されるべきである。漁具とプラスチックを含む漁具の部品が、廃棄物漁具の分別収集を確実にし、廃棄漁具の環境に健全な廃棄物管理、特にリサイクルにおいて財政支援するため、加盟国は、汚染者負担原則に従って、拡大生産者責任を導入すべきであること。

[18] Directive (EU) 2019/883 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on port reception facilities for the delivery of waste from ships, amending Directive 2010/65/EU and repealing Directive 2000/59/EC (OJ L 151, 7.6.2019, p. 116).

(24) プラスチックを含む漁具に対する拡大生産者責任の枠組みにおいて、加盟国は、この指令に記載した報告義務に沿ってプラスチックを含む漁具を監視し評価すべきであること。

(25) プラスチックを含む全ての海洋ごみは、環境とひとの健康にリスクを齎すことから取り組まれるべきであるが、プロポーショナリティの検討も考慮されるべきである。従って、プラスチックを含む漁具の漁業者自身や職人は、生産者と見なされず、拡大生産者責任に関する生産者の義務を果たす責任を負うべきではないこと。

(26) 持続可能な消費者の選択を支援し、責任ある消費者行動を促進するための経済的その他インセンティブは、この指令の目的を達成するための効果的手段となり得ること。

(27) シングルユースプラスチック製品である飲料ボトルは、EU の海岸で最もよく見られる海洋ごみのアイテムの 1 つである。これは、効果的でない分別収集システムと消費者によるそれらシステムへの参加の低さによるものである。より効率的な分別収集システムを推進する必要がある。それ故、シングルユースプラスチック製品である飲料ボトルについて、最低限の分別収集目標を設定する必要がある。廃棄物を分別収集する義務は、廃棄物を種類と性質により分けて保管することを求める一方、指令 2008/98/EC 第 10 条 (2) 及び第 10 条 (3) ポイント(a) による廃棄物の階層性に従って、高品質のリサイクルを妨げない限り、特定の種類の廃棄物と一緒に収集することが可能になるにちがいない。収集目標の設定は、加盟国で上市されるプラスチックボトルの量、或いは加盟国で発生するシングルユース廃プラスチックボトルの量に基づくべきである。加盟国で発生する廃棄物の量の計算には、廃棄物収集システムから逃れるごみを含め、発生した全てのシングルユース廃プラスチックボトルを十分考慮する必要がある。加盟国は、拡大生産者責任スキームの枠組みの中で、シングルユースプラスチック製品である飲料ボトルについて、分別収集目標を設定することにより、デポジット払い戻しスキームを確立することにより、又適切と思われるその他何らかの措置により、その最低目標を達成できねばならない。これは、収集率、収集された材料の品質、及びリサイクル材の品質に直接的なプラスの影響を与え、リサイクル事業及びリサイクル材市場に機会を提供する。それは、指令 94/62/EC で設定された包装廃棄物のリサイクル目標の達成を支援するであろうこと。

(28) プラスチックを含む海洋ごみになるポイ捨てやその他の不適切な廃棄方法を防止するため、利用可能な最も適切な廃棄物管理オプション及び/又は避けるべき廃棄物処理オプ

ション、適切な廃棄物管理に関する適正規範、及び不適切な処理方法による環境影響、並びに特定のシングルユースプラスチック製品及び漁具のプラスチック含有量、及び下水道への不適切な廃棄物廃棄の影響に關し消費者に適切に情報提供する必要がある。従って、加盟国は、そうした情報が消費者やユーザーに提供されることを確実にするための意識啓発措置を講じることを求められるべきである。この情報には、シングルユースプラスチック製品の使用を推奨するあらゆる宣伝用のコンテンツを含めるべきではない。加盟国は、製品の性質又その用途に基づき、最も適切な措置を選択できねばならない。シングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具の生産者は、彼らの拡大生産者責任義務の一環として、意識向上対策の費用を負担すべきであること。

(29) この指令の目的は、環境とひとの健康を守ることにある。司法裁判所が何度も開催してきたように、原則指令により課された義務が関係者により信頼されるという可能性を除外することは、EUの機能に関する条約第288条第3パラグラフが指令に帰している強制的効果とは相容れないだろう。その考査は特に指令に関して適用され、それは水生環境に対する特定のプラスチック製品の影響を防ぎそして減らすという目的を持っていること。

(30) この指令の実施を評価するため、EU内の海洋ごみのレベルを監視することが重要である。指令2008/56/ECに従い、加盟国は定期的に、プラスチックの海洋ごみを含め、海洋ごみの性状と量を監視するよう求められる。この監視データは又、欧州委員会に伝達されること。

(31) 加盟国は、本指令により採択された国の規定への違反に適用される罰則に關し規則を定め、それらが確実に実施されるようあらゆる措置を講じるべきである。その罰則は、効果的で、プロポーショナルなもので、そして説得力のあるものであるべきこと。

(32) 2016年4月13日付より良い法律作成に関する関係機関協定[19]パラグラフ22に従い、欧州委員会は、この指令の評価を行うべきである。その評価は、本指令の実施中に集約された経験及び収集されたデータ、及び指令2008/56/EC又指令2008/98/ECの下で収集されたデータに基づくべきである。その評価は、2030年以降のためのEU全体の削減目標の設定、及びEUにおける海洋ごみの監視の観点で、シングルユースプラスチック製品をリストしている附属書を見直す必要があるかどうかの評価、そしてその範囲を他のシングルユース製品に拡大することができるかどうかを含め、可能な更なる対策の評価の基礎を提供すべきであること。

[19] OJ L 123, 12.5.2016, p. 1.

(33) 本指令の実施のための統一された条件を確実にするため、消費削減の対象となるシン

グルユースプラスチック製品の年間消費量の計算方法と検証方法、シングルユースプラスチック飲料ボトルへの最低限リサイクル材料目標到達の計算規則と検証、特定のシングルユースプラスチック製品に付けられる表示の仕様、分別収集目標が設定されているシングルユースプラスチック製品の収集目標の計算と検証方法、及びこの指令の実施に関し加盟国により提供されるデータと情報の様式について、執行権限が欧州委員会に与えられるべきである。これらの権限は、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 182/2011[20]に従って行使されるべきであること。

[20] Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers ([OJ L 55, 28.2.2011, p. 13](#)).

(34) 加盟国が、所管当局と関係する経済部門との間の合意により、特定の要件が一致する前提で、本指令の特定条項の履行を選択することを認めることは適切であること。

(35) ごみとの闘いは、所管官庁、生産者及び消費者間で共有される努力である。EU 機関を含め公的機関は、事例により導かねばならないこと。

(36) この指令の目的には、即ち特定のシングルユースプラスチック製品、オキソ分解性プラスチックで製造された製品、及びプラスチックを含む漁具が、環境及びひとの健康に及ぼす影響を防止し軽減することにあり、革新的で持続可能なビジネスモデルの育成を含め、循環型経済への移行を促進し、この結果又域内市場の効果的機能に効果的に貢献するためには、加盟国により十分に達成されることはできないが、むしろ行動の規模や効果のために、EU レベルでより良く達成でき得ることがあるので、EU は、EU 条約第 5 条に規定されるように、補完性の原則に従って措置を採択できる。同条に規定されているプロポーショナリティの原則に従い、この指令はそれらの目的を達成するため必要なものを超えてはいないこと。

つぎの通りこの指令を採択した：

第1条 目的

この指令の目的は、特定のプラスチック製品が環境、特に水環境に及び人の健康に及ぼす影響を防止及び軽減すること、同様に革新的で持続可能なビジネスモデル、製品及び材料により循環型経済への移行を促進することにあり、こうして又域内市場の円滑な機能に貢献することにある。

第2条 適用範囲

- 1.この指令は、附属書にリストされたシングルユースプラスチック製品に、オキソ分解性プラスチックで製造された製品に、及びプラスチックを含む漁具に適用される。
- 2.本指令が指令 94/62/EC 又 2008/98/EC と矛盾する場合、本指令が優先するものとする。

第3条 定義

この指令の目的のため、つぎの定義が適用される：

- (1)「プラスチック」とは、添加物その他の物質が添加される可能性のある、そして化学変性をしていない天然ポリマーを除き、最終製品の主な構造的成分として機能できる、規則 (EC) No 1907/2006 第3条ポイント5で規定されるところのポリマーからなる材料を意味する；
- (2)「シングルユースプラスチック製品」とは、全体的に又は部分的にプラスチックから作られ、そのライフスパン内で、再充填のため生産者に戻され、又はそれが構想されたのと同じ目的のために再利用されることで、複数の受け渡しや通いを達成するよう構想され、設計され又上市されていない製品を意味する；
- (3)「オキソ分解性プラスチック」とは、酸化によりプラスチック材料の微細な断片化や化学的分解を引き起こす添加剤を含むプラスチック材料を意味する；
- (4)「漁具」とは、海洋生物資源を標的とし、捕獲し又は養殖するため漁業や水産養殖に使用される、又は海面に浮かび、海洋生物資源などを惹きつけ捕獲し又養殖する目的で開発されたあらゆるアイテム又は機材のピースを意味する；
- (5)「廃棄漁具」とは、指令 2008/98/EC 第3条ポイント1の廃棄物の定義に該当するあらゆる漁具を意味し、捨てる又見失う時を含め、そうした漁具の一部又は漁具に附帯する全ての個々のコンポーネンツ、物質又は材料を含める；
- (6)「上市」とは、加盟国市場で製品が初めて利用可能にされることを意味する；
- (7)「市場で利用可能」とは、有料無料を問わず、商業活動の経路で加盟国の市場で流通、消費或いは使用のための何らかの生産品の供給を意味する；
- (8)「ハーモナイズされた基準」とは、規則(EU)No 1025/2012 第2条ポイント1(c)に定義されるハーモナイズされた基準を意味する；

(9) 「廃棄物」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 1 に定義される廃棄物を意味する；

(10) 「拡大生産者責任スキーム」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 21 に定義される拡大生産者責任スキームを意味する；

(11) 「生産者」とは、つぎを意味する：

(a) 欧州議会及び閣僚理事会指令 2011/83/EU[21]第 2 条ポイント(7)で規定されるところの、遠隔契約の手段による、使用される販売技術に係らず、専門的に製造、充填、販売或いは輸入する、そしてその加盟国にシングルユースプラスチック製品を上市する加盟国で設立された、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1380/2013[22]3 第 4 条ポイント(28)に規定される漁業活動を実施しているひと以外の、プラスチックを含むシングルユースプラスチック製品や漁具の注文に応じるあらゆる自然人又は法人；又は、

[21] Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 304, 22.11.2011, p. 64).

[22] Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC (OJ L 354, 28.12.2013, p. 22).

(b) 指令 2011/83/EU 第 2 条ポイント(7)で規定されるところの遠隔契約の手段により、ある加盟国や第三国に設立され、民間世帯又は民間世帯以外のユーザーに、シングルユースプラスチック製品を直接他の加盟国内で専門的に販売するため設立された、規則 (EC) No 1380/2013 第 4 条ポイント(28)に規定される漁業活動を実施しているひと以外の、プラスチックを含むシングルユースプラスチック製品や漁具の注文に応じるあらゆる自然人又は法人；

(12) 「回収」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 10 に定義される回収を意味する；

(13) 「分別回収」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 11 に定義される分別回収を意味する；

(14) 「処理」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 14 に定義される処理を意味する；

(15) 「包装材料」とは、指令 94/62/EC 第 3 条ポイント 1 に定義される包装材料を意味する；

(16) 「生分解性プラスチック」とは、それが究極、二酸化炭素(CO₂)、バイオマス及び水に分解し、コンポスト化及び嫌気性消化を経て回収可能な包装材料の欧州基準に合致するような、物理的、生物的分解を進める能力のあるプラスチックを意味する；

(17) 「港湾受入施設」とは、指令 2000/59/EC 第 2 条ポイント(e)に定義される「港湾受入施設」を意味する；

(18) 「タバコ製品」とは、指令 2014/40/EU 第 2 条ポイント(4)に定義されるタバコ製品を意味する。

第 4 条 消費の削減

1. 加盟国は、EU の廃棄物政策、特に廃棄物防止の全体的な目的に沿って、附属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品の消費の意欲的かつ持続的な削減を達成するため、増大する消費動向の実質的な転換につながる必要な措置をとるものとする。それらの措置は、2022 年と比較して 2026 年までに、加盟国の領域において、附属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品の消費に測定可能な定量的削減を達成するものとする。

2021 年 7 月 3 日までに、加盟国は第 1 パラグラフに従って彼らが採択した措置の説明を作成し、この説明を欧州委員会に通知し、そしてそれを公表するものとする。加盟国は、説明に記載された措置が、それらの計画やプログラムを管理する EU の関連法に従って、それらの計画やプログラムを最初のその後の更新時、第 11 条に参照されるプログラム、又はこの目的のため出されたその他のプログラムに統合させるものとする。

それらの措置には、国内消費削減目標、最終消費者への販売地点で利用できる附属書パート A にリストされたシングルユースプラスチック製品の再利用可能な代替品を確実にする措置、最終消費者へのその販売地点でシングルユースプラスチック製品が無料で提供されないことを保証するような手段などの経済的手段、及び第 17 条 (3) に記載の契約が含まれる。加盟国は、それらが再利用可能であるか又はプラスチックを含まない代替品で代用されることを確実にするため、そうした製品のポイ捨て防止を目的として、指令 94/62/EC 第 18 条からの除外の中で販売制限を取ることができる。それらの対策は、ポイ捨て時を含めライフサイクル全体に亘り、それらシングルユースプラスチック製品の環境影響に応じ多

様化する場合がある。

このパラグラフに従って採択された措置は、プロポーショナルで差別のないものとする。加盟国は、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2015/1535[23]に従い、その指令に要求されている場合、これらの措置について欧州委員会に通知するものとする。

[23] Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical regulations and of rules on Information Society services (OJ L 241, 17.9.2015, p. 1).

このパラグラフの最初のサブパラグラフを遵守するため、各加盟国は上市されている附属書のパート A にリストされたシングルユースプラスチック製品と取られた削減措置を監視し、そして消費量への強制的な定量的 EU 目標設定を視野に入れ、本条第 2 パラグラフ及び第 13 条（1）により、欧州委員会に進捗を報告するものとする。

2.2021 年 1 月 3 日までに、欧州委員会は、附属書パート A にリストされたシングルユースプラスチックの消費の意欲的かつ持続的な削減の計算と検証のための方法を定めた施行法を採択するものとする。その施行法は、第 16 条（2）に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 5 条 上市制限

加盟国は、附属書のパート B にリストされたシングルユースプラスチック製品の及びオキソ分解性プラスチック製品の上市を禁止するものとする。

第 6 条 製品の要件

1.加盟国は、プラスチックで製造されたキャップや蓋をもち、附属書のパート C にリストされたシングルユースプラスチック製品が、その製品に意図された使用段階の間、キャップや蓋が容器に付いたままの状態のときだけ上市できるよう保証するものとする。

2.この条文の目的のため、プラスチックシールをもつ金属製のキャップや蓋は、プラスチックで製造されたと考えてはならない。

3.2019 年 10 月 3 日までに、欧州委員会は、欧州標準化機構に、パラグラフ 1 に参照される要件に関するハーモナイズされた基準を策定するよう求めるものとする。それらの基準は特に、炭酸飲料へのそれらを含め、容器のふたの必要強度、信頼性及び安全性を保証する必要性に係らねばならない。

4.EU 官報におけるパラグラフ 3 に参照されるハーモナイズされた基準への参考資料の公表日以降、それら基準或いはそのパートに適合したパラグラフ 1 に参照されるシングルユースプラスチック製品は、パラグラフ 1 に記載される要件に適合していると推定されるものとする。

5.附属書のパート F にリストされる飲料ボトルに関し、加盟国はつぎを保証するものとする

(a) 2025 年以降、ポリエチレンテレフタレートを主成分とし製造され、附属書パート F にリストされる飲料ボトル（以下、「PET ボトル」）は、当該加盟国の領域に上市された全ての PET ボトルの平均値として計算し、少なくとも 25% の再生プラスチックを含むこと；

(b) 2030 年以降、附属書パート F にリストされる飲料ボトルは、その加盟国の領域内に上市された全ての飲料ボトルの平均値として計算し、少なくとも 30% の再生プラスチックを含むこと。

2022 年 1 月 1 日までに、欧州委員会はこのパラグラフで確立された目標の計算と検証のための規則を定める施行法を採択するものとする。これらの施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 7 条 表示要件

1.加盟国は、上市され附属書のパート D にリストされているシングルユースプラスチック製品が、消費者につぎを知らせる、顕著で、明瞭で、消えにくい表示をその包装やその製品自体につけるよう保証しなければならない：

(a) その製品の適切な廃棄物の管理オプション、又は廃棄物の廃棄が、廃棄物ヒエラルキーに沿ってその製品を避けることを意味すること；及び、

(b) その製品におけるプラスチックの存在、及びその製品のポイ捨て或いは他の不適切な廃棄手段による環境へのネガティブな影響。

ハーモナイズされた表示規格は、パラグラフ 2 に沿って欧州委員会で設定されるものとする。

2.2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、次のパラグラフ 1 に参照される表示のためのハーモナイズした規格を確立する施行法を採択するものとする：

(a) 附属書パート D のポイント(1)、(2)及び(3)にリストされるシングルユースプラスチック製品の表示を、それらの製品の販売地点で及びグループ化された包装に付けることを示

す。複数の販売ユニットが購入地点でグループ化されている場合、各販売ユニットはその包装上に表示を付けるものとする。表示は、10 cm²未満の表面積の包装には必要ないものとする；

(b) 附属書のパート D のポイント(4)に記載されているシングルユースプラスチック製品の表示をその製品自体に付けることを示す；及び、

(c) 既存の業界別自主的アプローチを検討し、消費者を誤解させる情報を避ける必要性特に注意を払うものとする。

その施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

3.たばこ製品に関する本条の規定は、指令 2014/40/EU に定められているものに追加される。

第 8 条 拡大生産者責任

1.加盟国は、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8 条 a に従って、加盟国に上市されている附属書のパート E にリストされた全てのシングルユースプラスチック製品について、拡大生産者責任スキームを確立するものとする。

2.加盟国は、この指令の附属書のパート E セクション I にリストされているシングルユースプラスチック製品の生産者が、指令 2008/98/EC 及び指令 94/62/EC の拡大生産者責任規定に従って費用を負担することを保証し、そして現段階で含まれていない限り、以下の費用を負担するものとする：

(a) これらの製品に関しこの指令の第 10 条に規定されている意識啓発措置の費用；

(b) 公共の収集システムで廃棄されたそれら製品の廃棄物収集のための費用。インフラストラクチャとその運用、及びその廃棄物のその後の輸送と処理を含め；及び、

(c) それら製品によるごみを清掃するための費用、及びそのごみのその後の輸送と処理。

3.加盟国は、附属書パート E のセクション II 及び III にリストされているシングルユースプラスチック製品の製造者が、少なくとも以下の費用を負担するよう保証しなければならない：

(a) それら製品に関し第 10 条に規定されている意識啓発措置の費用；

- (b) それら製品によるごみを清掃するための費用、及びそのごみのその後の輸送と処理；
- (c) 指令 2008/98/EC 第 8a 条 (1) ポイント (c) によるデータ収集及び報告の費用。

この指令の附属書パート E セクションIIIに記載されているシングルユースプラスチック製品に関し、加盟国は、生産者が更に、インフラストラクチャーとその運用を含め、公共の収集システムにおける廃棄された製品の廃棄物収集コスト、及びその廃棄物のその後の輸送と処理をカバーすることを保証しなければならない。この費用には、それら製品の廃棄物収集のための特定のインフラストラクチャーの設置、一般的なごみのホットスポットでの適切なごみ収納器などが含まれる場合がある。

4. パラグラフ 2 及び 3 に言及され、カバーされるべき費用は、費用対効果の高い方法でそこで参照されるそれらサービスを提供するための必要な費用を超えてはならず、関係者間で透明な方法で設定されねばならない。ごみ清掃費用は、公的機関により、又それらを代表し行われる活動に限定されるものとする。計算方法は、ごみ清掃費用をプロポーショナルな方式で設定できる方法で開発されねばならない。管理費を最小限に抑えるため、加盟国は適切な複数年固定額を設定することにより、ごみ清掃費用への財政的寄与を決定することができる。

欧州委員会は、加盟国と協議し、パラグラフ 2 と 3 に言及されているごみ清掃コストに関する基準のガイドラインを公表するものとする。

5. 加盟国は、関係する全ての関係者の役割と責任を明確な方法で規定しなければならない。

包装材料に関し、役割と責任は指令 94/62/EC に従って規定されねばならない。

6. 各加盟国は、他の加盟国で設立され、その市場に製品を上市する製品の生産者が、その領域の拡大生産者責任スキームに関する生産者の義務を果たす目的で、その領域で設定される法人或いは自然人を公認代理人として指名できるものとする。

7. 各加盟国は、その領域に設立された生産者が、それが設立されていない他の加盟国で、附属書のパート E にリストされたシングルユースプラスチック製品及び漁具を販売するとき、その加盟国で公認代理人を指名するよう保証しなければならない。公認代理人は、この指令に従って、その他の加盟国の領域内でその生産者の義務を果たす責任者でなければならぬ。

8.加盟国は、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8 条 a に従って、加盟国で上市されたプラスチックを含む漁具について、拡大生産者責任スキームが確立されることを保証するものとする。

指令 2008/56/EC 第 3 条ポイント 1 で規定される海水域をもつ加盟国は、リサイクルのためプラスチックを含む廃棄漁具の国の最低収集率を設定するものとする。

加盟国は、強制的な定量的 EU 収集目標設定の視点で、加盟国に上市されたプラスチックを含む漁具、並びに収集されたプラスチックを含む廃棄漁具を監視し、この指令の第 13 条(1)に従って欧州委員会に報告しなければならない。

9.この指令のパラグラフ 8 に従って設立された拡大生産者責任スキームに関し、加盟国は、プラスチックを含む漁具の生産者が、指令(EU)2019/883 による十分な港湾受入施設に、又その指令の範囲外の同等の他の収集システムに引き渡されたプラスチックを含む廃棄漁具の分別収集費用、及びその後の輸送処理の費用を賄うことを保証するものとする。生産者は又、プラスチックを含む漁具に関し第 10 条に言及されている意識啓発措置の費用も負担しなければならない。

このパラグラフに規定された要件は、港湾受入施設に関する EU 法で漁船からの廃棄物に適用される要件を補足する。

欧州委員会は、閣僚理事会規則 (EC) No 850/98[24]に定められた技術的措置を棄損することなく、再利用のための準備を促し、廃棄時リサイクル性を促進するため漁具の循環型設計に関するハーモナイズされた基準を開発するよう欧州標準化機構に要請するものとする。

[24] Council Regulation (EC) No 850/98 of 30 March 1998 for the conservation of fishery resources through technical measures for the protection of juveniles of marine organisms (OJ L 125, 27.4.1998, p. 1).

第 9 条 分別収集

1.加盟国は、つぎをリサイクルに分別して収集するため必要な措置を講ずるものとする、

(a) 附属書のパート F にリストされたシングルユースプラスチック製品の廃棄量が、2025 年までに、特定の年に上市されたそうしたシングルユースプラスチック製品の重量換算 77% に等しくなる。

(b) 附属書のパート F にリストされたシングルユースプラスチック製品の廃棄量が、2029 年までに、特定の年に上市されたそうしたシングルユースプラスチック製品の重量換算

90%に等しくなる。

加盟国内で上市され附属書のパート F にリストされたシングルユースプラスチック製品は、その加盟国で同じ年に発生したごみを含め、そのような製品から発生する廃棄物の量に等しいと見なすことができる。

その目的を達成するために、加盟国はとりわけ：

- (a) デポジット返金スキームを確立する；
- (b) 関連する拡大生産者責任スキームに別途の収集目標を設定する。

最初のサブパラグラフは、指令 2008/98/EC 第 10 条 (3) ポイント (a) を棄損することなく適用されるものとする。

2. 欧州委員会は、パラグラフ 1 に示した目標を達成するための適切な措置、とりわけデポジット払い戻しスキームに関し、加盟国間の情報交換及び適正規範の共有を促進するものとする。欧州委員会は、こうした情報交換及び適正規範の共有結果を公表するものとする。

3. 2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、本条パラグラフ 1 に示した分別収集対象の計算及び検証のための方法を定めた施行法を採択するものとする。その施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 10 条 意識向上対策

加盟国は、本指令の対象となる製品からのポイ捨てを減らすため、消費者に情報提供し、責任ある消費者行動を奨励するための措置を講じ、そして附属書のパート G にリストされたシングルユースプラスチック製品の消費者とプラスチックを含む漁具のユーザーに、次に関し情報提供する措置を講じるものとする：

- (a) シングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具の再利用可能な代替品、再利用システム、及び廃棄物管理オプションの利用可能性、並びに指令 2008/98/EC 第 13 条に従って実行される健全な廃棄物管理の適正規範；
- (b) それらシングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具のポイ捨てその他不適切な廃棄物処理が環境、特に海洋環境に及ぼす影響；及び、
- (c) それらシングルユースプラスチック製品の不適切な廃棄物処理が下水道ネットワークに与える影響。

第 11 条 措置の調整

各加盟国は、第 4 条(1)の第 1 サブパラグラフを棄損することなく、この指令の移転と実施に要する措置が、海洋水域を有する加盟国そのため指令 2008/56/EC 第 13 条に従って設立されたその措置のプログラム、指令 2000/60/EC 第 11 条に従って設立された措置プログラム、指令 2008/98/EC 第 28 条と第 29 条に従って設立された廃棄物管理計画及び廃棄物防止プログラム、及び指令(EU)2019/883 の下設定される廃棄物受入処理計画の不可欠な部分を構成し、整合していることを保証しなければならない。

この指令の第 4~9 条を移転及び実施するため加盟国がとる措置は、食品衛生及び食品安全に妥協しないことを保証するよう EU 食品法に適合しなければならない。加盟国は、食品接触用材料に可能性があるとき、シングルユースプラスチックに対し、持続可能な代替品の使用を勧めなければならない。

第 12 条 シングルユースプラスチック製品の規格とガイドライン

食品容器が、この指令の目的とするシングルユースプラスチック製品に見なされるかどうか決定するため、食品容器に関し付属書にリストされた基準とともに、そのポイ捨てとなる傾向は、その大きさやサイズにより、特に一人前のものが決定的役割を果たす。

2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、加盟国と協議のうえ、この指令の目的から何がシングルユースプラスチック製品と見なされるべきか、適宜事例を含めガイドラインを公表するものとする。

第 13 条 情報システムと報告

1. 加盟国は、暦年ごとに、欧州委員会に以下のことを報告しなければならない。

- (a) 第 4 条 (1) に従った消費の低減を実証するため、毎年加盟国に上市される、付属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品に関するデータ；
- (b) 第 4 条 (1) の目的のため加盟国によりとられた措置に関する情報；
- (c) 付属書のパート F にリストされ、毎年加盟国で分別収集されるシングルユースプラスチック製品について、第 9 条 (1) に従った分別収集目標達成を実証するためのデータ；
- (d) 每年加盟国で収集されるプラスチックを含む漁具及び収集された廃棄漁具に関するデータ；

(e) 第 6 条 (5) に従った目標達成を実証するため、附属書のパート F にリストされている飲料ボトルにおけるリサイクル材の含有量に関する情報；及び、

(f) 第 8 条 (3) に従って収集された附属書のパート E セクションIIIにリストされているシングルユースプラスチック製品の消費済廃棄物に関するデータ。

加盟国は、データが収集された報告年の末から 18 ヶ月以内にそのデータと情報を電子的に報告しなければならない。そのデータと情報は、本条パラグラフ 4 に従い欧州委員会により定められた様式で報告されねばならない。

最初の報告期間は、最初の報告年が暦年の 2023 年となるべき最初のサブパラグラフのポイント (e) 及び (f) を除き、2022 年とする。

2.この条文に従って加盟国により報告されたデータと情報には、質のチェックについて報告書を添付しなければならない。データと情報は、パラグラフ 4 に従って欧州委員会により定められた様式で報告されねばならない。

3.欧州委員会は、この条文に従って報告されたデータと情報を検討し、その検討結果に関する報告書を公表するものとする。報告書は、加盟国で使用されたデータと情報収集の構成、データと情報の出所及び方法、並びにそのデータと情報の完全性、信頼性、適時性及び一貫性を評価しなければならない。評価には、改善のための具体的勧告が含まれる場合がある。報告書は、加盟国による最初のデータと情報の報告後、その後指令 94/62/EC 第 12 条 (3c) に想定された間隔で作成されねばならない。

4.2021 年 1 月 3 日までに、欧州委員会は、本条パラグラフ 1 のポイント (a) 及び (b) 並びにパラグラフ 2 に従ってデータと情報の報告様式を定める施行法を採択するものとする。

2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、本条パラグラフ 1 のポイント (c) 及び (d) 並びにパラグラフ 2 に従ってデータ報告様式を定める施行法を採択するものとする。

欧州委員会は、2022 年 1 月 1 日までに、本条パラグラフ 1 のポイント (e) 及び (f) 並びにパラグラフ 2 に従ってデータと情報の報告様式を定める施行法を採択するものとする。

その施行法は第 16 条 (2) に参照される検査手続きにより採択されねばならない。指令 94/62/EC 第 12 条に従って作成された様式が考慮されねばならない。

第 14 条 罰則

加盟国は、本指令に従って採択された国内規定の侵害に適用される罰則に関する規則を定め、それらが確実に実行されるようにするため必要な全ての措置を講ずるものとする。規定される罰則は、効果的で、プロポーショナルなもので、かつ説得力のあるものとする。加盟国は、2021 年 7 月 3 日までに、それら規則及びそれら措置について欧州委員会に通知し、それに影響するその後の改正について通知するものとする。

第 15 条 評価と見直し

1. 欧州委員会は、2027 年 7 月 3 日までに、本指令の評価を実施しなければならない。評価は、第 13 条に従って利用可能な情報に基づくものとする。加盟国は、評価の目的及び本条 パラグラフ 2 に参照される報告の作成に必要な追加情報を欧州委員会に提出するものとする。

2. 欧州委員会は、パラグラフ 1 に従って行われた評価の主な知見についての報告を、欧州議会、閣僚理事会及び欧州経済社会委員会に提出しなければならない。適切な場合、その報告書には立法案を添付しなければならない。その提案は、適切な場合、廃棄漁具に、強制的な定量的消費削減目標を設定し、強制的な収集率を設定するものとする。

3. 報告書はつきを含まねばならない：

(a) ガラス及び金属製の飲料容器に使用されるプラスチック製のキャップ及び蓋に関するものを含め、シングルユースプラスチック製品をリストした附属書を見直す必要性の評価；

(b) 漁具への強制的収集率、及び特に附属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品の消費低減のための強制的な定量的 EU 目標設定の実現可能性の検討。加盟国における消費レベルと既に達成した削減を考慮して；

(c) 本指令の対象となるシングルユースプラスチック製品に使用される材料の変化、並びに再利用可能な代替物に基づく新たな消費パターン及びビジネスモデルの評価；これには、可能な限り、こうした製品及びそれら代替品の環境影響を評価する全体的 LCA が含まれねばならない；及び、

(d) この指令の範囲にあるシングルユースプラスチック製品に適用可能な海洋環境における生分解性の基準又は標準に関する科学的及び技術的進捗の、及び二酸化炭素 (CO₂)、バイオマスおよび水へ完全分解を保証するシングルユースの代替品の評価。プラスチックが海洋生物にとって有害ではなく、環境中でプラスチックの蓄積を引き起こさない十分に短い時間スケール内で。

4. パラグラフ 1 により実施される評価の一環として、欧州委員会は、附属書のパート E セクションIIIにリストされたシングルユースプラスチック製品に関し本指令の下でとられた措置を再検討し、そして主な知見に関し報告書を提出するものとする。本報告書は又、その使用済み廃棄物への強制的収集率設定への可能性を含め、附属書のパート E セクションIIIにリストされたシングルユースプラスチック製品の使用済み廃棄物削減のため強制的措置の選択肢を考慮しなければならない。この報告書には、適切な場合、立法案が添付されねばならない。

第 16 条 委員会の手続

1. 欧州委員会は、指令 2008/98/EC 第 39 条により設立された委員会により支援されるものとする。その委員会は、規則 (EU) No 182/2011 の意味する委員会とする。

2. このパラグラフを参照する場合、規則 (EU) No 182/2011 第 5 条が適用されるものとする。

委員会が意見を表明しない場合、欧州委員会は施行法案を採択してはならず、規則 (EU) No 182/2011 第 5 条 (4) の第 3 サブパラグラフが適用されるものとする。

第 17 条 移転

1. 加盟国は、2021 年 7 月 3 日までに、本指令を遵守するために必要な法令、規則及び行政措置を発効させるものとする。彼らは直ちに欧州委員会に情報提供しなければならない。

但し加盟国は、つぎを遵守するため必要な措置を適用するものとする：

- 第 5 条は 2021 年 7 月 3 日より；

- 第 6 条 (1) は 2024 年 7 月 3 日より；

- 第 7 条 (1) は 2021 年 7 月 3 日より；

- 第 8 条は 2024 年 12 月 31 日までに、但し 2018 年 7 月 4 日までに制定された拡大生産者責任スキームに関して。そして附属書パート E セクションIIIにリストされるシングルユースプラスチック製品に関しては 2023 年 1 月 5 日まで；

加盟国がこのパラグラフに言及される措置を採択するとき、加盟国はこの指令への言及を含めるか、又は公表の際そうした言及を伴うものとする。こうした言及がどのようになされ

るべきかは、加盟国より示すものとする。

2.加盟国は、この指令の対象となる分野で採択された国内法の主な措置のテキストを、欧州委員会に通知するものとする。

3.第4条及び第8条に定められた廃棄物管理目標と目的が達成されることを条件に、加盟国は、所管官庁と関係する経済業界間の合意により、附属書のパートEセクションIIIにリストされたシングルユースプラスチック製品を除き、第4条(1)及び第8条(1)と(8)に規定された措置を置き換えることができる。

そのような合意は以下の要件を満たすものとする：

- (a) 合意が執行可能である；
- (b) 合意は、対応する期限とともに目的を特定する必要がある；
- (c) 合意は、公に等しく利用できる国の官報や公式文書に掲載され、欧州委員会に送付されている；
- (d) 合意の下で達成された結果は、定期的に監視され、管轄当局及び欧州委員会に報告され、合意に定められた条件の下で公に利用可能にされる；
- (e) 所管官庁は、合意の下で達成された進捗を調査する規定を作成するものとする；
- (f) 合意に違反した場合、加盟国は立法、規則又は行政措置により、本指令の関連規定を実施しなければならない。

第18条 発効

この指令は、EU官報に掲載されてから20日目に発効する。

第19条 関与

この指令は、加盟国に関わる。

2019年6月5日ブリュッセルにて採択、

欧洲議会を代表し 議長 A.Tajani

閣僚理事会を代表し 議長 G.Ciamba

附属書

パート A 消費低減に関し第4条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)飲料用カップ、カバーと蓋を含め；

(2)食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物；

(a)その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b)通常は入れ物から消費され、そして、

(c)調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパケットやラップは除く。

パート B 上市への制限に関し第5条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)綿棒、閣僚理事会指令 90/385/EEC[1]又は閣僚理事会指令 93/42/EEC[2]の範囲内にある場合を除き；

[1] Council Directive 90/385/EEC of 20 June 1990 on the approximation of the laws of the Member States relating to active implantable medical devices (OJ L 189, 20.7.1990, p.17).

[2] Council Directive 93/42/EEC of 14 June 1993 concerning medical devices (OJ L 169, 12.7.1993, p.1).

(2)カトラリー（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）；

(3)プレート；

(4)ストロー、指令 90/385/EEC 又は指令 93/42/EEC の範囲内にある場合を除き；

(5)飲料スターラー；

(6)バルーンに取り付けるため及び支えるためのスティック。スティックなどの機構を含め、工業用又は他の専門的用途のバルーン及び消費者に配布されない用途のバルーンを除き；

(7)発泡ポリスチレン製の食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物；

(a) その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b) 通常は入れ物から消費され、そして、

(c) 調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパケットやラップは除く；

(8) 発泡ポリスチレン製の飲料容器。それらのキャップや蓋を含め；

(9) 発泡ポリスチレン製の飲料用カップ。それらのキャップや蓋を含め。

パート C 製品要件に関し第 6 条(1)~(4)でカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1) 最大 3 リットルまでの容量の飲料容器、即ちキャップと蓋を含む飲料ボトル、及びキャップと蓋を含む複合飲料包装など液体を入れるため使用される入れ物。ただしつぎでないもの：

(a) プラスチック製のキャップや蓋を持つガラス製及び金属製の飲料容器、

(b) 欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 609/2013[3] 第 2 条ポイント (g) に規定された液状の特殊医療目的の食品に意図され使用される飲料容器。

[3] Regulation (EU) No 609/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on food intended for infants and young children, food for special medical purposes, and total diet replacement for weight control and repealing Council Directive 92/52/EEC, Commission Directives 96/8/EC, 1999/21/EC, 2006/125/EC and 2006/141/EC, Directive 2009/39/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Regulations (EC) No 41/2009 and (EC) No 953/2009 (OJ L 181 29.6.2013, p. 35).

パート D 表示要件に関し第 7 条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1) 生理用ナプキン (パッド)、タンポン及びタンポンアプリケータ；

(2) ウェットワイプ、即ち予め温らされたパーソナルケア及び家庭用ワイプ；

(3) フィルター付きタバコ製品及びタバコ製品と組み合わせて使用するため市販されているフィルター；

(4)飲料用カップ。

パート E

I.拡大生産者責任に関し第8条(2)にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物：

(a)その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b)通常は入れ物から消費され、そして、

(c)調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパケットやラップは除く；

(2)更なる調理なしにパケットやラップから直ちに消費が意図される食品を含む軟質素材で製造されたパケットやラップ；

(3)最大3リットルまでの容量の飲料容器、即ちキャップと蓋を含む飲料ボトル、及びキャップと蓋を含む複合飲料包装など液体を入れるため使用される入れ物。ただしプラスチック製のキャップや蓋をもつガラス製及び金属製の飲料容器ではないもの；

(4)飲料用カップ、それらのカバーと蓋を含め；

(5)指令94/62/EC第3条ポイント1cに規定された軽量のプラスチック製キャリアバッグ。

II.拡大生産者責任に関し第8条(3)にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)ウェットワイプ、即ち予め湿らされたパーソナルケア及び家庭用ワイプ；

(2)バルーン、消費者に配布されない産業用その他専門的な使用及び用途のためのバルーンを除き。

III.拡大生産者責任に関し第8条(3)にカバーされる他のシングルユースプラスチック製品
　　フィルター付きタバコ製品及びタバコ製品と組み合わせて使用するために市販されているフィルター。」

パート F 分別収集に関する第 9 条及び製品要件に関する第 6 条(5)に含まれるシングルユースプラスチック製品

キャップとフタを含め、最大 3 リットルの容量のボトル。ただしつぎでないもの：

(a) プラスチック製のキャップや蓋を持つガラス製及び金属製の飲料ボトル、

(b) 規則 (EU) No 609/2013 第 2 条ポイント (g) に規定されている液状の特殊医療目的の食品用に意図され使用される飲料ボトル。

パート G 意識向上に関し第 10 条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1) 食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物：

(a) その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b) 通常は入れ物から消費され、そして、

(c) 調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパケットやラップは除く；

(2) 更なる調理なしにパケットやラップから直ちに消費が意図される食品を含む軟質素材で製造されたパケットやラップ；

(3) 最大 3 リットルまでの容量の飲料容器、即ちキャップと蓋を含む飲料ボトル、及びキャップと蓋を含む複合飲料包装など液体を入れるため使用される入れ物。ただしプラスチック製のキャップや蓋をもつガラス製及び金属製の飲料容器ではないもの；

(4) 飲料用カップ；

(5) フィルター付きタバコ製品及びダバコ製品と組み合わせて使用するために市販されているフィルター；

(6) ウェットワイプ、即ち予め湿らされたパーソナルケア及び家庭用ワイプ；

(7) バルーン、消費者に配布されていない産業用その他専門的な使用及び用途のためのバル

ーンを除き；

(8)指令 94/62/EC 第 3 条ポイント 1c に規定された軽量のプラスチック製キャリアバッグ；

(9)生理用ナプキン（パッド）及びタンポンとタンポンアプリケータ」

官報「「欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 について、廃棄物のシングルユースプラスチック飲料ボトルの分別収集に関するデータの計算、検証及び報告の観点に適用するルールを記載する 10 月 1 日付欧州委員会施行法 (EU) 2021/1752」2021 年 10 月 4 日
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2021.349.01.0019.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2021%3A349%3ATOC

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

特定プラスチック製品の環境影響低減に関する 2019 年 6 月 5 日欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 [1]、特にその第 9 条 (3) 及び第 13 条 (4) を考慮し、

[1] OJ L 155, 12.6.2019, p.1.

一方：

(1) 指令 (EU) 2019/904 は、その指令付属書パート F に記載される廃棄物のシングルユースプラスチック飲料ボトル（「廃棄物のシングルユースボトル」）のリサイクルに関する分別収集の目標を設定している。指令 (EU) 2019/904 第 9 条 (1) に従い、上市されるそうした全てのシングルユースボトルの 2025 年目標は 77w/w% であり、2029 年目標は 90% である。欧州委員会は、これらの分別収集目標の計算と検証の方法論、及び加盟国が毎年分別回収した廃棄物のシングルユースボトルに関するデータを報告する様式を定めねばならないこと。

(2) データの比較可能性を確保するため、廃棄物のシングルユースボトルの回収された重量を測定するポイントを決定する詳細ルールを設定する必要がある。これらルールは、既存の分別収集の慣行、及びそうしたボトルに加え、収集された廃棄物に存在する他の材料及び物質の量を考慮に入れる必要があること。

(3) 報告されるデータの比較可能性を確保するため、指令 (EU) 2019/904 第 9 条 (1) に記載される 2 つの代替方法の適用方法に関する詳細ルールを提供する必要がある。廃棄物のシングルユースボトルの量と、上市されているそうしたシングルユースボトルの量を決定すること。

(4) 収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量に関するデータの正確性を確保する

ため、報告様式は、分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの量の計算に関する全てのパラメーターが特定されていることを確認する必要がある。これらのパラメーターがデータの計算と検証に適用される方法論の説明が提供されること。

(5) 廃棄物を分別収集する義務は、廃棄物を種類と性質により分別することを要求するが、これが廃棄物階層に従って高品質のリサイクルを妨げない限り、指令 2008/98/EC 第 10 条 (2) 及び第 10 条 (3) ポイント (a) により、特定種類の廃棄物を一緒に収集することは可能なはずであること。

(6) 指令 (EU) 2019/904 第 9 条 (3) に言及される廃棄物のシングルユースボトルの分別収集目標の計算と検証の方法論は、参照されるそうした分別収集に関する報告様式と密接に関連する。これらの措置の主題及びそれらが適用される意味合いを考慮し、その指令第 13 条 (4) に記載されている。従って、廃棄物のシングルユースボトルの分別収集に関する計算、検証、及び報告に関するルール間の一貫性を確保し、これらのルールへのアクセスを容易にするため、これら両方のルールに基づいてこの法を採用することが適切であること。

(7) この決定で規定されている措置は、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC 第 39 条により設立された委員会の意見[2]に準拠していること。

[2] Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives (OJ L 312, 22.11.2008, p. 3).

以下の決定を採択した：

第 1 条

分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの量の計算と報告の方法論

1. 指令 (EU) 2019/904 付属書パート F に記載される分別収集された廃棄物のシングルユースプラスチック飲料ボトル（「廃棄物のシングルユースボトル」）の量は、分別収集された廃棄物の重量を、上市されているそうしたシングルユースボトル（「上市されているシングルユースボトル」）の重量で割ることによって計算されるものとする。結果として得られる比率は%で表される。

2. 加盟国は、附属書 I に規定された公式を適用し、分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの量を計算するものとする。

第 2 条

分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を決定する方法論

1.廃棄物のシングルユースボトルの重量には、キャップと蓋の重量が含まれるものとする。

2.廃棄物のシングルユースボトルの重量には、残った飲料の重量を含めないものとする。

3.廃棄物のシングルユースボトルの重量には、上市されているシングルユースボトルの重量にも含まれている場合に限り、ラベルと接着剤の重量を含めることができる。

4.廃棄物のシングルユースボトルは、次のいずれかの条件が満たされた場合、分別収集されたものと見なされる：

(a) 廃棄物のシングルユースボトルが、他の廃棄物とは別にリサイクルするため収集されている；

(b) 廃棄物のシングルユースボトルが、都市ごみの他の廃棄物包装の一部であり、又はリサイクルのため分別収集された都市ごみの他の包装プラスチック以外、金属、紙、又はガラス画分と一緒に収集されている、そして、

(i) 収集システムは、有害物質を含む可能性のある廃棄物を収集しない；

(ii) 廃棄物の収集とその後の分別は、収集された廃棄物のシングルユースボトルが、そうしたボトルやその他廃棄物に由来しないで、廃プラスチックから汚染されるのを最小限に抑えるよう設計及び実施される；

(iii) (i) 及び (ii) に定められた条件が満たされていることを確認するため、廃棄物処理業者により品質保証システムが設定されている。

5.パラグラフ 4 ポイント (b) (iii) に言及される品質保証システムは、以下の要件を満たさねばならない：

(a) 収集された廃棄物のシングルユースボトルが、パラグラフ 4 ポイント (b) (i) 及び (ii) に規定された条件に準拠することを保証するため、必要な範囲で、要員の適切性、彼らの知識と技能、及び施設と設備の組織化を考慮しなければならない；

(b) 検証操作は、事前に確立された指示及び手順に従って実行されるものとする；

(c) 独立した第 3 者により認証されるものとする。

6. パラグラフ 4 ポイント (a) に従って分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量は、それらが収集された時点又は分別操作の出力時に測定されるものとする。このようなボトルの重量は、ボトルを数え、各ボトルサイズの重量、ボトルのポリマータイプ、蓋とキャップ、及びその後の分別操作での損失を考慮した換算係数を適用することにより計算できる。

7. パラグラフ 1 (注: 4 の間違いか) ポイント (b) に従って分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量は、それらが、収集された他の廃棄物から分離される分別操作の出力で測定されるものとする。

8. 分別作業の出力に、同じポリマーの廃棄物のシングルユースボトルその他包装廃棄物が存在する場合、廃棄物のシングルユースボトルの重量は、分別操作の入力における廃棄物のシングルユースボトルの割合に比例するものとする。そのシェアは、代表的サンプリングとその後の組成分析に基づいて決定されるものとする。

第3条

上市されているシングルユースボトルの重量を決定する方法論

1. 上市されるシングルユースボトルの重量には、飲料を充填した後に上市されたうちボトルの重量のみが含まれるものとする。

2. 上市されるシングルユースボトルの重量は、事業者又は自然人が個人的に使用するため、そうしたボトルについて、EU 内で有意な輸入、輸出その他の動きがある場合、そうした動きを考慮に入れ調整される場合がある。

3. 加盟国が、指令 (EU) 2019/904 第 9 条 (1) 第 2 サブパラグラフに記載されるような製品から発生する廃棄物の重量に基づいて、上市されるシングルユースボトルの重量を決定する場合、その廃棄物の重量には以下が含まれるものとする：

(a) 第 2 条 (4) ポイント (a) 及び (b) に定められた要件を満たしているかどうかに關係なく、分別収集された廃棄物のシングルユースボトル；

(b) 混合都市ごみとして収集された廃棄物のシングルユースボトル；

(c) 廃棄物収集システムの外でごみとして処分された廃棄物のシングルユースボトル、その後収集されたかどうかに係わりなく。

最初のサブパラグラフのポイント (b) 及び (c) に言及されるボトルの重量は、第 4 条に規定されるサンプリング方法及び廃棄物組成分析を適用することにより計算されるものとする。

第 4 条

混合都市ごみとして収集された、又はごみとして処分された廃棄物のシングルユースボトルの重量を計算するためのサンプリング方法と廃棄物組成分析

1. 廃棄物組成分析のデータ収集は、調査と代表的なサンプルの収集に基づくものとする。このデータ収集では、以下を考慮に入れる必要がある：

(a) 廃棄物収集システムの外にごみとして処分された廃棄物のシングルユースボトルの季節変動；

(b) 都市化のレベルの変動；

(c) 都市ごみ収集の頻度、種類、場所の違い。

2. パラグラフ 1 に言及されるデータ収集及び分析は、特定の加盟国の全領域を対象とするものとする。

第 5 条

データの収集と報告

1. 第 2 条 (4)、第 2 条 (9) (注：(9)はない) 及び第 3 条に従って上市された廃棄物のシングルユースボトル及びシングルユースボトルの重量を計算するためのデータの収集は、毎年実施されるものとする。加盟国は、可能な限り、電子レジストリを使用しデータを収集及び報告するものとする。

2. 加盟国は、指令 (EU) 2019/904 第 13 条 (1) ポイント (c) に言及されるデータを、この決定の付属書 II に規定されている様式で報告し、この決定の付属書 III に規定された様式のデータに関し、同指令第 13 条 (2) に言及される品質確認報告を提出するものとする。

3. 欧州委員会は、加盟国がパラグラフ 2 に言及される報告書で特定データの公開を差し控えるように正当な要求を提供しない限り、加盟国により報告されたデータを公開するものとする。

第 6 条

この決定は加盟国に向けられる。

2021年10月4日、ブリュッセルで採択された。

欧洲委員会を代表し、委員長 VON DER LEYEN

「シングルユースプラスチック飲料ボトルの分別収集に関するデータの計算、検証、及び報告に関するルールを定めた欧州委員会施行決定への附属書」

https://www.komora.cz/files/uploads/2021/06/EU-75_21-EK-P%C5%99%C3%ADloha.pdf

附属書I 分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの量の計算式

$$A_{SCB} = (W_{SCB\, apart} + W_{SCB\, blended}) / (W_{BPM} + W_{EWG}) * 100\%$$

ここで：

A_{SCB} とは、第 1 条に言及されるように、廃棄物のシングルユースボトルをリサイクルするため分別収集された量を意味する。

W_{SCB apart} とは、第 2 条 (4) ポイント (a) に従って、他の廃棄物からリサイクルするため別途分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を意味する。

W_{SCB blended} とは、第 2 条 (4) ポイント (b) に従って、他の廃棄物と一緒にリサイクルするため分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を意味する。

W_{BPM} とは、第 3 条 (1) 及び (2) に言及されるように、上市されるシングルユースボトルの重量を意味する。

W_{EWG}とは、第3条(3)に言及されるように、上市される製品から発生する廃棄物の重量に基づき決定されたシングルユースボトルの重量を意味する。

$$W_{BPM} = W_{BPM\,gross} - W_{B\,out} + W_{B\,in\,from\,other\,MS\,or\,imported}$$

$W_{BPM\,gross}$ は、第 3 条 (1) に言及されるように、上市されるシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{B\ out}$ とは、第 3 条 (2) に言及されるように、事業者又は自然人が個人的に使用するため他の加盟国に輸出又は移動した、上市されるシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{B\ in}$ とは、第 3 条 (2) に言及されているように、事業者又は自然人が個人的に使用するため他の加盟国から輸入又は受け取った、上市されるシングルユースボトルの重量を意味する。

$$W_{B\ out} = W_{B\ out\ moved\ to\ other\ MS} + W_{B\ out\ exp} + W_{B\ out\ moved\ to\ other\ MS\ by\ natural\ persons} + W_{B\ out\ by\ natural\ persons}$$

$W_{B\ out\ moved\ to\ other\ MS}$ とは、事業者により他の加盟国に移動された、上市されたシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{B\ out\ exp}$ とは、事業者により輸出された、上市されたシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{B\ out\ moved\ to\ other\ MS\ by\ natural\ persons}$ とは、自然人が個人的使用のため他の加盟国から移動した、上市されたシングルユースボトルの推定重量を意味する。

$W_{B\ out\ by\ natural\ persons}$ とは、自然人が個人的に使用するため輸出した、上市されたシングルユースボトルの推定重量を意味する。

$$W_{B\ in} = M_{B\ in\ from\ other\ MS} + W_{B\ in\ imported} + W_{B\ in\ moved\ from\ other\ MS\ for\ personal\ use} + W_{B\ in\ for\ personal\ use}$$

(注 : $W_{B\ in\ moved\ from\ other\ MS\ for\ personal\ use}$ は、下記 $W_{B\ in\ moved\ from\ other\ MS\ by\ natural\ persons}$ と同義、 $W_{B\ in\ for\ personal\ use}$ は下記 $W_{B\ in\ for\ natural\ persons}$ と同義と考えられる。)

$M_{B\ in\ from\ other\ MS}$ とは、他の加盟国から事業者が受け取った、上市されたシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{B\ in\ imported}$ とは、事業者が輸入した、上市されたシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{B\ in\ moved\ from\ other\ MS\ by\ natural\ persons}$ とは、自然人が自分の個人的な使用のため他の加盟国から移動した、上市されたシングルユースボトルの推定重量を意味する。

$W_{B\ in\ for\ natural\ persons}$ とは、自然人が個人的に使用するために輸入した、上市されたシングルユースボトルの推定重量を意味する。

$$W_{EWG} = TW_{SCB} + W_{other\ SCB} + W_{MSW} + W_{Litter}$$

TW_{SCB} とは、第 3 条 (3) ポイント (a) に言及されるように、第 2 条 (4) ポイント (a) 及び (b) に定められた要件に従って、リサイクルのため分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を意味する。

$W_{other\ SCB}$ とは、第 3 条 (3) ポイント (a) に言及されるように、第 2 条 (4) 及び (b) に定められた要件に従わず、リサイクルのため分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を意味する。

W_{MSW} とは、第 3 条 (3) ポイント (b) に言及されるように、混合都市ごみとして収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を意味する。

W_{Litter} とは、第 3 条 (3) ポイント (c) に言及されるように、ごみとなったシングルユースボトルの重量を意味する。

附属書 II データ報告のための様式

I. 第 3 条に定められた方法論に基づき計算されたデータ報告の様式

表 1- 第 3 条に従って計算された上市されたシングルユースボトルの重量（トン単位で）

国：	
参照年：	
第 3 条 (1) に従って計算されたトン単位のシングルユースボトルの重量	
上市されたシングルユースボトルの重量 (1)	
第 3 条 (2) に従って計算されたシングルユースボトルの重量の調整	
事業者が輸入した上市されたシングルユースボトルの重量 (2)	
事業者が他の加盟国から受け取った、上市されたシングルユースボトルの重量 (3)	

事業者により輸出された、上市されたシングルユースボトルの重量 (4)	
事業者により他の加盟国に移動された、上市されたシングルユースボトルの重量 (5)	
自然人が個人的に使用するため輸出した、上市されたシングルユースボトルの推定重量 (6)	
自然人が個人的に使用するため輸入した、上市されたシングルユースボトルの推定重量 (7)	
自然人が個人的に使用するため他の加盟国に移動した、上市されたシングルユースボトルの推定重量 (8)	
自然人が自分の個人的に使用ため他の加盟国から移動した、上市されたシングルユースボトルの推定重量 (9)	
上市されたシングルユースボトルの重量の調整 (10)	

第3条(3)に従って計算されたそうした製品から生成された重量に基づき決定され、上市されたシングルユースボトルの重量

第3条(3)に言及されるように、第2条(4)(a)及び(b)に定められた要件に従ってリサイクルのために分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量 (11)	
第3条(3)(a)に言及される第2条(4)(a)及び(b)に定められた要件に従わずして分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量 (12)	
混合した都市ごみとして収集されたシングルユースボトルの廃棄物の重量 (13)	
ごみとなったシングルユースボトルの重量 (14)	

注記：

濃い色のボックス：報告は任意

II. 第2条(4)に定められた方法論に基づき計算されたデータの報告様式

表2-第2条(4)に従って計算された廃棄物のシングルユースボトルをリサイクルするために分別収集された重量(トン)

国：	
参照年：	
a) 他の廃棄物から分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量 (15)	

b) 他の廃棄物と一緒に収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量 (16)	
---	--

- (1) 第3条(1)に従って計算。 $(W_{BPM\ gross})$
- (2) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ in\ imported})$
- (3) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ in\ from\ other\ MS})$
- (4) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ out\ exp})$
- (5) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ out\ moved\ other\ MS})$
- (6) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ out\ by\ natural\ persons})$
- (7) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ in\ by\ natural\ persons})$
- (8) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ out\ moved\ to\ other\ MS\ by\ natural\ persons})$
- (9) 第3条(2)に従って計算。 $(W_{B\ in\ moved\ from\ other\ MS\ by\ natural\ persons})$
- (10) 第3条(2)に従って計算。 (W_{BPM})
- (11) 第3条(3)ポイント(a)に従って計算。 (TW_{SCB})
- (12) 第3条(3)ポイント(a)に従って計算。 $(W_{other\ SCB})$
- (13) 第3条(6)ポイント(b)に従って計算。 (W_{MSW})
- (14) 第3条(6)ポイント(c)に従って計算。 (W_{Litter})
- (15) 第2条(4)ポイント(a)に従って計算。 $(W_{SCB\ apart})$
- (16) 都市ごみの他の廃棄物包装画分と一緒に収集されるか、リサイクルのため分別収集され、第2条(4)ポイント(b)に従って計算された、都市ごみの他の無害な包装材料以外のプラスチック、金属、紙、又はガラス画分と一緒に収集される。 $(W_{SCB\ blended})$

附属書 III 品質チェックレポート様式

I. 一般情報

1.1. 加盟国：	
1.2. データと説明を提出する組織：	
1.3. 連絡先：	
1.4. 連絡先メールアドレス：	
1.5. 連絡先の電話番号：	
1.6. 基準年：	
1.7. 納期/バージョン：	
1.8. 加盟国によるデータ公開へのリンク (ある場合)：	

II. データ収集に関する機関の説明

機関の名称	主な責任者の説明

必要に応じて行を追加

III. 使用した方法の説明

3.1. 上市したシングルユースボトル（附属書 II、表 1）

3.1.1. 調査と組成分析の方法論の説明

上市したシングルユースボトルの重量が、そうした製品から発生する廃棄物の重量に基づいて決定される場合、サンプリング及び廃棄物組成分析に使用される方法論の説明は、第 4 条に言及されている。

	使用された方法論	反映された要因
混合した都市ごみとして収集された廃棄物のシングルユースボトル		
ごみとして処分された廃棄物のシングルユースボトル		

3.1.2. 上市されたシングルユースボトルの重量と、発生する包装廃棄物の重量その他関連する問題との間の重大な不一致の説明

必要に応じ、計画又は実施された是正措置の説明

必要に応じて行を追加

3.2. 分別収集された廃棄物のシングルユースボトルに関する情報（附属書 II、表 2）

3.2.1. 分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの重量を決定する方法とソースの説明

文別収集された廃棄物のシングルユースボトルのシェアを計算するため考慮される慣行、及び他の廃棄物と一緒に収集された廃棄物のシングルユースボトルが、 その他の廃棄物から分別収集された廃棄物のシングルユースボトルに比較できる質をもつと見なす方法論を説明する。第 2 条 (4) (b) ポイント (i) 及び (ii) に定められた条件が満たされているこ

とを検証するため、廃棄物処理業者により設定された品質保証システム及び第3者の認証文書を含める。

必要に応じて追加

IV. データ検証及び制御システム

4.1 分別収集された廃棄物のシングルユースボトルに関するデータの検証

検証及び管理手順	下記データに適用					必要に応じ、追加コメント
	上市されたシングルユースボトル (y/n)	廃棄物のシングルユースボトル (y/n)	第2条(4)ポイント(a)に言及されるように、他の廃棄物と分別収集された廃棄物のシングルユースボトル (y/n)	第2条(4)、ポイント(b)に言及されるように、他の廃棄物と一緒に収集された廃棄物のシングルユースボトル (y/n)	シングルユースボトルの一部でなく、分別収集により獲得された他の材料を考慮した調整(1) (y/n)	
データの完全性チェック						
クロスチェック						
時系列チェック						
監査チェック						
その他(具体的に)						

4.2 廃棄物のシングルユースボトル、上市されたシングルユースボトル、及び/又は分別収集された廃棄物のシングルユースボトルについて報告されたデータの精度に影響を与える主な要因の説明

データの信頼性に	要因	データの精度がど
----------	----	----------

影響を与える潜在的要因	上市されたシングルユースボトル (y/n)	廃棄物のシングルユースボトル (y/n)	廃棄物の分別収集されたシングルユースボトル (y/n)	のように影響を受けるか、及び不正確なデータの影響を最小限に抑えるためどの方法が適用されているかの説明
サンプリングエラー (2) (例: 変動係数)				
カバレッジエラー (3) (例 : de-minimis ルール、地域カバレッジ)				
測定誤差 (4) (例: 測定ユニット、キャップと蓋を含め、空のシングルユースボトルの一部でない材料)				
データ収集テスト機器 (5) (例: アンケートのテスト)				
エラーの処理 (6) (例: エラーの識別、エラーの修正)				
無応答のエラー (7)				
モデル仮定のエラー (8)				
その他 (具体的に記入)				

(1) ラベル、接着剤、ボトルに含まれていた飲料の残留物、及びシングルユースボトル又はそのキャップと蓋の一部ではない他の材料。

(2) 推定変動係数と分散推定に適用される方法論を説明する。

- (3) カバレッジエラーの種類とサイズを説明する。
- (4) 潜在的リスクを軽減し、エラーを回避する手段を説明する。
- (5) 品質を確保するため適用される手段と方法論及び関連するデータ収集手段について説明する。
- (6) データ収集と統計の作成の間の処理ステップを説明し、識別された処理エラーとその範囲をリストする。
- (7) 主な変数と代入方法（ある場合）の単位と項目の無応答率を説明する。
- (8) モデル仮定のエラーのタイプとサイズを説明する。

4.3 廃棄物のシングルユースボトル、上市されたシングルユースボトル、及び/又は分別収集された廃棄物のシングルユースボトルに関するデータ収集のための調査範囲と妥当性の説明

必要に応じて行を追加

4.4 過去の参照年に報告されたデータの違い

過去の参照年に使用された計算方法と比較した、現在の参照年に使用された計算方法の大変な方法論の変更（特に遡及的改訂、その性質、及びシリーズの中間に特定の年のフラグを立てる必要があるかどうか）。

必要に応じて行を追加

4.5 トン数の違いの説明

報告されたデータが、前の参照年に提出されたデータと比較し 10%を超える変動を示している場合。

廃棄物のシングルユースボトル、上市されているシングルユースボトル、及び/又は分別収集された廃棄物のシングルユースボトルの成分の違いの理由又は根本的原因。

廃棄物のシングルユースボトル、上市されたシングルユースボトル、及び/又は分別収集された廃棄物のシングルユースボトル	変動 (%)	変動の主な理由

--	--	--

必要に応じ行を追加

V. 守秘義務

このレポートでの特定データの公開を差し控える要求の正当性と、差し控えるよう要求された特定部分のリスト。

--

VI. 主要な国内ウェブサイト、参照文書及び出版物

このデータ収集に関する主要な Web サイト、参照ドキュメント、及び出版物の名前と URL。

--

必要に応じ行を追加

官報「ある種のシングルユースプラスチック製品の消費削減に関する計算、検証及び報告、及び加盟国が取る措置について、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 に適用するルールを記載する 2022 年 2 月 4 日付欧州委員会施行決定 (EU) 2022/162」2022 年 2 月 7 日

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2022.026.01.0019.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A026%3ATOC

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

特定プラスチック製品の環境影響低減に関する 2019 年 6 月 5 日欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 (1)、特にその第 4 条 (2) 及び第 13 条 (4) の最初のサブパラグラフを考慮し、

(1) OJ L 155, 12.6.2019, p. 1.

一方：

(1) 指令 (EU) 2019/904 は、加盟国に対し、その指令の付属書のパート A に記載されているシングルユースプラスチック製品の消費に野心的かつ持続的に削減する措置を講じる義務を定めている（シングルユースプラスチック製品）。欧州委員会は、その消費削減の計算と検証のための方法論を定めることになっていること。

(2) 指令 (EU) 2019/904 は又、加盟国に対し、毎年上市されるシングルユースプラスチック製品に関するデータ及び削減のため講じられた措置、品質チェックレポートを含め、そうした製品の消費に関する情報を欧州委員会に報告する義務を定めている。欧州委員会は、その報告の形式を定めることになっていること。

(3) 指令 (EU) 2019/904 は、シングルユースプラスチック製品の消費を野心的かつ持続的に削減するため採用する措置を決定する際、加盟国に幅広い裁量権を与えていた。これら対策は、シングルユースプラスチック製品がごみになる時期を含め、ライフサイクル全体の環境影響により異なる場合があり、それらはプロポーショナルであり、かつ差別的ではあってはならないこと。

(4) 上市されるシングルユースプラスチック製品のプラスチック含有量の重量に基づいて

消費の削減量を測定することは、プラスチックごみによる環境汚染の観点からそうした製品の環境影響を反映するため適切な測定方法である。この方法では又、重量と材料に基づく、欧州委員会決定 2005/270/EC (2) に規定される包装及び包装廃棄物の測定方法と報告形式も考慮されること。

(2) Commission Decision 2005/270/EC of 22 March 2005 establishing the formats relating to the database system pursuant to Directive 94/62/EC of the European Parliament and of the Council on packaging and packaging waste (OJ L 86, 5.4.2005, p. 6), as amended by Commission Implementing Decision (EU) 2019/665 of 17 April 2019 (OJ L 112, 26.4.2019, p. 26).

(5) 上市されるシングルユースプラスチック製品の数に基づいて消費の削減量を測定することも、製品レベルで、廃棄物防止、従ってプラスチックの潜在的環境汚染削減に対する消費削減の影響を監視する適切な方法であること。

(6) 指令 (EU) 2019/904 第 4 条により加盟国に与えられた裁量の広いマージンを考えると、加盟国は、上市されるプラスチック製品の総重量又は上市されるそうした製品の数のいずれかに基づいて消費削減を計算するかどうかの選択を与えられるべきである。どちらの方法論も、消費傾向と廃棄物発生の防止、及び再利用可能又はプラスチックを含まない代替品への製品の代替に講じられた措置の影響を監視に適切なデータを提供するため、加盟国にはオプションを与える必要がある。これら 2 つの方法論から、消費削減方針及び指令 (EU) 2019/904 第 4 条に基づいて講じられた措置と互換性のある方法論を選択すべきであること。

(7) 特定の加盟国において、上市されるシングルユースプラスチック製品の数又は重量が、卸売リレベルでのシングルユースプラスチック製品の中で、その加盟国におけるシングルユースプラスチック製品の消費を代表していない場合、こうした動きを考慮に入れるため、加盟国は重量又は数を調整することを許可されること。

(8) 加盟国が重量ベースの方法論を適用することを選択した場合、こうした情報はデータの比較可能性に寄与するため、上市された一部がプラスチックでできているシングルユースプラスチック製品の総重量に関するデータも報告する必要がある。また指令 (EU) 2019/904 に定められた消費削減要件の影響のより広範な概要を取得することを可能にすること。

(9) 指令 (EU) 2019/904 に従ってシングルユースプラスチック製品の消費量削減を達成するため加盟国が講じた措置について、欧州委員会の概要を容易にするため、こうした措置

の様々なカテゴリのリストの報告形式には指標を含める必要がある。ただし加盟国は、指標リストに明示的に記載されていない場合でも、実施された全ての措置を報告する必要があること。

(10) データの正確性と検証を確実にするため、報告様式は、上市されたそうした製品に関するデータ報告のため、シングルユースプラスチック製品の消費量削減の計算と検証に関する全てのパラメータを確実にする必要がある。そして消費量削減を達成するため取られた措置の報告に特定され、消費削減の計算及び検証に適用される方法を設定する必要があること。

(11) 指令 (EU) 2019/904 の第 4 条 (2) に言及される、シングルユースプラスチック製品の消費量削減の計算と検証のための方法論、及びシングルユースプラスチック製品に関する上市されたプラスチック製品の使用データの報告のための様式、及びその指令第 13 条 (4) に言及される加盟国が講じた措置に関する情報は、その主題の観点から密接に関連している。従って、シングルユースプラスチック製品の消費削減の計算、検証、報告に関する規則間の一貫性を確保し、これらの規則へのアクセスを容易にするため、これらの両方の規定に基づいてこの法律を採用することが適切であること。

(12) この決定で規定されている措置は、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC 第 39 条により設立された委員会 (3) の意見に準拠していること。

(3) Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives (OJ L 312, 22.11.2008, p. 3).

つぎの決定を採択した：

第 1 条 シングルユースプラスチック製品の消費量削減を計算するための方法論

1. 加盟国は、以下のパラメータのいずれかに基づき、シングルユースプラスチック製品の消費量削減を計算するものとする：

(a) 历年に加盟国で上市されたシングルユースプラスチック製品のプラスチックの総重量；

(b) 历年に加盟国で上市されたシングルユースプラスチック製品の数。

2. 加盟国は、附属書 I に定められた式に従って、歴年に加盟国で上市されたシングルユースプラスチック製品の消費量削減を計算するものとする。

3. シングルユースプラスチック製品が最終消費者又はユーザーに利用可能になる前に、それらの製品の EU 域内で重要な輸出入やその他の動きがある場合、加盟国は、こうした動きを考慮に入れるため、パラグラフ 1 に言及されているように、上市されたシングルユースプラスチック製品の重量又は数を整合させることができる。

第 2 条 データの報告

1. 加盟国は、指令 (EU) 2019/904 第 13 条 (1) ポイント (a) に言及される、上市されたシングルユースプラスチック製品に関するデータを決定するため、この決定の第 1 条に従って付属書 II に定められた形式で計算し報告するものとする。

2. 加盟国は、指令 (EU) 2019/904 第 13 条 (1) ポイント (b) に言及される消費削減措置に関する情報を、この決定の付属書 III に定められた形式で報告するものとする。

3. 加盟国は、本条で言及されているデータ及び情報に関する品質チェック報告書を、付属書 IV に規定される形式で提出するものとする。

4. 欧州委員会は、品質チェック報告書に含まれる情報に関し、加盟国が特定データの公開を差し控える正当な要求を提供しない限り、加盟国により報告されたデータを公開するものとする。

5. 加盟国は、可能な限り、電子レジストリを使用しデータを収集し、欧洲委員会に報告するものとする。

第 3 条 発効

この決定は、欧洲連合官報に掲載されてから 20 日後に発効するものとする。

2022 年 2 月 4 日、ブリュッセルで採択された。

欧洲委員会を代表し、議長 VON DER LEYEN

附属書 I シングルユースプラスチック製品の消費量削減を計算するための式

指令 (EU) 2019/904 付属書パート A ポイント (1) に言及される、飲料用のシングルユースプラスチックカップ (飲料用カップ) の場合：

$$\text{ConRedCfB} = \frac{\text{PoMCFB}(t) - \text{PoMCFB}(t2022)}{\text{PoMCFB}(t2022)} \times 100$$

指令 (EU) 2019/904 付属書パート A ポイント (2) に言及されるシングルユースプラスチック食品容器 (食品容器) の場合 :

$$\text{ConRedFC} = \frac{\text{PoMFC}(t) - \text{PoMFC}(t2022)}{\text{PoMFC}(t2022)} \times 100$$

ここで :

CfB は飲料用のカップを意味する ;

FC は食品容器を意味する ;

ConRed は、暦年ごとの加盟国の消費量削減を意味する ;

PoMCFB はつぎを意味する :

(a) 特定の暦年に加盟国で上市された飲料用カップに含まれるプラスチック (トン) の総重量。関連する場合、第 1 条 (3) に従って調整される。ここで第 1 条 (1) ポイント (a) に言及される方法論が、消費量削減の計算に適用される。

(b) 特定の暦年に加盟国で上市された飲料用シングルユースプラスチックカップの総数。関連する場合、第 1 条 (3) に従って調整される。ここで第 1 条 (1) ポイント (b) に言及される方法論が、消費量削減の計算に適用される。

PoMFC はつぎを意味する :

(i) 特定の暦年に加盟国で上市された食品容器に含まれるプラスチック (トン) の総重量。関連する場合、第 1 条 (3) に従って調整される。ここで第 1 条 (1) ポイント (a) に言及される方法論が、消費量削減の計算に適用される。

(ii) 特定の暦年に加盟国で上市された食品容器の総数。関連する場合、第 1 条 (3) に従って調整される。ここで第 1 条 (1) ポイント (b) に言及される方法論が、消費量削減の計算に適用される。

t2022 は、暦年 2022 年である基準年を意味する ;

t は、参照年 (データが収集及び報告される年) を意味する。

附属書 II 上市されたシングルユースプラスチック製品のデータ報告のための様式

	プラスチックの重量 (1) (トン)	総重量 (2) (トン)	製品 (3) (千台)
指令 (EU) 2019/904 付 属書パート A ポイント (1) に言及される完全 にプラスチック製の飲 料用のシングルユース プラスチックカップ(カ バーと蓋を含む)			
指令 (EU) 2019/904 付 属書パート A ポイント (2) に言及される完全 にプラスチック製のシ ングルユースプラスチ ック食品容器			
指令 (EU) 2019/904 付 属書パート A ポイント (1) に言及される一部 プラスチック製の飲料 用のシングルユースプ ラスチックカップ(カバ ーと蓋を含む)			
指令 (EU) 2019/904 付 属書パート A ポイント (2) に言及される一部 プラスチック製のシン グルユースプラスチッ ク食品容器			

(1) 加盟国が第1条(1)ポイント(a)に規定された方法論を適用する場合、データ提供は必須であり、第1条(3)に従って調整することができる。加盟国が第1条(1)ポイント(b)に規定された方法論を適用する場合、データ提供は任意である。

(2) 加盟国が第1条(1)ポイント(a)に規定された方法論を適用する場合、データ提供は必須であり、第1条(3)に従って調整することができる。加盟国が第1条(1)、ポイン

ト (b) に規定された方法論を適用する場合、データ提供は任意である。

(3) 加盟国が第 1 条 (1)、ポイント (b) に規定された方法論を適用する場合、データ提供は必須であり、第 1 条 (3) に従って調整することができる。加盟国が第 1 条 (1) ポイント (a) に規定された方法論を適用する場合、データ提供は任意である。

附属書 III 消費量削減策に関する情報を報告する様式

1. 指令 (EU) 2019/904 付属書パート A ポイント (1) に言及される、飲料用のシングルユースプラスチックカップ (SUP CfB) の消費量削減を達成する措置 (カバーと蓋を含む)

消費量削減策	措置の規格 (サブカテゴリ)	措置の定量的/定性的説明	措置の効果	措置の法的性質(自主的/強制的)	措置の範囲 (地方、地域、国その他)	措置のターゲットグループ (生産者、輸入者、加工事業者、消費者)
定量的目標	—上市され、消費者が利用できる SUP CfB のシェアを減らす定量的目標。 —上市され、消費者が利用できる SUP CfB の再利用可能な代替品のシェアを増やす定量的目標					
SUP CfB の持続可能な代替品の推進(再利用可	—行政における SUP CfB の再利用可能					

能なプラス チック CFB を含め)	な代替案を 促進する措 置 一大規模な 公共イベン トで消費者 が SUPCfB の再利用可 能な代替品 を利用でき るようにす る経済事業 者の義務又 はインセン ティブを確 立する措置 一消費者が 自分の飲み 物用のコッ プを持参で きるシステ ム「持参」を 確立するた めの措置。 一 SUPCfB の再利用可 能な代替手 段を提供す るビジネス モデルの推 進 一最終消費 者への販売 時点で持続 可能な代替 CFB を提供				
--------------------------	---	--	--	--	--

	<p>する経済事業者の義務 又はインセンティブを確立する措置 一人々に詰め替え可能なコップ又は蛇口からの飲み物を持参することを奨励する無料の公共飲料水源の促進。</p>				
経済的手段	<ul style="list-style-type: none"> — SUPCfBを上市する際経済事業者に課せられる課税 — グリーン公共調達 — デポジット返戻システム — SUPCfBの再利用可能な代替品を上市する経済事業者への補助金又は減税 — SUPCfBの再利用可能な代替品 				

	<p>を購入又は持参する消費者に割引を保証する手段</p> <p>— SUPCfB の生産者に対する拡大生産者責任義務</p>				
上市と使用の制限	<p>—指令(EU)2019/904 第4条(1)第3サブパラグラフに言及される、再利用可能、プラスチックを含まない、又はプラスチックの含有量が少ない代替品に確實に置き換えるためのSUPCfB の上市制限</p> <p>—特定の場所(公共の海岸や公園など)で、又は特定の経済運営者や行政機関がSUPCfB を利用できる</p>				

	ことに対する制限 一消費者に飲み物を提供する際のSUPCfB の使用に関する制限				
指令 (EU) 2019/904 第 17 条 (3) に基 づく管轄 当局と経済 部門との間の 合意	一上市される SUPCfB の数を減らす定量的目標を含む合意 一再利用可能な代替品又はプラスチックを含まない製品を上市する定量的目標を含む合意。 一消費者に通知する、又は消費者に SUPCfB の代替品の使用又はシステムの再利用を奨励する[関連する経済部門の]経済事業者に対する義務を含む合意				関係するセクターと契約に加入している事業者の数

意識向上策 [SUPCfB に 焦点を当て]	<p>—ポイ捨てや その他不適 切な廃棄物 処理による、 SUP CfB の 環境影響に ついての認 識を高める ためのキャ ンペーン。こ れには、ポイ 捨てのクリ ーンアップ キャンペーンの一環も 含まれる。</p> <p>— SUP CfB の持続可能 な代替品の 宣伝 (例: 再 利用可能な 飲料カップ)</p> <p>—再利用可 能なスキ ームに関連す る場の宣伝 (例:「マイ カップ持参」 スキーム)</p>				
その他の対 策	特定された い				

必要に応じて行を追加。

2. 指令 (EU) 2019/904 付属書パート A ポイント (2) に言及されるシングルユースプラスチック食品容器 (SUP FC) の消費量削減を達成する措置

消費削減策	措置の規格	措置の定量	措置の効果	措置の法的	措置の範囲	措置のター
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	(サブカテゴリ)	的/定性的説明		性質(自主的/強制的)	(地方、地域、国その他)	ゲットグループ(生産者、輸入者、加工業者、消費者)
定量的目標	<p>—上市され、消費者が利用できる SUPFC のシェアを減らす定量的目標</p> <p>—上市され、消費者が利用できる SUPFC の再利用可能な代替品のシェアを増やす定量的目標</p>					
SUPFC の持続可能な代替品の推進(再利用可能なプラスチックを含め)	<p>—行政における SUPFC の再利用可能な代替案を促進する措置</p> <p>—大規模な公共イベントで消費者が SUPFC の再利用可能な代替品を利用できるようする経済事業者</p>					

	<p>の義務又はインセンティブを確立する措置</p> <p>—消費者が自分の食品容器を持参できるシステム「持参」を確立する措置</p> <p>—デポジットシステムなど、SUPFCの再利用可能な代替手段を提供する経済事業者の義務又はインセンティブを確立する措置</p> <p>— SUPFCの持続可能な代替案を提供するビジネスモデル</p>				
--	---	--	--	--	--

	ルの推進					
経済的手段	<ul style="list-style-type: none"> — SUPFCを上市する経済事業者への課税 — SUPFCの再利用可能な代替品を上市する経済事業者に対する補助金又は減税 — グリーン公共調達 — デポジット返還スキーム — SUPFCの再利用可能な代替品を購入する消費者に割引を保証する手段 					
上市と使用の制限	<ul style="list-style-type: none"> — 指令(EU)2019/904 第4条(1)第3サブパラグラフに言及される、再利用可能、プラスチックを含まない、又はプラスチックの含有 					

	<p>量が少ない代替品に確実に置き換える SUPFC の上市制限</p> <p>—特定の場所(公共のビーチや公園など)で、又は特定の経済運営者や行政機関が SUPFC を利用できることに対する制限</p> <p>—消費者に食品を提供する際の SUPFC の使用に関する制限</p>				
指令 (EU) 2019/904 第 17 条 (3) に基づく管轄 当局と経済 部門の間の 合意	<p>—上市される SUPFC の数を減らす定量的目標を含む合意</p> <p>—再利用可能な代替品又はプラスチックを含まない製品を上市するための定量的目標を含む合意</p>				関係するセクターと契約に加入している事業者の数

	<p>—消費者に通知する、又は消費者に SUP FC の代替品の使用又はシステムの再利用を奨励する、[関連する経済セクターの]経済事業者に対する義務を含む合意</p>				
意識向上策 [SUPFC を 中心に]	<p>—ポイ捨てその他不適切な廃棄物処理による、 SUP FC の環境影響について認識を高めるためのキャンペーン。これには、ポイ捨てのクリーンアップキャンペーンの一環も含まれう。</p> <p>— SUP FC の持続可能な代替品の宣伝(再利用可能な食品容器など)</p>				

	一再利用可能なスキームに関する場の宣伝 (例:「自分の食品容器持参」スキーム)				
その他の対策	特定されたい				

必要に応じて行を追加

附属書 IV 品質チェックレポートの様式

1.一般情報

1.1. 加盟国 :

1.2. データと説明を提出する組織 :

1.3. 担当者/連絡先の詳細 :

1.4. 基準年 :

1.5. 提供日/版 :

1.6. 加盟国によるデータ公開へのリンク (ある場合) :

2.データ収集に関する当事者の説明 :

施設の名称	主な責任者の記述

必要に応じて行を追加

3.使用した方法の説明

a. 加盟国で上市された指令 (EU) 2019/904 付属書パート A ポイント (1) に言及される飲料用のシングルユースプラスチックカップのデータを計算するためのデータソース (カバーと蓋を含む)

データソース	使用したデータソース (はい/いいえ)	適用された方法の説明	全データでの共有
デポジット払い戻し			

スキームからのデータ			
拡大生産者責任(EPR)スキームデータ。生産者又は生産者に代わってEPRを実施している組織からのデータ			
上市された飲料用のシングルユースプラスチックカップに関するセンター登録簿からのデータ			
自治体からのデータ			
監査			
電子レジストリ			
管理レポート			
生産統計-国別コード			
税統計			
業界統計			
その他情報源(具体的に)			

b.加盟国に上市された指令(EU) 2019/904付属書のパートAポイント(2)に言及されるシングルユースプラスチック食品容器のデータを計算するためのデータソース

データソース	使用したデータソース(はい/いいえ)	適用された方法の説明	全データでの共有
デポジット払い戻しスキームからのデータ			
拡大生産者責任(EPR)スキームデータ。生産者又は生産者に代わってEPRを実施している組織			

からのデータ			
上市された飲料用のシングルユースプラスチックカップに関するセンター登録簿からのデータ			
自治体からのデータ			
監査			
組成分析			
電子レジストリ			
管理レポート			
生産統計-国別コード			
税統計			
業界統計			
その他情報源（具体的に）			

c.第1条(1) ポイント(a)に言及される方法を使用してデータを重量で報告する場合、加盟国の中上市されたシングルユースプラスチック製品に含まれるプラスチックの重量の推定値のデータ収集が、そうした製品の総重量が使用されている市場全体をカバーしていない場合、プラスチックの追加重量を報告された総重量の%で示されたい。

考慮される特定の問題	見積りを決定するため適用された方法の説明(5)	%	
フリーライダー(1)			
EU内の私的な動き、輸入/出入(2)			
オンライン販売(3)			
デミニミスルール(4)			
その他（具体的に）			

d.第1条(1) ポイント(b)に言及される方法論を使用し製品の数によってデータが報告される場合、加盟国の中上市されたシングルユースプラスチック製品の数の推定値のデータ収集が、市場全体をカバーしていない場合、追加された製品の数を報告された総数の%で示さ

れたい

考慮される特定の問題	見積りを決定するために適用された方法の説明 (5)	%
フリーライダー (5)		
EU 内の私的な動き、輸入/輸出 (6)		
オンライン販売 (7)		
デミニミスルール (8)		
その他 (具体的に)		

4.データ検証及び制御システム

a.加盟国の上市されたシングルユースプラスチック製品に関するデータの検証

検証及び管理手順	つぎの全ての関連データに適用される		必要に応じ、追加のコメント
	上市された指令 (EU) 2019/904 付属書のパート A ポイント (1) に言及される、カバーと蓋を含む、飲料用のシングルユースプラスチックカップ (はい/いいえ)	上市された指令 (EU) 2019/904 付属書パート A ポイント (2) に言及されるシングルユースプラスチック食品容器 (はい/いいえ)	
データの完全性チェック			
クロスチェック			
時系列チェック			
監査チェック			
その他 (具体的に)			

b.加盟国の上市されたシングルユースプラスチック製品のデータの精度に影響を与える主要因の説明

データの信頼性[精度]に影響を与える	つぎに関する何らのデータに関連する要因		データの精度がどのように影響を受ける
	上市された指令	上市された指令	

可能性のある要因	(EU) 2019/904 付 属書パート A ポイント(1)に言及される、カバーと蓋を含む、飲料用シングルユースプラスチック食品容器 (はい/いいえ)	(EU) 2019/904 付 属書パート A ポイント(2)に言及されるシングルユースプラスチック食品容器 (はい/いいえ)	か、及びそうした影響を最小限に抑えるためとの方法が適用されるかの説明
サンプリング誤差 (9)(変動係数など)			
カバレッジエラー (10) (例: デミニミスルール、地域カバレッジ)			
測定誤差 (11)			
データ収集テスト仕組み(12) (例: アンケート)			
処理エラー (13)			
無回答エラー (14)			
モデル仮定エラー (15)			
その他 (具体的に記入されたい)			

c.加盟国に上市されたシングルユースプラスチック製品に関するデータを収集するための調査の範囲と妥当性の説明

必要に応じて行を追加

d.過去の報告年に報告されたデータとの違い

過去の基準年に使用された計算方法と比較したとき、現在の基準年に使用された計算方法の大幅な方法論の変更 (特に遡及的改訂、その性質、及び特定の年にブレークフラグが必要かどうかを含め)

必要に応じて行を追加

e.加盟国に含まれるプラスチックの重量及びシングルユースプラスチック製品の総重量又は加盟国に上市されるそうした製品の数が、以前と比較して 10%以上増加した場合、報告年、その違いの理由の説明

上市されたシングルユース プラスチック製品	変動 (%)	変動の主な理由

必要に応じて行を追加

5.守秘義務

第 2 条 (4) に従って、この品質チェック報告の特定の部分の公開を差し控える正当性と、差し控えることが要求される部分のリスト

--

必要に応じて行を追加

6.主要な国内ウェブサイト、参照文書及び出版物

このデータ収集に関連する主要な Web サイト、参照ドキュメント、及び出版物の名前と URL を入力されたい。

--

必要に応じて行を追加

(1) フリーライダーとは、シングルユースプラスチック製品を上市するが、他の生産者と個別に又は集合的に EPR の責任を果たさない生産者又は流通業者という。

(2) 連合内での動き、及びエンドユーザーに販売された後の製品の輸出入。

(3) 市場データの掲載には、遠隔通信による販売が含まれている必要がある。

(4) 上市されたシングルユースプラスチック製品の報告に適用されるデミニミスルール。

(5) フリーライダーとは、シングルユースプラスチック製品を上市するが、他の生産者と個別に又は集合的に EPR の責任を果たさない生産者又は流通業者という。

(6) EU 域内での動き、及びエンドユーザーに販売された後の製品の輸出入。

- (7) 市場データの掲載には、遠隔通信による販売が含まれている必要がある。
- (8) 上市されたシングルユースプラスチック製品の報告に適用されるデミニミスルール。
- (9) 推定変動係数と分散推定に適用される方法論を説明。
- (10) カバレッジエラーの種類とサイズを説明。
- (11) 潜在的なリスクを減らし、エラーを回避する手段を説明。
- (12) データ収集手段の品質と関連性を確保するため適用される手段と方法論を説明い。
- (13) データ収集と統計の作成の間の処理ステップを説明し、識別された処理エラーとその範囲をリスト。
- (14) 主変数と代入方法（ある場合）の無回答率を説明。
- (15) モデル仮定エラーのタイプとサイズを説明。

Comitology Register 「2024 年 2 月 27 日 TAC (注：技術諮問委員会) 会議 SUPD 施行決定 リサイクル含有量」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282024%29336>

「TAC 会議要約記録」2024 年 12 月 10 日公表

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/102986/1>

(注：本 TAC に示された施行決定案は未公開であるが、TAC 終了後、改訂された施行決定案が 2025 年 7 月 8 日一般協議に付された（後出）。)

1. 議題の採択

議長は参加者を歓迎し、議題案を提示した。

議題は採択された。

2. 2023 年 12 月 11 日及び 12 日開催の TAC 会議の議事録

2023 年 12 月 11 日及び 12 日開催の会議の議事録案の最新版は TAC メンバーに送付済みである。加盟国は、2024 年 3 月 10 日までに承認を得るか、書面によるフィードバックを提出するよう要請された。

3. SUP 飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関する施行決定案（追加的なリサイクル技術を考慮した修正）の議論

• はじめに

欧州委員会は、加盟国から提出されたフィードバックに基づき、施行決定案の最新の修正案を提示した。修正案は、配分ルール、化学物質のトレーサビリティ、EU 域内で輸出／輸入／移動するボトルの調整、「ポストコンシューマープラスチック廃棄物」の定義、検証という 5 つの要素に焦点を当てている。

ある加盟国は、溶媒分解法がマスバランスから除外されるかどうかを質問した。

委員会は、溶媒分解法については、リサイクル量が既知であるため、マスバランス方式は不要であると回答した。[注：この記述は、会合後に委員会メンバーに書面で訂正され、溶媒ベースの精製ではマスバランスは不要である一方、溶媒分解法（解重合とも呼ばれる）ではマスバランス方式を適用する必要があることが明確化された。]

ある加盟国は、輸入ボトル及び EU 域内で移動されたボトルの報告義務を支持した。別の加

盟国もこれを支持した。

ある加盟国は、リサイタル 19 に加えられた修正について説明を求め、従来の文言を支持すると表明した。また、施行決定で選択された方法が包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) にも適用されるかどうかについても質問した。

欧州委員会は、加盟国が従来の文言を希望していることを留意した。委員会は、最初の報告書は 2025 年半ばまでに提出される予定であり、施行決定の実施に時間的余裕があることを改めて指摘した。PPWR に関する提案は依然として交渉中であるため、欧州委員会は、SUP 指令に基づく施行決定と PPWR との間の干渉を現時点では避けるよう提案した。

ある加盟国は、ケミカルリサイクルへの重点的な取り組みと技術的中立性の欠如について疑問を呈した。また、ケミカルリサイクルにおける有害物質の取り扱いについても質問した。

欧州委員会は、全ての技術を網羅する必要性、そしてケミカルリサイクルされたプラスチック含有量も算定できるようにする必要性を改めて強調した。欧州委員会は、プラスチック廃棄物のメカニカルリサイクル、ケミカルリサイクル、焼却の環境影響を比較した JRC の調査において、ケミカルリサイクルから生じる有害廃棄物の取り扱いが考慮されていることを指摘した。

- 施行決定案に関する条項ごとの意見交換
 - 第 1 条

ある加盟国は、溶融工程に言及することにより、メカニカルリサイクルの定義(19)を補足することを提案した。

欧州委員会は、この意見を考慮した。

ある加盟国は、「ポストコンシューマー廃棄物」の定義に「意図された用途の後に廃棄物として収集されたもの」という文言を追加することで明確化することを提案し、定義において「第 3 国の市場」に言及することの意味について説明を求めた。

欧州委員会はこの提案を考慮し、第 3 国からの PET 輸入については別の議題で議論すると指摘した。

ある加盟国は、施行決定においてケミカルリサイクルの定義を追加することを提案した。

欧州委員会は、技術の発展に伴い、異なる技術カテゴリ間の境界線が曖昧になっているため、ケミカルリサイクルを明確に定義することは現実的ではないと考えていると説明した。

ある加盟国は、食品接触材料の規則 2022/1616 と施行決定における「ポストコンシューマー廃棄物」の定義が異なることに気づき、その潜在的な影響について質問した。

欧州委員会は、これまでのところこの違いに起因する問題は確認されていないが、この問題については今後調査すると回答した。

ある加盟国は、SUP 指令 (SUPD) のリサイクル含有量目標は、市場に流通する全てのプラスチックボトルの平均に基づいて算出されているのに対し、PPWR 提案ではリサイクル含有量が包装レベルで算出されていると指摘した。彼らは、施行決定における「ポストコンシューマー廃棄物」の定義を修正するには、PPWR の最終採択を待つことを提案した。彼らは、PPWR 提案のアプローチは WTO に準拠していると考え、化学物質構成要素の定義において「開始剤」という語句を明記することを提案した。彼らは「二重用途の払出し物」の具体的な例を求めた。

欧州委員会は、エチレンはポリマーや燃料に加工できるため、二重用途の払出し物と見なせると説明した。欧州委員会は、「化学構成要素」の定義に関する提案に留意し、ECHA が定義の追加を勧告したことを報告した。また、リサイクル含有量目標に関するコメントにも留意した。

ある加盟国は、「化学構成要素」の定義から単純原子を除外し、分子のみに言及するよう提案した。

欧州委員会はこの提案に留意した。

- 第 2 条、第 3 条、第 4 条

輸入ボトルに関する問題に関するコメントは、次の議題（議題 4）で議論された。

- 第 5 条

ある加盟国は、「規則 2022/1616 における適切な技術又は新規技術であるあらゆるリサイクル技術」から生じる払出し物に説明を求めた。彼らは、第 3 項は技術中立性を満たしていないと考えた。

欧州委員会は、排出量は検討対象となる技術に依存すると回答し、施行決定では各技術につ

いて方法論が示されていることを強調した。

- 第 6 条

ある加盟国は、ボトルが「市場に投入された」と見なされるのはいつなのかと質問した。

欧州委員会は、通常、ボトルは充填段階でキャップ又は蓋が装着された後に市場に投入される。従って、キャップ又は蓋のない空のボトル本体は、市場に投入された SUP 飲料ボトルとは見なされないと説明した。

- 第 7 条

ある加盟国は、「ポリマーのみ」の配分を希望すると述べたが、燃料用途を除外した配分を化学物質トレーサビリティと組み合わせて受け入れることは可能だと示唆した。

彼らは、化学物質トレーサビリティとの関連性が明確ではないため、第 2 項の帰属量の均一配分か個別配分かを明確にするよう求めた。彼らは、立地レベルではなくプロセスレベルでのマスバランスを希望すると述べた。

欧州委員会は、第 2 項は開始配分を規定するものであり、これに基づいて事業者は燃料用途配分規則の対象となる帰属量をシフトすることができると説明した。化学物質トレーサビリティに関する要件も満たす必要がある。即ち、廃棄物由来の投入物との化学的関連性がない払出し物について、帰属量を算定できない。

3 か国の加盟国は、サイトレベルではなくプロセスレベルのトレーサビリティを支持すると表明した。

欧州委員会は、プロセスレベルでの実施は、複雑さと事務負担の増加を考慮すると実現不可能であると回答した。

ある加盟国は、第 2 項の投入物と払出し物の意味を明確にするよう提案し、化学物質トレーサビリティの検証方法について質問した。彼らは、プロセスレベルでのマスバランス会計は実現可能だと考えたが、サイトレベルでの実施も受け入れるとした。

欧州委員会は、加盟国に対し、投入物と払出し物の意味を明確にするための草案作成の提案を求めた。化学物質トレーサビリティに関する要件への適合性を検証するためには、監査人は実施されている化学プロセスを把握し、分析する必要がある。今日では、化学物質トレーサビリティは、自主認証制度によって確認することが可能となっている。委員会は、具体的

な事例を検討することに同意した。

ある加盟国は、化学物質トレーサビリティに関する要件は、より下流の処理工程においてより重要であり、スチームクラッカ一段階（熱分解の場合）ではそれほど重要ではないように思われるとコメントした。彼らは、クレジットを次の精算期間に 1 回のみ繰り越すことができるのか、それとも複数回繰り越すことができるのか、また、異なる暦年を跨いで繰り越すことができるのかを質問した。この点は第 3 パラグラフで明確にすべきである。第 7 パラグラフで、最初の文の「～してもよい (may)」を「～しなければならない (shall)」に変更するよう提案した。

ある加盟国は、換算係数（第 2 パラグラフ）を算出するための代表データは、実際の特定のプロセスから取得する必要があるのか、それとも、同様の投入物と払出し物を持つ理論上のプロセスから取得できるのかを質問した。第 5 パラグラフに関しては、ポリマーが除外されている理由を質問した。

ある加盟国は、換算係数の要件は、「不均一分布」ではなく「特定の分布」に言及することで、より明確に定式化されるべきであると述べた。

ある加盟国は、透明性とトレーサビリティの欠如について懸念を表明し、「均一」と「不均一」という用語の明確化を求めた。

ある加盟国は、条文全体に満足の意を表した。彼らは、第 2 パラグラフで「残留物」という用語を定義するか使用を避け、換算係数を算出する期間を明記するよう提案した。第 7 パラグラフに関して、彼らは、サイト間のクレジットの移転は認められないが、クレジットを伴う物質の物理的な移動は制限されないことを明確にするよう求めた。

ある加盟国は、立地レベルではなくプロセスレベルでの化学物質トレーサビリティとマスバランスに関する追加要件がなければ、燃料使用除外配分ルールは支持しないと述べた。

変換係数に関して、欧州委員会は、通常、プロセスを代表し、計算に用いられるのは前回のマスバランス期間のデータであることを確認した。廃棄物由来の投入物のアウトプット全体への特定の配分に関する証拠の提供は任意であるため、「～してもよい」としている。事業者が証拠を提供しない場合、代替案として均一配分から開始することとなる。即ち、各払出物単位に同じ割合の廃棄物由来の投入物が割り当てられる（化学物質トレーサビリティの要件に従う）。

マスバランス期間に関して、欧州委員会は、個々のクレジットの有効期限を追跡するという事務作業を回避するため、クレジットの年間有効期限を削除したと説明した。欧州委員会は、暦年末に有効期限を設定することを検討したが見送った。これは、事業者が生産物を速やかに売却しなければ帰属量を失うリスクを負う場合、年末に向けて廃棄物由来物質を処理するインセンティブを阻害する恐れがあるためである。現行の草案では、クレジットを次のマスバランス期間に繰り越せる回数に制限はない。

欧州委員会は、熱分解油と化石燃料由来ナフサの混合物を処理する蒸気分解装置という特定のケースでは、廃棄物由来の投入物から様々な生産物への化学的関連性が存在する可能性が高いため、化学的トレーサビリティ要件の影響は小さいことに同意した。

第 5 パラグラフにおけるポリマーの除外に関して、欧州委員会は、この規定の目的は、機械的リサイクルされた内容物に帰属する量の転嫁を防ぐことであり、低品質のリサイクル材の生産を奨励するリスクがあるためであると説明した。欧州委員会は、第 2 パラグラフにおける「残留物」という用語の使用を再検討し、第 7 パラグラフの文言を明確にすることを表明した。

- 第 8 条

4 つの加盟国は、検証に関する可能な限り調和のとれたルールの制定を求めた。

ある加盟国は、監査の基準は加盟国が決定するのかと質問した。

ある加盟国は、監査の頻度と、第 3 国における監査の質をどのように確保するのかについて質問した。

ある加盟国は、異なる国から提出された資料について、異なる言語で書かれた監査報告書を評価することの難しさを指摘した。

欧州委員会は、EU レベルで認証事業者の登録簿を作成することは現実的ではないと回答した。代わりに、加盟国の裁量で各国の登録簿を作成することとなる。

監査報告書に関して、委員会は、異なる言語で書かれた報告書を複数の国に配布することの難しさを認識し、監査報告書のテンプレートの導入を検討する意向を示した。

監査人及び認証機関に対する要件の詳細について、欧州委員会は、法的 possibility を依然評価中であると説明した。現行の第 9 パラグラフは最低限の要件を定めているだけであり、いず

れの場合も加盟国は追加の要件を導入できる。

頻度に関しては、欧州委員会は年次監査と認証を義務付けることを提案した。

欧州委員会は、より調和のとれたアプローチをとるための法的 possibilityについて引き続き検討していくと結論付けた。欧州委員会は、この条項については更なる作業が必要であることを認識した。

- 第 9 条～第 12 条

ある加盟国は、欧州委員会が使用された様々なリサイクル技術に関する報告書を作成するという条項を第 10 条に追加するよう提案した。

また、第 10 条に関連して、ある加盟国は見直しの目的について明確化を求めた。

欧州委員会は、見直し条項には、必要に応じて SUP 飲料ボトルのリサイクル含有量の計算、検証、報告の方法論を修正する選択肢が含まれていると説明した。今後施行される包装・包装廃棄物規則 (PPWR) に基づくリサイクル含有量に関する要件は 2030 年から適用され、SUPD の目標値と報告要件は削除されるべきである。SUPD から得られた教訓を考慮し、PPWR に基づいてプラスチック包装のリサイクル含有量の計算と検証の方法論が確立される。

- リサイタル

ある加盟国は、リサイタル 14 の最後の文は付加価値がないとして削除するよう求めた。

欧州委員会は、この文を再検討すると述べた。

ある加盟国は、改訂案において管理された混合について言及されていない理由、また、施行法案に規定されているクレジット方式に加えて、加盟国が国レベルで移動平均方式を導入できるかどうかを質問した。

欧州委員会は、管理された混合を流通過程管理の概念として定義することは控えたと説明した。これは、新しい用語を導入することなく、単純な基本ルール（ある払出し物における廃棄物由来成分の割合が既知である場合、その払出し物にはその割合の帰属量が含まれるべきである）を含めるだけで十分であると考えているためである。移動平均方式は適用されない。なぜなら、全ての技術は、最初の実施法案の食品接触材料アプローチ、マスバランス会計、又は単純なルール（管理された混合）のいずれかによってカバーされるからである。

- 附属書

ある加盟国は、(リサイクル) プラスチックの報告重量に不純物や添加剤を含める必要があるかどうかを質問した。

欧州委員会は、添加剤は SUP 指令で定義されている「プラスチック」の一部であると回答した。食品接触材料としての使用が認められるためには、不純物の含有量が非常に低くなければならない。従って、不純物の重量を考慮する必要はない。

ある加盟国は、輸出入に関して附属書 2 の表に修正を加えたことを指摘した。

ある加盟国は、他の加盟国から輸入または移動されたボトルを報告義務のある部分に含めることに賛成を表明した。

ある加盟国は、計算式 4 及び 5 の「製造」という語句を削除するよう求めた。欧州委員会は、輸入、輸出、又は加盟国間で移動されたボトルの扱いについて決定が下された後、計算式の文言を再検討すると回答した。

• 意見のまとめ

欧州委員会は、各加盟国に対し、以下の 4 つの点について意見を求めた。

(i) 化学物質トレーサビリティ：

(a) 化学物質トレーサビリティに関する規定を含めることを希望するか？

(b) 化学物質の関連性と「過剰補償禁止」ルールの両方の基準を含めることを希望するか？

(ii) 配分ルール：

(a) 提案されているルール（燃料使用は除く）に同意するか？

(b) 意見は化学物質トレーサビリティに関する条件に従うものとするか？

(iii) EU 域内で輸出／輸入／移動されるボトルの調整：他の EU 加盟国からの輸入及び移動ボトルの報告を義務化することに同意するか？

(iv) 検証

(a) 提案されている規定に同意するか？

(b) バリューチェーンの各段階で認証を取得することを希望するか？

回答：

質問	賛成	反対	立場なし（未定）／不明
(i)(a)	10 MS + 3 MS 予備的		14 MS
(i)(b)	8 MS + 1 MS 予備的		18 MS
(ii) (a)	11 MS + 2 MS (優先はしないが受け入れる) + 1 MS 但し、立地レベルからプロセスレベルに変更された場合のみ	3 MS	10 MS
(ii) (b)	2 MS + 1 MS 予備的	5 MS	19 MS
(iii)	8 MS + 1 MS 予備的 + 輸入用 1 MS (輸出用は除く)	5 MS	12 MS
(iv) (a)	7 MS + 2 MS 予備的	1 MS (国レベルでの追加規定が必要)	17 MS
(iv) (b)	3 MS	1 MS	23 MS

(注：MS は加盟国)

4. 第3国からの vPET/rPET 輸入に関する議論

欧州委員会は、バージン PET 及びリサイクル PET の輸入に関する覚書を提出した。加盟国には、PPWR に基づくリサイクル含有率については、TAC 会合の翌日、理事会における COREPER (再生利用率に関する調査) において議論される予定であると通知された。

4つの加盟国が、この問題について企業から通知を受けたと報告した。

ある加盟国が東アジアからの輸入について警告した。

ある加盟国が認証方法の提供を勧告した。

ある加盟国が、欧州レベルでの更なる調査と調整を求めた。

ある加盟国は、トレーサビリティだけでは不十分であると述べ、PPWR に関する提案をいくつか行った。

ある加盟国は、廃棄物輸送規則について懸念を表明した。

SANTE 総局 (DG SANTE) は、自国の法制に関する最新の動向を発表した。欧州のリサイクル業者が輸入品として受け入れる材料の改善策をいくつか検討している。廃棄物の起源と収集方法の把握に努めており、そのためには材料と製品の認証が必要となる。

5. ごみ処理費用に関する欧州委員会ガイドラインの最新情報 (SUPD 第 8 条(4))

欧州委員会は、ごみ処理費用に関するガイドラインの新たな草案を提示した。以前の版は 6 月に公開されていた。

ある加盟国は、ポイント 3 の生産者の定義は SUPD と同じ範囲とすべきだと指摘した。また、ポイント 4.3 の「比較可能な措置」の意味についても明確化を求めた。最後に、彼らは、1~3 年ごとに計算費用を見直すという勧告は実現不可能であるため、5 年ごとに変更することを提案したとして懸念を表明した。また、EPR 制度に関連する違反手続きの可能性についても懸念を示した。

ある加盟国は、ポイント 7.2 における専用基金への言及の意味について質問した。

ある加盟国は、ガイドラインが細かすぎるとして懸念を示した。現段階では、いくつかの加盟国が既に EPR のポイ捨てに関する規則を制定しており、実施がより困難になるだろう。他の加盟国はこれを支持した。また、彼らは、ベンチマークアプローチとして、SUP ごみの目標をゼロに変更することを推奨した (ポイント 3.4.2)。最終目標は、公共の場での SUP ごみをゼロにすることであるべきである。彼らは、費用計算に必要なデータ入手するための公共事業局 (PRO) の支援について質問した (ポイント 4)。

ある加盟国は、下水道からの SUP ごみをガイドラインの対象に含めるよう求めた。また、収集単位への配分と、ごみの輸送・処理に関する重量配分についても規定を設けていることを報告した (ポイント 7.1.1)。最後に、自国では、特に包装に関する環境負荷軽減措置 (EPR) に関して、SUP 製品の個々の生産者間の費用配分 (ポイント 7.2) は行われていないと報告した。

ある加盟国は、WHO の参考資料 (2) がなぜこれほど詳細なレベルなのかと質問した。

欧州委員会は、寄せられたいくつかのコメントに対応し、書面によるフィードバックを求めた。その後、ガイドラインが最終決定され、内部手続きが開始される予定である。

6. SUP 指令に基づく加盟国の報告に関する情報 (SUPD 第 13 条(1))

欧州環境機関は、SUP 指令に基づく加盟国から欧州委員会への最初の報告の準備について報告した。報告期限は 2024 年 6 月 30 日である。加盟国は、飲料カップ、食品容器、分別収集された飲料ボトル、及び漁具の消費低減に関するデータと情報を報告しなければならない。準備段階として、リードレポーターのコミュニティの設立、ウェビナーの開催、レポーター向けマニュアルの提供などが含まれる。

7. その他

- 欧州委員会は、オキソプラスチック裁判に関する最新の進展について報告した。英国の業界は、この判決に対し、中央司法裁判所に控訴したいと考えている。4 月中旬までに、欧州委員会は詳細を把握する予定である。[注: 控訴は提出されていない]

- 本体に付いたキャップ及び蓋の要件 (SUPD 第 6 条) について、欧州委員会は、特定グループ向け食品規則で定義されている乳児用調製粉乳及びフォローアップ調製粉乳の容器は、第 6 条(1)の適用範囲には含まれないと通知した。乳児は通常、液体の形で食品を摂取するため、飲料と（固形）食品を区別することは合理的に不可能である。従って、乳児用調製粉乳及びフォローアップ調製粉乳は、SUP 指令の意味合いにおいて飲料とは見なされない。

- ある加盟国は、スムージーとスープは飲料と見なすべきか、それとも食品と見なすべきかと質問した。

欧州委員会は、通常スプーンを使わずに飲む製品は飲料と見なすが、通常スプーンを使って食べる液状食品は飲料とは見なさないと回答した。このことから、スムージーは飲料とみなされるが、スープは飲料とは見なされないということになる。現行の EU 法規には、「飲料」又は「飲み物」という用語の明確な定義はない。

- ある加盟国は、本体に付いたキャップ及び蓋の要件 (SUPD 第 6 条) に関する未解決の問題について質問した。

欧州委員会は回答を作成中であり、書面で回答すると返答した。

- ある加盟国は、1.5 リットル容量の容器でビールを販売している企業から連絡を受け、ビールを注ぐために特別な装置が必要であると尋ねられた。この企業は、この種の容器が SUPD 第 6 条(1)の適用対象となるかどうかを尋ねた。

欧州委員会は、この件について調査すると回答した。

会合の閉会

欧州委員会は、加盟国に対し、3月10日までにフィードバックを提出するよう求めた。これに基づき、欧州委員会はリサイクル材に関する施行決定案を検討する。翻訳が完了次第、EPRガイドラインが公表される。議長は委員会の議論に謝意を表し、会合を閉会した。

参加者リスト

欧州委員会、環境総局、ユニットB1およびB3、成長総局、環境総局、JRC、ESTAT（略）

官報「シングルユースプラスチック飲料ボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量に関するデータの計算、検証、報告に関し、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 の適用ルールを定める 2023 年 11 月 30 日付け欧州委員会施行決定(EU)2023/2683」

https://eur-lex.europa.eu/eli/dec_impl/2023/2683/oj/eng

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

特定のプラスチック製品が環境に及ぼす影響の削減に関する、2019 年 6 月 5 日欧州議会及び閣僚理事会指令(EU) 2019/904[1]、特にその第 6 条(5)、第 13 条(1)ポイント(e)及び第 13 条(4)を考慮し、

一方：

(1) 指令(EU)2019/904 は、同指令附属書パート F にリストされているシングルユースプラスチック飲料ボトル (PET ボトルを含む) のリサイクルプラスチック含有量の最小値の目標を設定している。指令(EU)2019/904 に従い、2025 年の目標は、加盟国の領域で上市される全ての PET ボトルの平均として計算され、PET ボトルに再生プラスチックを少なくとも 25% 使用すること、そして 2030 年の目標は、加盟国の領域で上市される全ての飲料ボトルの平均として計算され、飲料ボトルに再生プラスチックを少なくとも 30% 使用されることとしている。欧州委員会は、これらのリサイクルプラスチック含有量目標の計算と検証のための方法論、及び加盟国がペットボトルと飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量に関するデータを毎年報告する形式を定めることになっていること。

(2) シングルユースプラスチック飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量目標の計算と検証の目的では、ラベルとスリーブは飲料ボトルの部品として考慮される必要がある。まず、一般に消費者に販売される形式の飲料ボトルは、本体、キャップ、蓋、及びラベル又はスリーブで構成されている。ラベルとスリーブは、ブランド化や広告目的など、消費者に情報を伝えるために使用される。通常、スリーブはボトルの周囲を 360 度カバーするが、他のラベルは通常、ボトルのより小さな部分のみをカバーする。第二に、ラベルやスリーブはキャップや蓋と同じ製造段階でボトルに取り付けられることがよくある。従って、ラベルとスリーブの重量は飲料ボトルの重量に含まれるべきであり、ラベルとスリーブに含まれるリサイクルプラスチックは飲料ボトルのリサイクルプラスチックの重量に含まれる必要がある。指令(EU)2019/904 附属書パート F では、飲料ボトルにはキャップと蓋が含まれると規定されている。キャップや蓋とは対照的に、ラベルやスリーブはボトル本体とは別に散り

ばめられることはあまりない。これが、指令(EU)2019/904 でボトルの要素として明示的に言及されていない理由の説明になること。

(3) 指令(EU)2019/904 で定められた最小リサイクルプラスチック含有量の目標は、加盟国に上市される全ての PET ボトル及び飲料ボトルの割合として示される。同指令第 17 条に基づく目標の目的が、プラスチックの循環利用を確保することを最終目的として、リサイクルプラスチックの上市を促進することであることを考慮すると、飲料のプラスチック部分のみを考慮することが適切である。リサイクルプラスチック含有量の計算と検証のルールを定める際、ボトルの使用を検討しなければならない。一般的なシングルユースプラスチック飲料ボトルのプラスチック製ではない唯一の部分はラベルであると予想されており、紙製である場合もある。ラベルの重量はボトルの重量の最大 5 % と推定されるため、飲料ボトルの非プラスチック部分を計算から除外しても、目標が達成されているかどうかの評価に大きな影響はないこと。

(4) 飲料ボトル中のリサイクルプラスチック含有量を計算及び検証し、それを報告する目的のため、「リサイクルプラスチック」という用語を定義する必要がある。消費前プラスチック廃棄物のリサイクルに対する十分な市場インセンティブがすでに存在するため、リサイクルプラスチックには、リサイクルに入る前に消費後プラスチック廃棄物であった材料のみを含めるべきである。更に、指令(EU)2019/904 は、特定のプラスチック製品が環境に及ぼす影響を軽減することを目的としており、消費前プラスチック廃棄物は通常、環境に漏洩しない。使用済プラスチック廃棄物は、上市されたプラスチック製品から生成される廃棄物として理解する必要がある。従って、上市されたが、消費者に販売される前に使用期限を過ぎた製品のプラスチック包装から生じるプラスチック廃棄物は、消費済プラスチック廃棄物と見なされるべきである。従って、製品が上市される前の全ての二次加工、テスト、保管及び輸送を含む生産又は製造プロセス中に発生するプラスチック材料及び廃棄物は、消費済廃棄物とみなされるべきではないこと。

(5) 指令(EU)2019/904 に従い、加盟国は、リサイクルプラスチック含有量の目標の達成を実証するため、全ての PET ボトル及び飲料ボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量に関する情報を欧州委員会に報告する必要がある。リサイクル含有量とはリサイクル材料の量を指すが、目標は飲料ボトルとペットボトルに含まれるリサイクルプラスチックの割合であるパーセンテージで表される。従って、目標の達成を証明するために、加盟国はリサイクルプラスチック含有率を計算することができ、飲料ボトルとペットボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量の合計だけでなく、ボトル自体のプラスチック部分の重量の合計も報告する義務を負うべきであること。

(6) 欧州委員会規則(EU)2022/1616[2]は、リサイクルプラスチックを含め、食品接触材料の各バッチにおけるリサイクルプラスチックの割合の報告を含む、連続する製造ステップ全体に亘る報告チェーンを確立する。この報告チェーンでは、製造チェーンの初期段階で活動する経済事業者、即ちリサイクル業者や加工業者に適合宣言を行うことが義務付けられている。飲料ボトルを上市しない加工業者やリサイクル業者は、そのようなボトルに含まれるリサイクルプラスチックの重量を計算する必要はない。適合宣言は、飲料ボトルを上市する経済事業者を含め、製造チェーンの後の段階の経済事業者に渡されることになる。規則(EU)2022/1616に基づく報告義務は、指令(EU)2019/904 の範囲内である飲料ボトルのリサイクル材を含む全てのプラスチック部品を対象としている。従って、飲料ボトルを上市する経済事業者は、ボトルの各部分の適合宣言に示されているリサイクルプラスチック含有量の割合に基づいて、そのようなボトルに含まれるリサイクルプラスチックの重量を計算できる。この決定の目的は、指令(EU)2019/904 で定められたリサイクル含有量目標の統一的な計算と検証を可能にすることであるため、計算は加盟国全体で一貫した方法で行われる必要がある。従って加盟国は、規則(EU)2022/1616 に従って生成されたデータに基づいて飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量を計算する必要がある。更に、そのような方法論は、経済運営者と加盟国の管理上の負担を最小限に抑える。従って、加盟国は、飲料ボトルを上市する経済事業者から、それらのボトルのプラスチック部分の重量及びボトルに含まれるリサイクルプラスチックの重量に関するデータを収集する必要があること。

(7) 規則(EU)2022/1616 及び指令(EU)2019/904 で言及されている「プラスチック」の定義は、「ポリマー」の異なる定義を参照しているため異なる。1 つ目は、材料の製造方法に基づいており、2 つ目は現在の構造特性に基づいている。更に、指令(EU)2019/904 における「プラスチック」の定義では、化学修飾されていない天然ポリマーは除外される。但し、これらの違いは、指令(EU)2019/904 の範囲内にある飲料ボトルには関係ない。規則(EU)2022/1616 における「リサイクルプラスチック」の定義は、理論上、除染プロセスで追加されたバージンプラスチックが含まれる可能性があるという点で、この決定によって導入された定義とは異なる。但し、バージン材料が追加された場合、それはリサイクル業者から提供される情報に反映され、バリューチェーンに受け継がれる。この決定で定義されるように、リサイクルプラスチックの含有量にはカウントされない。従って、「プラスチック」と「リサイクルプラスチック」の定義の違いは、この決定の目的には関係ないこと。

(8) 飲料ボトルの全ての部品は食品接触材料であるため、サイクル業者及び加工業者が規則(EU)2022/1616 に従って適合宣言で提供する必要がある公式のリサイクルプラスチックのパーセンテージを含め、欧洲議会及び欧洲閣僚理事会規則(EU)2017/625[3]が飲料ボトルに適用される。従って、加盟国は、この決定で要求される、飲料ボトルを上市する経済事業者による加盟国への情報送信に関する追加の検証条項を導入することのみを求められるべき

であること。

(9) 飲料ボトル内のリサイクルプラスチックは、それが得られるリサイクル技術に応じて、規則(EU)2022/1616 又は欧州委員会規則(EU)No 10/2011[4]のいずれかの対象となる。規則(EU)2022/1616 に基づき、飲料ボトル用のリサイクルプラスチックを得るため現在使用できる唯一の適切なリサイクル技術は、使用済 PET 廃棄物のメカニカルリサイクルである。投入廃棄物を規則(EU)No 10/2011 附属書 I にリストされている物質に分解し、その後その規則に従って新しいプラスチックの製造に使用されるケミカルリサイクル技術から得られたプラスチックは、バージン材料と区別できない。従って、その規則に従って発行された適合宣言には、現在、リサイクル材の量が記載されていない。この決定は、規則(EU)2022/1616 の範囲内である飲料ボトル内のリサイクルプラスチックのみを考慮していること。

(10) PET 廃棄物のフィジカルリサイクルによって得られなかった飲料ボトル内のリサイクルプラスチックも考慮するために、欧州委員会は、ISO 22095-2020 (加工管理 - 一般用語とモデル) で定義されている特定の加工管理モデルの適用に基づいた飲料ボトルにリサイクルプラスチック含有量を計算、検証、報告する方法論を含むこの決定の改正草案を作成する予定である。特に、管理されたブレンドは、メカニカルリサイクルされていない PET も考慮できるため、加工管理モデルの可能性がある。更に、原材料のリサイクルから生じる非 PET ボトル中のプラスチックも考慮するために、許容される加工過程モデルとしてマスバランスアプローチが組み込まれる可能性があること。

(11) リサイクルプラスチック含有量目標の計算と検証に関するルール、及びリサイクルプラスチック含有量に関するデータと情報の報告形式は、同じボトル内の同じリサイクルプラスチックを参照しているため、密接にリンクされている。一貫性を確保するには、コンテンツの目標の計算と検証のルール、及びデータと情報の報告形式を 1 つの法的行為で定める必要があること。

(12) データ及び情報を報告する形式は、欧州委員会決定 2005/270/EC[5]に規定されている包装及び包装廃棄物の測定方法及び報告形式を考慮しており、これらも重量と材質に基づいていること。

(13) この決定に定められた措置は、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC[6]第 39 条によって設立された委員会の意見に従っていること。

次の決定を採択した。

第1条 定義

この決定の目的上、次の定義が適用される：

- (1) 「消費済プラスチック廃棄物」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条(1)に定義されている廃棄物を意味し、プラスチックであり、上市されたプラスチック製品から発生したものと指す；
- (2) 「リサイクルプラスチック」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条(17)に定義されているリサイクル前の消費者プラスチック廃棄物であり、リサイクルによって製造されたプラスチックを意味する；
- (3) 「飲料ボトル」とは、キャップ、蓋、ラベル大尾スリーブ（ある場合）を含む、容量 3 リットルまでのシングルユースプラスチック製飲料ボトルを意味する。但し、次を除く：
 - プラスチック製のキャップと蓋を備えたガラス又は金属製の飲料ボトル；
 - 欧州議会及び欧州閣僚理事会規則(EU)No 609/2013[7]第 2 条(2)ポイント(g)に定義されている、特別な医療目的の液状食品を対象及び使用する飲料ボトル；
- (4) 「ペットボトル」とは、ポリエチレンテレフタレートを主成分として製造された飲料用ボトルを意味する；
- (5) 「経済事業者」とは、飲料ボトルを上市することを条件とする、次の事業者のいずれかを意味する：
 - 規則(EU)2022/1616 第 2 条(3)ポイント 17 に定義されている加工業者；
 - 欧州議会及び閣僚理事会規則(EC)No 178/2002 第 3 条に定義されている食品事業者(8)。

第2条 飲料ボトル中のリサイクルプラスチック含有率の計算方法

1. 飲料ボトル中のリサイクルプラスチック含有率は、上市された飲料ボトル中のリサイクルプラスチックの重量を、上市された飲料ボトルのプラスチック部分の重量で除して算出するものとする。結果として得られる比率はパーセンテージとして表される。
- 2 PET ボトルのリサイクルプラスチック含有率は、上市された PET ボトル中のリサイクルプラスチックの重量を、上市された PET ボトルのプラスチック部分の重量で除して算出

するものとする。結果として得られる比率はパーセンテージとして表される。

3. 附属書 I の計算式は、飲料ボトル及び PET ボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量の割合を計算するために使用される。

第3条 飲料ボトルのプラスチック部分の重量の決定方法

1 上市される飲料ボトルのプラスチック部分の重量は、事業者から回収した飲料ボトルのプラスチック部分の重量の合計として計算するものとする。

2. 上市される飲料ボトルのプラスチック部品の重量は、附属書 I 式 5 を適用することにより、他の加盟国との間の飲料ボトルの輸出入又は移動を考慮して調整される場合がある。

第4条 飲料ボトル内の再生プラスチックの重量を決定する方法

1 上市される飲料ボトル中のリサイクルプラスチックの重量は、事業者から回収した飲料ボトル中のリサイクルプラスチックの重量の合計として算出するものとする。

2. 上市される飲料ボトルのプラスチック部分の重量が第3条第2項に従って調整される場合、飲料ボトル内のリサイクルプラスチックの重量も、輸入、輸出又は移動を考慮して調整されなければならない。附属書 I 式 4 を適用することにより、他の加盟国との間で飲料ボトルをやり取りできる。

第5条 経済事業者からのデータ収集義務とデータの検証

1. 加盟国は、上市する飲料ボトルのプラスチック部分の重量及びそれらのボトル内のリサイクルプラスチックの重量に関するデータを経済事業者から収集するものとする。

2. 加盟国は、飲料ボトル中のリサイクルプラスチックの重量に関する収集データが、各ボトルの各部分について、その重量にリサイクルプラスチック含有量の割合を乗じ、その結果を合計することによって経済事業者によって計算されていることを保証するものとする。

3. ボトル部品のリサイクル材の割合は、規則(EU)2022/1616 附属書 III パート B のフィールド 2.1.4 の適合宣言に記載されている割合とする。

4. 加盟国は、評価されたデータの信頼性に基づいて、経済事業者によって報告されたデータ

タを確認するものとする。

第 6 条 加盟国によるデータの収集と報告

1. 加盟国は、第 3 条に従って上市される飲料ボトルのプラスチック部品の重量、第 4 条に従って上市される飲料ボトルのリサイクルプラスチックの重量、及び毎年、第 2 条に従って上市される飲料ボトルにおけるリサイクルプラスチック含有量の割合の結果を計算するものとする。
2. 加盟国は、第 1 項で言及されたデータを本決定附属書 II に定められた形式で報告し、この決定の附属書 III に規定されている形式で保存されるデータに関し指令(EU)2019/904 第 13 条(2)に規定されている品質検査報告書を提出するものとする。

第 7 条 追加の種類のリサイクル

欧州委員会は、2024 年 3 月 31 日までに、飲料ボトル中のリサイクルプラスチック含有量を計算、検証、報告するための方法論を確立するこの決定の修正案を提案するものとする。この方法では、指令 2008/98/EC 第 3 条(17) に定義されている追加の種類のリサイクルから生じるリサイクルプラスチックを考慮する必要がある。。

第 8 条 発効

この決定は、欧州連合官報掲載から 3 日目に発効するものとする。

2023 年 11 月 30 日ブリュッセルにて採択された。

欧州委員会を代表し 議長ウルスラ・フォン・デア・ライエン

附属書 I 飲料ボトル及びペットボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量の割合を計算する式

この附属書の式は、飲料ボトルとペットボトルの両方に適用される。

「ボトル」という用語は、配合が飲料ボトルに適用される場合は「飲料ボトル」を意味し、ペットボトルに適用される場合は「ペットボトル」を意味する。

第 2 条に規定する上市されるボトルに含まれるリサイクルプラスチックの割合は、次の式を適用して計算される：

$$1. RC = R/W \times 100 \%$$

ここで：

RC は、第 2 条で言及され、上市されるボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有率を意味する。

R は、第 4 条で言及され、上市入されるボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量を意味する。

W は、第 3 条で言及され、上市されるボトルに使用されるプラスチックの重量を意味する。

ボトルは本体、キャップ、蓋、ラベル、スリーブ（ある場合）で構成されるので、ボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量は、次の式を適用して計算される：

$$2. R = R_b + R_c + R_l$$

ここで：

R_b は、上市されボトルの本体に使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_c は、上市されボトルのキャップ・蓋に使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_l は、上市されボトルのラベル/スリーブに使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

ボトルは本体、キャップ、蓋、ラベル、スリーブ（ある場合）で構成されているため、ボトルに使用されているプラスチックの重量は、次の計算式を適用して計算される：

$$3. W = W_b + W_c + W_l$$

ここで：

W_b は、上市されボトルの本体に使用されているプラスチックの重量を意味する。

W_c は、上市されボトルのキャップや蓋に使用されているプラスチックの重量を意味する。

W₁ は、上市されボトルのラベル/スリーブに使用されているプラスチックの重量を意味する。

加盟国が第 3 条(2)に従って上市され飲料ボトルに使用されるプラスチックの重量、及び第 4 条(2)に従って上市され飲料ボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量を調整する場合、ボトルの輸入、輸出、又は他の加盟国との間の移動を考慮し、次の式を使用するものとする：

$$4. R = R_{MS} + R_{in\ from\ other\ MS} + R_{imported} - R_{out\ to\ other\ MS} - R_{exported}$$

ここで：

R_{MS} は、同じ加盟国で製造及び販売されるボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{in from other MS} は、他の加盟国から持ち込まれ、加盟国で上市されるボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{imported} は、輸入された、即ち第三国から EU 域内に移入され、加盟国で上市されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{outto other MS} は、加盟国で上市された後、他の加盟国に移送されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{exported} は、加盟国で上市された後、輸出された、即ち EU 域外の第三国に移動されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

$$5. W = W_{MS} + W_{in\ from\ other\ MS} + W_{imported} - W_{out\ to\ other\ MS} - W_{exported}$$

ここで：

W_{MS} は、加盟国で製造及び販売されるボトルに使用されるプラスチックの重量を意味する。

W_{infrom other MS} は、他の加盟国から持ち込まれ、加盟国で上市するボトルに使用されているプラスチックの重量を意味する。

W_{imported} は、輸入された、即ち第三国から EU 域内に移入され、加盟国で上市されたボ

トルに使用されているプラスチックの重量を意味する。

$W_{out\ to\ other\ MS}$ とは、加盟国で上市された後、他の加盟国に移送されたボトルに使用されているプラスチックの重量を意味する

$W_{exported}$ は、加盟国で上市された後、輸出された、即ち EU 域外の第三国に移動されたボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

ボトルは本体、キャップ、蓋、ラベル、及びスリーブ（存在する場合）で構成されているため、式 4 及び 5 の加数は次の式を適用して計算される：

$$6. R_x = R_x_b + R_x_c + R_x_l$$

ここで：

x は、「MS」、「in from other MS」、「imported」、「out to other MS」、又は「exported」のいずれかに置き換えられる。

R_x は式 4 の右辺の加数のいずれかを意味する。

R_x_b は R_x の本体に使用されるリサイクルプラスチックの重量を意味する

R_x_c は、 R_x のキャップ/蓋に使用されるリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_x_l は、 R_x のラベル/スリーブに使用されるリサイクルプラスチックの重量を意味する。

$$7. W_x = W_x_b + W_x_c + W_x_l$$

ここで：

x は、「MS」、「in from other MS」、「imported」、「out to other MS」、又は「exported」のいずれかに置き換えられる。

W_x は、式 5 の式の右側の加数のいずれかを意味する。

W_x_b は、 W_x の本体に使用されているプラスチックの重量を意味する。

W_x_c は、 W_x のキャップ/蓋に使用されるプラスチックの重量を意味する。

W_{x_1} は、 W_x のラベル/スリーブに使用されるプラスチックの重量を意味する

第 7 条(2)で言及される換算係数は、次の式を適用して計算される：

$$8. CF = W_o / W_{in}$$

ここで：

CF は、換算係数を意味する。

W_o は、移送の重量を意味する

W_{in} は、移入の重量を意味する

$$9. W_o = W_{in} - W_{loss}$$

ここで、 W_{loss} は、プロセスで燃料として消費される残留物や投入物を含む、プロセスの物理システム損失の重量を意味する。

附属書 II データ報告のフォーマット

1. 第 3 条に定める方法に基づいて計算されたデータの報告フォーマット

表 1 第 3 条に従って計算される上市された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されたプラスチックの重量 (トン)

	PET ボトル (C1)	PET ボトル以外の飲料ボトル (C2)	飲料ボトル (C1+C2)
国：			
基準年：			
第 3 条(1)に従って計算されたボトルに使用されたプラスチックの重量			
加盟国で製造及び販売されるボトルに使用されたプラスチックの重量(1)			
第 3 条(2)に従って計算されるボトルに使用されたプラスチックの重量の調整			
他の加盟国から移入され上市される			

ボトルに使用されたプラスチックの重量(2)			
輸入され上市されたボトルに使用されたプラスチックの重量 3)			
加盟国に上市された後に他の加盟国に移送されボトルに使用されたプラスチックの重量(4)			
加盟国に上市された後に輸出されたボトルに使用されたプラスチックの重量(5)			
上市されたボトルに使用された調整されたプラスチックの重量 6)			

注記：

濃い色のボックス: 報告は任意

- (1) 第3条(1)に従って計算される。W_MS
- (2) 第3条(2)に従って計算される。W_in from other MS
- (3) 第3条(2)に従って計算される。W_imported
- (4) 第3条(2)に従って計算される。W_out to other MS
- (5) 第3条(2)に従って計算される。W_exported
- (6) 第3条(2)に従って計算される。W

指令 (EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(a) の目標への準拠を実証し、指令(EU) 2019/904 第13条(1)ポイント(e)に定められた報告要件を満たすため、列1(C1) を記入する必要がある。指令 (EU) 2019/904第6条(5)ポイント(b)の目標への準拠を実証し、指令(EU)2019/904 第13条(1)ポイント(e)に規定されている報告要件を満たすため、列1 (C1)と 2 (C2)、又は列1(C1)と 3 (C1 + C2)のいずれかを記入する必要がある。残りの列は任意で記入できる。

2. 第4条に定める方法に基づいて算出されたデータの報告フォーマット

表2 第4条に基づいて算出した上市された飲料用ボトル及びPETボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量(トン)及びリサイクルプラスチックの含有割合(パーセント)

	PETボトル(C1)	PETボトル以外の飲料ボトル(C2)	飲料ボトル(C1+C2)
国:			
基準年:			
第4条第1項に従って計算されたボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量			
加盟国で製造及び上市されるボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量(1)			
第4条第2項に基づいて算出されるボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量の調整			
他の加盟国から移入され上市されるボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量(2)			
輸入されて上市されるボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量(3)			
加盟国に上市された後に他の加盟国に移送されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量(4)			
加盟国に上市された後に輸出された			

ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量(5)			
上市されるボトルに使用される調整されたリサイクルプラスチックの重量(6)			
ボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量の割合 (パーセントで表示) (7)			

注記：

濃い色のボックス: 報告は任意

- (1) 第4条(1)に従って計算される。R_MS
- (2) 第4条(2)に従って計算される。R_in from other MS
- (3) 第4条(2)に従って計算される。R_imported
- (4) 第4条(2)に従って計算される。R_out to other MS
- (5) 第4条(2)に従って計算される。R_exported
- (6) 第4条(2)に従って計算される。R

指令 (EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(a) の目標への準拠を実証し、指令(EU) 2019/904 第13条(1)ポイント(e)に定められた報告要件を満たすため、列 1(C1) を記入する必要がある。指令 (EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(b)の目標への準拠を実証し、指令(EU) 2019/904 第13条(1)ポイント(e)に規定されている報告要件を満たすため、列 1(C1) と 2(C2)、又は列 1(C1) と 3(C1 + C2)のいずれかを記入する必要がある。残りの列は任意で記入できる。

附属書 III 品質検査報告書のフォーマット

1. 一般情報

1.1. 加盟国：

1.2. データ及び品質検査レポートを提出する組織:

- 1.3. 連絡先 :
- 1.4. 連絡先メールアドレス :
- 1.5. 連絡先の電話番号 :
- 1.6. 基準年 :
- 1.7. 配信日/バージョン :
- 1.8. 加盟国によるデータ公開へのリンク (存在する場合) :

2. データ収集に関与する機関の説明

- 施設の名前 :
- 役割と主な責任の記述 :
- データ提出日 :
- 参考期間 :
- データのソース (各ソースから得られるデータ全体の相対的な割合を明確にし、全ての参考文献、出版物などへのリンクを含める) :
- (必要に応じて行を追加)

3. 使用された方法の説明

3.1. 国内法に置き換えられた飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量の計算範囲の説明

- 指令(EU)2019/904 第6条(5)に定められた目標に対する達成度が計算されるレベルの説明。例えば、目標は、各経済事業者によって上市される単一の飲料ボトルごとの、又は上市される飲料ボトルの平均として、又は加盟国の上市されている飲料ボトルの平均としての必須要件であることができる。
- (必要に応じて行を追加)

3.2. データの収集と編集の方法論

- データ収集に使用される全てのツールのデータの収集と編集に適用される方法論の説明。
- (必要に応じて行を追加)

3.3. 追加の仮定

- 計算に使用された追加の仮定又は調整係数、その推定に使用されたアプローチ、及び裏付け

となる証拠の説明。
(必要に応じて行を追加)

4. データ検証及び管理システム

4.1. 飲料ボトル及びペットボトルのデータ検証

検証及び管理手順	上市された PET ボトルデータへの適用 (有／無)	上市された PET ボトル以外の飲料ボトルのデータへの適用 (有／無)	関連する場合、追加のコメント
データの完全性チェック			
クロスチェック			
時系列チェック			
監査チェック			
その他 (具体的に)			

4.2. 飲料ボトル及び PET ボトルのリサイクルプラスチック含有率データの検証

飲料ボトル及びペットボトルのリサイクルプラスチック含有量に関するデータの品質保証と検証に使用される方法論の説明。
(必要に応じて行を追加)

4.3. 上市された飲料ボトル及び PET ボトル、及び上市された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されるリサイクルプラスチックに関して報告されるデータの精度に影響を与える主な要因の説明

データの信頼性に影響を与える潜在的な要因	上市された PET ボトル (有/無)	上市された PET ボトル以外の飲料ボトル (有/無)	上市された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチック (有/無)	上市された PET ボトル以外の飲料ボトルに使用されたリサイクルプラスチック (有/無)	データの精度がどのように影響を受けるかの説明	不正確なデータの影響を最小限に抑えるため適用された方法論の説明
----------------------	------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	--	------------------------	---------------------------------

				(有/無)		
サンプリング誤差 (1) (例: 変動係数)						
カバレッジエラー (2) (例: $de-minimis$ ルール、地域カバレッジ)						
測定誤差 (3) (例: 測定単位)						
データ収集テスト機器 (4) (例: アンケートのテスト)						
エラーの処理 (5) (例: エラーの特定、エラーの補正)						
応答なしエラー (6)						
モデルの仮定の誤差 (7)						
その他 (具体的に記されたい)						

- (1) 推定された分散係数と分散推定に適用される方法論を説明する。
- (2) カバレッジエラーの種類とサイズを説明する。
- (3) 潜在的なリスクを軽減し、エラーを回避する手段について説明する。
- (4) 品質を確保するために適用される手段と方法論、及び関連するデータ収集手段について

説明する。

- (5) データ収集から統計作成までの処理ステップを説明し、特定された処理エラーとその範囲をリストする。
- (6) 主な変数の単位と項目の不応答率、及び代入方法（存在する場合）を説明する。
- (7) モデルの仮定誤差の種類と大きさを説明する。

4.4. 上市された飲料ボトル及び PET ボトル、及び上市された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されるリサイクルプラスチックに関するデータ収集のための調査の範囲と妥当性について説明（適宜、行を追加）

4.5. 前参照年に報告されたデータの差異

過去の基準年に使用された計算方法に関連し、現在の基準年に使用された計算方法の大幅な方法論的変更（特に、遡及改訂、その性質、及び特定の年にシリーズの区切りを示す必要があるかどうか）（必要に応じて行を追加）

4.6. トン数の違いについての説明

報告されたデータが、前参照年に提出されたデータと比較し 10 %超の変動を示している場合、このセクションに記入する必要がある。

上市された飲料ボトル及び PET ボトルの重量、又は上市された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されているリサイクルプラスチックの重量が異なる理由やその根本的な原因。

上市された飲料ボトル及び PET ボトルの重量の変動：

変動(%)：

変動の主な理由：

（必要に応じて行を追加）

市販される飲料ボトル及び PET ボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量の変動：

変動(%)：

変動の主な理由：

（必要に応じて行を追加）

5. 機密保持

報告されたデータ又はこのレポートで提供される特定の情報を公開しないように要求する理由、及び公開しないように要求する特定の部分のリスト。

(必要に応じて行を追加)

欧洲委員会 Have your say 「シングルユースプラスチック飲料ボトル - リサイクルプラスチック含有量の計算、検証、報告に関する EU ルール」 2025 年 7 月 8 日～2025 年 8 月 19 日
コメント募集

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13467-Single-use-plastic-beverage-bottles-EU-rules-for-calculating-verifying-and-reporting-on-recycled-plastic-content_en

シングルユースプラスチック飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関するデータの算出、検証及び報告に関する欧州議会及び閣僚理事会指令(EU) 2019/904 の適用に関するルールを定める、並びに欧州委員会施行決定(EU) 2023/2683 を廃止する XXX 付欧州委員会施行決定(EU)…/…

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

特定のプラスチック製品の環境影響の低減に関する 2019 年 6 月 5 日欧州議会及び閣僚理事会指令(EU) 2019/904[1]、特に同指令第 6 条(5)第 2 サブパラグラフ及び第 13 条(4)第 3 サブパラグラフに鑑み、

一方：

(1) 指令(EU) 2019/904 は、同指令附属書パート F に記載されているポストコンシューマープラスチック飲料ボトル (PET ボトルを含む) における再生プラスチック含有量の最小目標を設定している。加盟国は、飲料ボトルと PET ボトルにおける再生プラスチック含有量のデータを暦年ごとにそれぞれ報告しなければならないこと；

(2) 欧州委員会施行決定(EU) 2023/2683 は、再生プラスチック含有量目標の算出及び検証の方法論、並びに飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関するデータの報告様式を定めた。この方法論は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2022/1616[2]に従って生成されたデータに基づいていること。

(3) 規則(EU) 2022/1616 における適切なリサイクル技術とは、PET のポストコンシューマーメカニカルリサイクルと閉鎖及び管理されたチェーンにおける製品ループからのリサイクルのみである。当該規則の対象外となる追加的なリサイクル技術が、指令(EU) 2019/904 に定められたリサイクル含有率目標の達成に貢献できるようにするには、こうした追加的

なりサイクル技術から得られるリサイクルプラスチック含有率の算定、検証、報告に関する追加的なルールを制定する必要がある。特に、いわゆるマスバランス計算を導入する必要があるが、これには既存の方法論に大幅な追加が必要となる。明確性と法的確実性を確保するため、また、必要となる新規ルールの数及び既存のルールの変更を考慮すると、施行決定(EU) 2023/2683 は廃止されるべきであること。

(4) プラスチック汚染抑制に向けた世界的な取組みが加速するにつれ、メカニカルリサイクル又はケミカルリサイクルによるリサイクルプラスチック、そして関連するサプライチェーン(熱分解油など)の市場が世界的に発展することが期待される。既存の全てのリサイクル技術及びプロセスにおいて、リサイクル含有率が透明性、検証可能性、及び比較可能性をもって報告されることを確保するため明確なルールが必要である。EU のルールは、世界的な公平な競争条件を確保する観点から、将来の国際的アプローチのための枠組みを提供するべきであること。

(5) ケミカルリサイクルは、メカニカルリサイクルが困難又は不可能なプラスチック廃棄物を処理し、リサイクルされた製品の品質と技術的性能を向上させることができる。循環型経済の潜在能力を最大限に発揮するためには、ケミカルリサイクルはメカニカルリサイクルを補完すべきである。メカニカルリサイクルは、リサイクルされた製品の品質と技術的性能が十分である場合、環境的観点から一般的に望ましいこと。

(6) 循環型プラスチック経済に環境的便益を齎す可能性のある全てのリサイクル技術とプロセスが経済的にも実現可能となるよう、簡素かつ予測可能な枠組みを構築することを目的として、EU のリサイクル含有量に関する報告ルールは、全てのリサイクル技術とプロセスを対象とすべきである。また、こうしたルールは、代替原料の使用を奨励し、バージン化石資源への依存を低減することにより、EU の化学産業の循環型社会への移行を促進するものとなるべきであること。

(7) 飲料ボトルにリサイクルされたプラスチックであって、欧州委員会規則(EU) 2022/1616[3]の意味する適切なリサイクル技術であるメカニカルリサイクル、又は同規則の意味する適切なリサイクル技術若しくは新規技術であるその他のリサイクル技術によって得られたもので、払出物におけるポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の材料の割合が既知であり、かつ、ポストコンシューマープラスチック廃棄物以外のプラスチック廃棄物が投入物として使用されていない場合、規則(EU) 2022/1616 に従って、計算、報告、検証のために計上されるべきであること。

(8) ケミカルリサイクル(材料の化学構造が変化するケミカルリサイクルを含む)を含むそ

の他のリサイクル技術によって得られたリサイクルプラスチック、又はプリコンシューマーとポストコンシューマープラスチック廃棄物の混合物から生成されたリサイクルプラスチックは、本決定に基づいて施行される飲料ボトル中のリサイクルプラスチック含有量に関するデータの算出、検証、報告において考慮されるべきである。プラスチック廃棄物がリサイクルプロセスにかけられ、ポリマーが分解され、その結果生じた物質が、多くの場合一次原料と混合されて、新しいポリマーやその他の製品の製造に使用される場合、投入時のポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の材料の重量が、全ての払出物及び損失に帰属するポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の材料の重量と等しくなるように、マスバランス計算を適用する必要があること。

(9) ケミカルリサイクルの過程では、投入されたポストコンシューマープラスチック廃棄物の化学構造が破壊され、結果として生じる材料は、再重合されるまで一般的にプラスチックではない。従って、ポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の材料は「適格材料」と呼ばれるべきである。リサイクルプロセスの段階に応じて、「適格材料」は廃棄物又は非廃棄物のステータスを持つ場合があること。

(10) サプライチェーンの特定の段階でマスバランス計算が適用される場合、それはその後の全ての段階にも適用されるべきである。なぜなら、以前の段階でマスバランス計算を適用すると、個々の投入物における適格材料の割合が不明であり、このため、払出物においても不明となるからであること。

(11) ケミカルリサイクルにおける再重合後など、投入物と払出物の両方が、ポリマーで構成されるサプライチェーンの段階では、既知の割合で材料を混合すると、既知の割合の払出物が生成される。従って、こうした段階では、適格材料の帰属量を追加的に再配分する必要はなく、また、再配分を認めるべきではないこと。

(12) 指令(EU) 2019/904 に基づき、加盟国は、飲料ボトル及び PET ボトルに含まれるリサイクルプラスチック含有量に関する情報を欧州委員会に報告し、当該含有量に関する目標の達成を証明する必要がある。リサイクル含有率はリサイクル材料の量を指すが、目標はパーセンテージ、即ち、飲料ボトル及び PET ボトルにおけるリサイクルプラスチックの割合で表される。従って、加盟国は目標達成を証明するために、飲料ボトル及び PET ボトルにおけるリサイクルプラスチック含有量の合計重量だけでなく、ボトルを構成する全てのプラスチック部品の重量の合計も報告する必要がある。これにより、リサイクルプラスチック含有量の割合を算出できること。

(13) 目標の目的は、プラスチックの循環利用を確保しつつ、リサイクルプラスチックの市

場への普及を促進することであるため、飲料ボトルの重量を算出する際には、プラスチック部品のみを考慮することが適切である。一般的な飲料ボトルにおけるプラスチック以外の部品は、例えば紙ラベルの形で、その重量の高々5%しか占めないと推定されるため、飲料ボトルのプラスチック以外の部品を計算から除外しても、目標達成の評価に重大な影響は及ばないと考えられること。

(14) 飲料ボトルの様々な部品に含まれる再生プラスチックの重量は、様々な方法で算出できる必要がある。例えば、ボトル本体に使用されているメカニカルリサイクルされた PET の重量は、規則 (EU) 2022/1616 に従って算出する必要があるが、キャップに使用されているケミカルリサイクルされたポリオレフィンの重量は、マスバランス計算によって算出する必要があること。

(15) 指令(EU) 2019/904 では、飲料ボトルにはキャップと蓋が含まれると規定される。しかし、再生プラスチック含有量目標の算出及び検証においては、ラベルとスリーブも飲料ボトルの一部として考慮されるべきである。第 1 に、飲料ボトルは、一般的に消費者に販売される形態では、本体、キャップ、蓋、ラベル又はスリーブで構成される。ラベルとスリーブは、ブランド化や広告目的を含め、消費者への情報伝達に用いられる。スリーブは通常、ボトルの周囲 360 度を覆うのに対し、他のラベルは通常、ボトルのより狭い部分のみを覆う。第 2 に、ラベルとスリーブは、キャップや蓋と同じ製造段階でボトルに取り付けられることが多い。これにより、ラベルとスリーブの重量は飲料ボトルの重量に含めるべきであり、ラベルとスリーブに含まれる再生プラスチックは、飲料ボトルに含まれる再生プラスチックの重量に含めるべきであること。

(16) 飲料ボトルに含まれる再生プラスチック含有量の算出・検証、並びに報告のため、「再生プラスチック」という用語を定義する必要がある。再生プラスチックには、リサイクルに供される前のポストコンシューマープラスチック廃棄物であった材料のみが含まれるべきである。これは、ポストコンシューマープラスチック廃棄物のリサイクルに対する十分な市場インセンティブが既に存在しているためである。更に、指令 (EU) 2019/904 は、特定のプラスチック製品の環境影響を軽減することを目的としており、ポストコンシューマープラスチック廃棄物は通常、環境に漏出しない。ポストコンシューマープラスチック廃棄物とは、加盟国又は第 3 国の市場に投入されたプラスチック製品から発生する廃棄物と理解する必要がある。これにより、市場に投入されたものの、消費者に販売される前に使用期限が過ぎた製品のプラスチック包装から生じるプラスチック廃棄物は、ポストコンシューマープラスチック廃棄物と見なされるべきである。その結果として、製品が市場に投入される前の全ての二次加工、試験、保管、輸送を含む、生産又は製造工程中に発生するプラスチック材料及び廃棄物は、ポストコンシューマープラスチック廃棄物と見なされるべきではない

こと。

(17) 規則 (EU) 2022/1616 は、再生プラスチックを含み食品と接触することを意図した材料の各パッチにおける再生プラスチックの割合の報告を含む、連続した製造工程全体に亘る報告チェーンを確立している。事業者の事務負担を最小限に抑えるため、規則 2022/1616 に適用される「プラスチック」及び「再生プラスチック」の定義が本決定に適用される定義と若干異なる場合でも、飲料ボトルの再生プラスチック含有量の計算にもこの情報を使用するべきである。飲料ボトルを市場に投入する事業者は、規則 (EU) 2022/1616 に基づく適合宣言に記載された再生プラスチック含有量の割合に基づいて、当該ボトルに含まれる再生プラスチックの重量を計算すること。

(18) 指令(EU) 2019/904 第 13 条(1) ポイント(e)の規定により、飲料ボトルに含まれる再生プラスチックの割合は、加盟国の市場に投入された時点（「最終計算時点」）で算定される。現在、最終計算時点において、再生プラスチック含有量を信頼性の高い方法で分析測定することはできない。従って、最終計算時点における正確な計算を可能にするためには、サプライチェーンのより早い段階で、追加の計算時点を通じて再生プラスチック含有量を決定する必要がある。少なくとも部分的に適格材料から得られた材料の化学的又は物理的組成が変化する場合は常に、特に、当該材料がバージンポリマー、バージン添加剤、又はポストコンシューマープラスチック廃棄物以外のプラスチック廃棄物由来の材料など、他の材料と混合される場合、計算時点が必要となること。

(19) 再生プラスチックサプライチェーンにおいてマスバランス会計を適用する事業者は、いかなる時点においても、適格材料の帰属量の残高を超過して引き落とすことが認められるべきではない。即ち、残高がマイナスになってはならない。帰属額の残高がマイナスの場合、経済事業者が実際に生産又は購入した量よりも多くの対象材料を販売したこと意味すること。

(20) マスバランス会計の適用にあたっては、複数の払い出しが存在するプロセスにおいて、投入された適格物質を払出物にどのように配分するかに関する規則を策定する必要がある。本決定に定められた規則は、いわゆる「燃料用途除外」アプローチを反映しており、これは、経済事業者が、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC[4]第 3 条(17)を遵守するために、各計算時点において、燃料に加工される適格物質又は損失をリサイクル含有量の計算から控除することを意味する。これは、二重用途の払い出し、即ち、燃料と非燃料製品の両方に更に加工できる液体又は気体の中間払い出しにも適用される。熱分解中に生成されるチャーなどの固体状の二重用途の払出物は、予見可能な将来において、実際には相当規模で高価値の非燃料製品に加工されないことが予想されるため、リサイクル含有量の計算から完全に

除外されること。

(21) 適格材料の帰属量は、同一企業の異なる施設間又は異なる企業間で移動すべきではない。帰属量の計算及び検証が複雑化するからである。しかし、帰属量のある材料を、帰属量を再配分することなく、同一企業の異なる施設間又は異なる企業間で物理的に移動することを妨げるものではない。但し、当該材料には、トレーサビリティを確保し、その後他の材料と混合された場合の計算の基礎となる必要な文書が添付されていることを条件とすること。

(22) 再生プラスチック含有量に関する最低目標値を達成することによる環境上の利益を確保し、これらの利益を損なう可能性のある回避行為を防止するため、加盟国は、飲料ボトルを市場に投入する事業者から収集するデータ及び情報を検証するための規定を導入すべきである。事務負担を最小限に抑えるため、これらの規定は、データ及び情報の入手方法に応じて規定すべきである。規則(EU) 2022/1616に基づいて再生プラスチック含有量を計算する場合、加盟国は、飲料ボトルを市場に投入する事業者による情報伝達のみを追加的な検証の対象とすべきである。リサイクルプラスチック含有量データが他の方法、特にマスバランス計算によって取得される場合、新たな検証システムを確立する必要がある。事業者は、対象物質の帰属量を含む材料の各バッチについて、帰属量に関する関連情報を含む宣言を作成し、顧客に提供する必要がある。重大な変更を行わない事業者は、サプライヤーから受け取った宣言のみを伝達する必要がある。更に、投入段階、払出し段階、又はその両方で、ポリマーではなく化学構成要素からなる材料を処理する事業者は、第3者による検証の対象となる必要がある。この検証は、プロセス固有の量や投入物と払出物の分類、沸点曲線、対象物質がリサイクル経路上に残っていることの証拠など、マスバランス計算における対象物質の配分に関する全ての情報を網羅する必要がある。検証者によって発行された証明書は、加盟国が飲料ボトルを市場に投入する事業者から証明書を収集できるように、サプライチェーンを通じて、通常は充填業者まで引き継がれる必要があること。

(23) 帰属量が定められた材料の加工が第3国で行われ、その結果生じた材料が輸入される場合、加盟国は当該材料に付随する情報の正確性を検証すべきであること。

(24) 再生プラスチック含有率目標の算定及び検証に関する規則と、再生プラスチック含有率に関するデータ及び情報の報告様式は、同一のボトルに含まれる同一の再生プラスチックに関するものであるため、密接に関連している。一貫性を確保するため、含有率目標の算定及び検証に関する規則と、データ及び情報の報告様式は、単一の法律において規定されること。

(25) データ及び情報の報告様式は、欧州委員会決定 2005/270/EC[5]に規定されている包装及び包装廃棄物の測定方法及び報告様式を考慮に入れており、これらも重量及び材質に基づいていること。

(26) シングルユース飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量のモニタリングは、規則(EU) 2024/903[6]の意味における越境デジタル公共サービスを構成する。本決定は、前述のデジタル公共サービスに影響を与える新たな拘束力ある要件を導入しており、規則(EU) 2024/903 第 3 条に基づく相互運用性評価義務の対象となる。これを受け、相互運用性評価が実施され、その結果得られた報告書は、相互運用可能な欧州ポータルで公表される予定であること。

(27) プラスチック廃棄物は、再生材料に求められる品質及び様々な技術の経済的実現可能性を考慮し、環境への悪影響を最大限に低減するリサイクル技術によって処理されるべきである。これを考慮すると、環境の観点からは、メカニカルリサイクル技術はケミカルリサイクル技術よりも一般的に好ましいとは言え、メカニカルリサイクル可能な廃棄物が、メカニカルリサイクルによって同等の品質又は性能特性を持つリサイクル材を生産できる場合、一般的にケミカルリサイクルに投入すべきではない。リサイクル分野における技術開発(ケミカルリサイクル技術の完全な商業規模への展開を含むがこれに限定されない)を考慮するため、欧州委員会は、本決定で確立された帰属量の配分規則を含む方法論を、規則(EU) 2025/40 第 7 条(8)の規定にも整合させるよう見直す必要があること。

(28) 本決定に規定される措置は、指令 2008/98/EC 第 39 条に基づき設置された委員会の意見に基づくものであること。

次の決定を採択した。

第 1 条 定義

本決定においては、以下の定義を適用する：

(1) 「再生プラスチック」とは、再生利用前はポストコンシューマープラスチック廃棄物であったプラスチックであり、指令 2008/98/EC 第 3 条(17)に定義される再生利用によって生産されたものをいう；

(2) 「飲料ボトル」とは、容量が 3 リットル以下のシングルユースのプラスチック飲料ボトル(キャップ、蓋、ラベル及びスリーブ(ある場合)を含む。ただし、以下のボトルは除く：

- (a) プラスチック製のキャップ及び蓋を有するガラス製又は金属製の飲料ボトル；
 - (b) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) No 609/2013[7]第2条(2)ポイント(g)に定義される特殊医療目的の食品に使用することを意図した飲料ボトルであって、液体状のもの；
 - (3) 「PETボトル」とは、ポリエチレンテレフタレートを主成分として製造された飲料ボトルをいう；
 - (4) 「経済事業者」とは、飲料ボトルの市場投入に至るサプライチェーンの一部を構成する、又は飲料ボトルを市場投入する、以下のいずれかの事業者をいう：
 - (a) 規則(EU) 2022/1616 第2条(3)ポイント(16)に定義されるリサイクル業者；
 - (b) 規則(EU) 2022/1616 第2条(3)ポイント(17)に定義される加工業者；。
 - (c) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 178/2002[8]第3条に定義される食品事業者；
 - (d) 第3国からの製品を加盟国の市場に投入する、EU域内に設立された自然人又は法人；
 - (e) 廃棄物の収集若しくは処理、又はその両方を専門的に行う自然人又は法人；
- (5) 「ポストコンシューマープラスチック廃棄物」とは、規則(EU) 2025/40 第3条(48)に定義されるポストコンシューマープラスチック廃棄物をいう；
- (6) 「リサイクル技術」とは、規則(EU) 2022/1616 第2条(3)ポイント(1)に定義されるリサイクル技術をいう；
- (7) 「適格材料」とは、ポストコンシューマープラスチック廃棄物及びポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料をいう；
- (8) 「サプライチェーン」とは、飲料ボトルの生産及び流通に関わる一連の工程又は活動をいう；
- (9) 「計算ポイント」とは、サプライチェーンにおいて、特定の材料について適格材料の含有量が決定されるポイントをいう；

- (10) 「バッチ」とは、規則(EU) 2022/1616 第 2 条(3) ポイント(20)に定義されるバッチをいう；
- (11) 「マスバランス計算」とは、対象物質が他の物質と共にプロセスの投入物として使用され、個々の払出物における対象物質の実際の量が不明な場合、サプライチェーン全体を通じて帰属量を決定するため使用される一連の計算規則をいう；
- (12) 「マスバランス期間」とは、対象物質の量が特定の施設に出入りする期間を意味する；
- (13) 「帰属量」とは、プロセスに投入され、マスバランス期間において当該プロセスの払出物に配分される対象物質の重量をいう；
- (14) 「払出しカテゴリ」とは、払出しを以下のカテゴリに分類することを意味する：非燃料、燃料、二重用途の払出物、及び損失：
「非燃料」とは、損失以外の払出物で、プラスチックを含む燃料以外の物質に再加工される、又は再加工される予定の払出物をいう；
「燃料」とは、損失以外の払出物で燃料となるもの（プロセス自体のエネルギー供給のために消費されるもの、又は燃料として使用される材料に再加工されるものを含む）をいう；
「二重用途の払出物」とは、損失以外の払出物で、燃料又は燃料以外の材料に再加工できるものをいう；
「損失」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条(19)に定義される廃棄処分される払出物をいう；
- (15) 「化学構成要素」とは、規則(EC) No 1907/2006 第 3 条(5)に定義されるポリマーのベースとなる化学物質（モノマー及び重合開始剤などのその他の反応物を含む）をいう；
- (16) 「施設」とは、経済事業者の経営管理下にあり、活動、製品及びサービスが管理される製造工場（関連する全てのインフラ、設備及び材料を含む）をいう；
- (17) 「検証」とは、検証者が、飲料ボトルのリサイクル含有率に関するデータの算出に関する要件を事業者が満たしていることを証明するプロセスをいう；
- (18) 「検証者」とは、欧洲議会及び閣僚理事会規則(EC) 765/2008[9]第 2 条(13)に定義さ

れる適合性評価機関をいう；

(19) 「リサイクル経路」とは、適格材料が非燃料物質に加工される可能性を維持するプロセスをいう；

(20) 「メカニカルリサイクル」とは、選別、粉碎、洗浄、材料の分離、乾燥、押出、再結晶化など、メカニカル及びフィジカルプロセスを通じて収集されたプラスチック廃棄物を回収し、プラスチック廃棄物の化学構造を変化させることなくプラスチックを製造するリサイクル技術をいう；

(21) 「最大許容沸点」とは、適格材料又はその一部が单一の蒸気クラッカーに供給される場合は当該蒸気クラッカーの最大許容沸点、又は適格材料又はその一部が複数の蒸気クラッカーで処理される場合は全ての個別の蒸気クラッckerの最大許容沸点の加重平均をいう。

第2条 飲料ボトルにおける再生プラスチック含有率の算定方法

1. 飲料ボトルにおける再生プラスチック含有率は、加盟国においてある年に市場に流通した飲料ボトルに含まれる再生プラスチックの重量を、当該加盟国においてその年に市場に流通した飲料ボトルに含まれるプラスチックの重量で除して算定する。得られた比率は、百分率で表示する。
2. PETボトルにおける再生プラスチック含有率は、加盟国においてある年に市場に流通したPETボトルに含まれる再生プラスチックの重量を、当該加盟国においてその年に市場に流通したPETボトルに含まれるプラスチックの重量で除して算定する。得られた比率は、百分率で表示する。
3. 第1項及び第2項に規定する計算は、附属書Iに定める式を用いて行うものとする。

第3条 飲料ボトル中のプラスチック重量の算定方法

1. 飲料ボトル中のプラスチック重量は、加盟国の市場に流通する飲料ボトル中のプラスチック重量の合計とする。これらの飲料ボトルのデータは、第5条に従って収集するものとする。
2. 加盟国の市場に流通する飲料ボトル中のプラスチック重量は、他の加盟国への飲料ボトルの輸出又は移動を考慮して調整することができる。当該調整は、附属書Iに定める式6を

適用して行うものとする。

第4条 飲料ボトル中の再生プラスチック重量の算定方法

1. 飲料ボトル中の再生プラスチック重量は、加盟国の市場に流通する飲料ボトル中の再生プラスチック重量の合計とする。これらの飲料ボトルに関するデータは、第5条に従って収集される。
2. 市場に流通する飲料ボトルに含まれるプラスチックの重量が第3条(2)に従って調整される場合、飲料ボトルに含まれる再生プラスチックの重量も、他の加盟国への飲料ボトルの輸出又は移動を考慮して調整される。この調整は、附属書Iに定める式4を適用して行われる。

第5条 飲料ボトルを市場に流通させる事業者からのデータ収集義務

1. 加盟国は、飲料ボトルを市場に流通させる全ての事業者から、当該ボトルに含まれるプラスチック及び再生プラスチックの重量に関するデータを収集し、プラスチック及び再生プラスチックについて別々に集計する。
2. 加盟国は、事業者が飲料ボトルの各部品について、第1項に規定する再生プラスチックの重量を以下の方法により算出し、その結果を合計することを確保するものとする。

規則(EU) 2022/1616 附属書IIIに定めるそれぞれの適合宣言に記載されている再生プラスチックの割合に、それぞれのボトル部品の重量を乗じるものとする。但し、使用済みプラスチック廃棄物以外のプラスチック廃棄物は投入物として使用せず、全ての再生プラスチックが以下のいずれかのリサイクル技術の適用により得られるものとする：

- (a) 規則(EU) 2022/1616に基づき適切なリサイクル技術として挙げられているメカニカルリサイクル；
- (b) 規則(EU) 2022/1616に基づき適切なリサイクル技術又は新規技術であり、払出物中の適格材料の割合が既知であるその他のリサイクル技術。

3 第2項に定める方法論が適用できない場合、第6条に定める方法論が使用されるものとする。

4. 第1項に規定する再生プラスチックであって、第2項ポイント(a)及び(b)に規定するい

すれかのリサイクル技術の適用により一部得られ、かつ他のリサイクル技術により一部得られたものについては、加盟国は、自国の領域内に所在する事業者が、リサイクル技術の混合が行われる段階から始まるサプライチェーンの各段階において、第6条に規定する方法論を適用することを確保するものとする。混合が行われる前においては、それぞれ第2項及び第3項に規定する方法論を適用するものとする。

第6条 対象材料の重量の算定

1. ポストコンシューマープラスチック廃棄物に全部又は一部由来する材料の化学的又は物理的組成が変更される場合、他の材料と混合される場合を含め、算定ポイントを設定するものとする。飲料ボトル内の再生プラスチックの重量は、ボトルが市場に投入される時点で、各部品について算定ポイントで得られたデータに基づき算定するものとする。
2. 計算点において、払出物中の適格材料の割合が既知であり、かつ、以前にマスバランス計算が適用されていない場合、各払出物の各バッチについて、払出物中の適格物質の割合に当該バッチの重量を乗じて適格材料の重量を算出する。
3. 計算点において、本条第2項が適用されない場合には、第7条に従ってマスバランス計算を適用する。

第7条 マスバランス計算

1. 帰属量は、第2項、第3項及び第4項に従い、それぞれのマスバランス計算期間を代表するプロセス固有の操業データに基づいて算出する。
2. 投入物中の適格材料の重量の計算は、次のいずれかの情報源に基づいて行う：
 - (a) 第8条第3項に従い、計算点における経済事業者以外の経済事業者から受領した申告（当該他の経済事業者が適格物質を提供する場合）；
 - (b) 計算点における経済事業者の内部文書。
3. 計算ポイントが、リサイクル経路上において適格材料がスチームクラッカーに入る前の最初の計算ポイントであり、かつ、投入される適格材料が液体である場合、スチームクラッカーに投入される適格材料の重量は、以下の手順に従って決定されるものとする：
 - (a) 最大許容沸点を設定する；

- (b) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法 (EN 15199-4:2021 又は同等のもの) に従って、(a) で決定された最大許容沸点で蒸発する投入適格材料の重量を決定する；
- (c) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法 (EN 15199-4:2021 又は同等のもの) に従って、最大許容沸点で蒸発する投入適格材料の総重量を決定する。投入適格材料の総重量は、適格材料と不適格材料の混合物であってもよい；
- (d) 最大許容沸点で蒸発しない全投入物質の割合が、本計算点の後、蒸気分解装置に入る前に、投入材料の沸点曲線が変化する処理工程を経る場合、各処理工程において以下の工程を実施するものとする：
- (i) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法 (例えば、EN 15199-4:2021) 又は同等の方法に従って、(a) で確立した最大許容沸点で蒸発する払出物中の適格材料の重量を測定し、この重量を工程(b)で測定した重量に加算する；
- (ii) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法 (例えば、EN 15199-4:2021) 又は同等の方法に従って、最大許容沸点で蒸発する払出物の重量を測定し、この重量を工程(c)で測定した重量に加算する。
- (e) (b)に従って算出され(d)に従って調整された重量と(c)に従って算出され(d)に従って調整された重量との比率を算出するか、又は、経済事業者が(b)又は(d)(i)の手順が技術的に実行不可能であることを検証可能なエビデンスを提示した場合には、当該比率を投入適格材料の重量と投入材料全体の重量との比率と等しいものと見なす；
- (f) 経済事業者が算出時点において提示した検証可能なエビデンスに基づき、(a)に規定するスチームクラッカーに投入される物質の重量を決定する；
- (g) (e)で算出された比率に(f)で算出された物質の重量を乗じ、その結果をスチームクラッカーに投入されると見なされる適格材料の重量とする；
- (h) 投入した適格材料を異なる払出物に帰属させる次の計算ポイントは、蒸気クラッカー(複数可) の払出物とする。
4. 計算ポイントが、適格物質が蒸気クラッカー(複数可) に入る前のリサイクル経路上にない場合、及び／又は投入適格物質が液体でない場合、以下の手順を踏むものとする：
- (a) 投入された適格材料の重量は、各払出物における適格材料の相対的な割合が、投入に

おける適格材料の相対的な割合と等しくなるように、異なる払出物に配分する；

(b) 各払出物は、その払出しカテゴリに従って分類する。

(c) 各払出物について、配分された投入適格材料の重量に、リサイクル経路上に残る払い出しの割合を表す二重用途の係数を乗じて、当該払出物の帰属量を求める。その値は、以下のとおりとする：

(i) 払出しカテゴリが「非燃料」の払出しについて、二重用途の係数は 1 とする；

(ii) 払出しカテゴリ「燃料」及び「損失」の払出しについて、二重用途の係数は 0 とする；

(iii) 払出しカテゴリ「二重用途の払出物」の払出しについて、二重用途の係数は、以下のとおりとする：

(1) 払出物が固体の場合、0 とする；

(2) 払出物が液体又は気体の場合、経済事業者がリサイクル経路上に留まっていることを検証可能な証拠として提示する割合とする。

5. 第 2 項、第 3 項及び第 4 項に従って帰属量を配分した後、経済事業者は、以下の条件に従い、帰属量を異なる払出物間で再配分することができる：

(a) 帰属量は、当該払出物を構成する化学構成要素が使用済みの投入対象材料から得られることが証明できる実行可能なケミカルプロセスが存在する払出物にのみ帰属する；

(b) 特定の払出物の帰属量は、使用済みの投入対象材料から得られる払出物の部分の割合を超えていない；

(c) 投入物若しくは払出物、又はその両方が化学構成要素であり、ポリマーではない。

6. マスバランス期間は最長 3 ヶ月である。帰属量のプラス計上は、次期に繰り越すことができる。帰属量のマイナス計上は、いかなる場合も認められない。

7. マスバランス計算は各施設について適用される。帰属量は、同一企業の異なる施設間又は異なる企業間で移転してはならない。

8. 加盟国が第 5 条(1)に従って経済事業者からデータを収集する再生プラスチックの重量

は、市場に流通する飲料ボトルに使用される材料に割り当てられた帰属量と等しくなければならない。

第 8 条 検証

1. 加盟国は、第 5 条(1)に従って収集されたデータをリスクに基づくアプローチに従って検証する。加盟国は、この決定に定める規定に従って計算、収集及び検証されたデータのみを報告する。加盟国は、第 9 条に従って欧州委員会に報告するデータを検証する責任を負う。
2. 第 5 条(3)又は(4)に従って算出されたデータについては、第 3 項から第 9 項までが適用される。
3. 経済事業者は、顧客に提供する材料の各バッチに、附属書 V に定める様式に従って発行されたリサイクル含有率に関する宣言を添付しなければならない。経済事業者は、供給者から受領した宣言を少なくとも 5 年間保管しなければならない。
4. 材料に重大な変更を加えない経済事業者は、宣言の作成を要求されず、供給者から受領した宣言を顧客に渡すだけでよい。投入段階、払出段階、又はその両方の段階で、ポリマーを含まない化学構成要素からなる材料を処理し、第 6 条(3)に従ってデータを算出する経済事業者は、以下の全ての要件を遵守しなければならない：
 - (a) 自らが行う又は依拠する計算に関連する全てのエビデンスを保管し、検討するためのシステムを有すること；
 - (b) 第 6 条(3)に従って帰属量を計算するための機能的なシステムを有すること；
 - (c) この決定及び指令(EU) 2019/904 への遵守を証明するために必要な全てのエビデンスを少なくとも 5 年間、加盟国が要求する場合は更に長期間保管すること；。
 - (d) (c)に規定するエビデンスの検証に関連する情報の作成責任を負うこと；
 - (e) 本条第 4 項の規定に従い、検証機関が実施する施設レベルの年次検証を受けること。

第 1 項(e)の規定に例外として、欧州委員会勧告 2003/361/EC[10]附属書に定義される零細企業、中小企業については、3 年ごとに検証を実施すること。

5. 検証機関は、検証チームを選定し、任命する。検証は、現地において、規則(EC)No

765/2008に基づき欧州連合官報に掲載された適用規格に従って実施され、少なくとも以下の要素を含むものとする：

- (a) 経済事業者が実施する目標達成に関する活動の特定；
- (b) 目標達成に関する経済事業者及びその組織全体の関連システムの特定、並びに関連する管理システムの有効な実施状況の確認；
- (c) 監査人の専門知識及び経済事業者から提出された情報に基づき、経済事業者及びサプライチェーンのリスクレベル、特に直近の上流及び下流段階におけるリスクに応じて、活動の全体的なリスクプロファイルを考慮した、重大な虚偽表示につながる可能性のあるリスクの分析；
- (d) リスク分析並びに経済事業者の活動の範囲及び複雑性に対応し、当該事業者の活動に関する使用されるサンプリング方法を規定する検証計画；
- (e) (d) に規定する定められたサンプリング方法に従って証拠を収集することによる検証計画の実施（関連する全ての追加のエビデンスを含む）；
- (f) 事業者に対し、監査証跡の欠落要素、変動の説明、又は請求若しくは計算の修正を提供するよう求める要請；
- (g) 目標達成に関する施設ごとの全ての投入物のリスト、並びに取扱う関連材料の説明及びその全ての供給者の詳細；
- (h) 目標達成に関する施設ごとの全ての払出物のリスト、並びに取扱う関連材料の説明及びその全ての顧客の詳細；
- (i) 第7条に基づく、適格材料の払出物への割当てに関する全ての関連情報；
- (j) 登録システムと投入、払出し、及び残高との間の不一致。

6. 検証チームは、監査の範囲を考慮し、検証活動を実施するために必要な能力、経験、並びに一般的及び具体的なスキルを有しなければならない。

7. 検証者及びその職員は、以下の要件を満たさなければならない：

- (a) 誠実性、客観性、専門的能力及びデューデリジェンスを含む職業倫理の原則を遵守す

ること；

- (b) 監査対象となる年次計算及び申告に係る事業体について包括的な理解を有すること；
- (c) 基礎となるデータ及び情報の信頼性を評価する能力を有すること；
- (d) 経済事業者からの独立性を維持すること。

8. 検証に関連して発行される証明書は、以下の全ての特性を備えなければならない：

- (a) 少なくとも附属書 IV に定める要素を含むこと；
- (b) 有効期間は 1 年間とする。但し、勧告 2003/361/EC 附属書に定める零細企業、中小企業について、有効期間は 3 年間とする；
- (c) 全ての加盟国によって承認されている。

9. 事業者は、サプライチェーン内の後続事業者に証明書の写しを提供するものとする。加盟国は、ボトルを市場に投入する事業者から、第 3 項に規定する宣言を、第 9 項に規定する証明書とともに収集するものとする。

第 9 条 加盟国によるデータの収集及び報告

1. 加盟国は、第 3 条に従って市場に投入される飲料ボトルに含まれるプラスチックの重量、第 4 条に従って市場に投入される飲料ボトルに含まれる再生プラスチックの重量、並びに第 2 条に従って市場に投入される飲料ボトルに含まれる再生プラスチック含有率を毎年算出するものとする。

2. 加盟国は、第 1 項に規定するデータを本決定の附属書 II に定める様式により報告し、当該データに関して、指令(EU) 2019/904 第 13 条第 2 項に規定する品質検査報告書を本決定附属書 III に定める様式により提出するものとする。

第 10 条 改正条項

欧州委員会は、2030 年 1 月 1 日までに本決定の見直しを行う。

第 11 条 廃止

施行決定 (EU) 2023/2683 は廃止される。

廃止された決定への言及は、本決定への言及と解釈される。

第 12 条 発効

この決定は、欧州連合官報掲載日の翌日から 20 日目に発効する。

ブリュッセルにて作成

欧州委員会を代表 委員長 ウルズラ・フォン・デア・ライエン

欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 に関して、シングルユースプラスチック製飲料ボトルに含まれるリサイクルプラスチックの含有量の計算、検証、報告に関する適用規則を定め、及び欧州委員会施行決定 (EU)2023/2683 を廃止する欧州委員会施行決定附属書

附属書 I 飲料ボトル及び PET ボトルにおけるリサイクルプラスチック含有量の割合を計算するための式

この附属書に定める式は、飲料用ボトル及び PET ボトルの両方に適用される。

「ボトル」とは、式が飲料用ボトルに適用される場合は「飲料用ボトル」を意味し、PET ボトルに適用される場合は「PET ボトル」を意味する。

第 2 条に言及される市場に投入されたボトルにおけるリサイクルプラスチック含有量の割合は、以下の式を用いて算出するものとする：

$$1. RC = R/W \times 100 \%$$

ここで：

RC は、第 2 条に言及される、市場に投入されたボトルに含まれるリサイクルプラスチックの含有率を意味する。

R は、第 4 条に言及される、市場に投入されたボトルに使用されているリサイクルプラスチ

ックの重量を意味する。

W は、第 3 条に言及される、市場に投入されたボトルに使用されるプラスチックの重量を意味する。

ボトルは本体、キャップ、ふた (lid)、ラベル、スリーブ (存在する場合) で構成されるため、ボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量は、以下の式を用いて算出するものとする：

$$2.R = R_b + R_c + R_l$$

ここで：

R_b は、市場に投入されたボトル本体に使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_c は、市場に投入されたボトルのキャップ/ふたに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_l は、市場に投入されたボトルのラベル/スリーブに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

ボトルは本体、キャップ、キャップ、ふた、ラベル、スリーブ (存在する場合) で構成されるため、ボトルに使用されるプラスチックの重量は、以下の式を用いて計算する：

$$3.W = W_b + W_c + W_l$$

ここで：

W_b は、市場に投入されたボトルの本体に使用されたプラスチックの重量を意味する。

W_c は、市場に投入されたボトルのキャップ/ふたに使用されたプラスチックの重量を意味する。

W_l は、市場に投入されたボトルのラベル/スリーブに使用されたプラスチックの重量を意味する。

加盟国が、第 3 条(2)に従って市場に投入された飲料用ボトルに使用されたプラスチックの重量、及び第 4 条(2)に従って市場に投入された飲料用ボトルに含まれるリサイクルプラスチックの重量を、他の加盟国との間のボトルの輸入、輸出又は移動を考慮して調整する場合は、以下の計算式を用いるものとする：

$$4.R = R_{MS} - R_{out_to_other_MS} - R_{exported}$$

ここで：

R_MS は、加盟国において市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量（他の加盟国から輸入又は移動されたボトル、及び加盟国において市場に投入された後に他の加盟国へ輸出又は移動されたボトルを含む）を意味する。

R_out_to_other_MS は、加盟国で市場に投入された後に、他の加盟国に移送されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_exported は、輸出されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。即ち、加盟国で市場に流通させた後、第 3 国へ輸出されたものを指す。

$$5. R_{MS} = R_{man_in_MS} + R_{in_from_other_MS} + R_{imported}$$

ここで：

R_man_in_MS は、加盟国で製造され、市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_in_from_other_MS は、他の加盟国から移動され、加盟国で市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_imported は、輸入、即ち第 3 国から EU 域内に移動し、加盟国で市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

$$6. W = W_{MS} - W_{out_to_other_MS} - W_{exported}$$

ここで：

W_MS は、加盟国において市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量（加盟国から輸入、又は加盟国から他の加盟国へ移動されたボトルを含む。及び加盟国において市場に投入された後、他の加盟国へ輸出又は移動されたボトルを含む。）

W_out_to_other_MS は、加盟国において市場に投入された後、他の加盟国に移送されたボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

W_exported は、加盟国で市場に投入された後、EU 域内から第 3 国へ輸出された（即ち、EU 域内から移動された）ボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$$7. W_{MS} = W_{man_in_MS} + W_{in_from_other_MS} + W_{imported}$$

ここで：

$W_{man_in_MS}$ は、加盟国で製造され市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$W_{in_from_other_MS}$ は、他の加盟国から輸入され、当該加盟国において市場に供給されたボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$W_{imported}$ は、第三国から EU 域内に輸入され、加盟国で市場に流通されたボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

ボトルは本体、キャップ、ふた、ラベル、スリーブ（存在する場合）から構成されるため、式 4 から 7 の加数については、以下の式を適用して計算するものとする：

$$8. R_x = R_{x_b} + R_{x_c} + R_{x_l}$$

ここで：

x は、‘MS’、又は‘man in MS’、又は‘in from other MS’、又は‘imported’、又は‘out to other MS’、又は‘exported’ のいずれか一つで置き換える。

R_x は、式 4 及び 5 の右辺の加数のいずれかを意味する。

R_{x_b} は、 R_x の本体に使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{x_c} は、 R_x のキャップ/ふたに使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{x_l} は、 R_x のラベル/スリーブに使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

$$9. W_x = W_{x_b} + W_{x_c} + W_{x_l}$$

ここで：

x は、‘MS’、又は‘man in MS’、又は‘in from other MS’、又は‘imported’、又は‘out to other MS’、又は‘exported’ のいずれか一つで置き換える。

W_x は、式 6 及び 7 の右辺の加数のいずれかを意味する。

W_{x_b} は、 W_x の本体に使用されたプラスチックの重量を意味する。 W_{x_c} は、 W_x のキャップ/ふたに使用されたプラスチックの重量を意味する。

W_{x_l} は、 W_x のラベル/スリーブに使用されたプラスチックの重量を意味する。

附属書II データ報告のフォーマット

1. 第3条に定める方法論に基づいて計算されたデータの報告形式

表1 第3条に従って計算された、市場に投入された飲料ボトル及びPETボトルの重量（トン数）

	PETボトル (C1)	PETボトル以外の飲料用ボトル (C2)	飲料用ボトル (C1+C2)
国：			
基準年：			
ボトルに使用されるプラスチックの重量（第3条(1)に従って計算されたもの）			
加盟国において市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量（1）	[(2) $W_{_man}$ in MS、 (3) $W_{_in}$ from other MS、及び (4) $W_{_imported}$ の全てが報告されていない場合、必須]	[(2) $W_{_man}$ in MS、 (3) $W_{_in}$ from other MS、及び (4) $W_{_imported}$ の全てが報告されていない場合、必須]	
加盟国で製造され市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量（2）	[(1) $W_{_MS}$ が報告されていない場合、必須]	[(1) $W_{_MS}$ が報告されていない場合、必須]	
他の加盟国から移動され市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量（3）	[(1) $W_{_MS}$ が報告されていない場合、必須]	[(1) $W_{_MS}$ が報告されていない場合、必須]	
輸入され市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量（4）	[(1) $W_{_MS}$ が報告されていない場合、必須]	[(1) $W_{_MS}$ が報告されていない場合、必須]	
第3条(2)に基づき算定されたボトルに使用されるプラスチックの重量の調整			
加盟国において市場に			

投入された後に、他の加盟国に移送されたボトルに使用されたプラスチックの重量 (5)			
加盟国において市場に投入された後に輸出されたボトルに使用されたプラスチックの重量 (6)			
市場に投入されたボトルに使用されたプラスチックの重量の調整 (7)			

注記：

濃い影の付いたボックス：報告は任意である。

- (1)第3条(1)に従って計算。W_MS
- (2)第3条(1)に従って計算。W_man in MS
- (3)第3条(1)に従って計算。W_in from other MS
- (4)第3条(1)に従って計算。W_imported
- (5)第3条(2)に従って計算。W_out to other MS
- (6)第3条(2)に従って計算。W_exported
- (7)第3条(2)に従って計算。W

指令 (EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(a)の目標への準拠を証明し、同指令第13条(1)ポイント(e)に定める報告要件を満たすため、列1 (C1) を記入する必要がある。指令 (EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(b)の目標への準拠を証明し、同指令の第13条(1)ポイント(e)の報告要件を満たすため、列1 (C1) と 2 (C2)、又は列1 (C1) と 3 (C1+C2) のいずれかを記入する必要がある。残りの列は任意で記入可能である。

2.第4条に定める方法論に基づいて計算されたデータの報告形式

表2 第4条に従って計算された、市場に投入された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (トン) 及びリサイクルプラスチックの含有率 (パーセント)

	PET ボトル (C1)	PET ボトル以外の飲料ボトル (C2)	飲料用ボトル (C1+C2)

国：			
基準年：			
第 4 条(1)に基づき計算した、ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量			
加盟国で市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (1)	[(2) R_man in MS、(3) R_in from other MS 、及び (4) R_imported の全てが報告されていない場合、必須]	[(2) 加盟国内の R_man、(3) 他の加盟国からの R_in、及び(4) R_imported の全てが報告されていない場合、必須]	
加盟国で製造され市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (2)	[(1) R_MS が報告されていない場合に必須]	[(1) R_MS が報告されていない場合に必須]	
他の加盟国から移動され市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (3)	[(1) R_MS が報告されていない場合に必須]	[(1) R_MS が報告されていない場合に必須]	
輸入され、市場に投入されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (4)	[(1) R_MS が報告されていない場合、必須]	[(1) R_MS が報告されていない場合、必須]	
第 4 条(2)に基づき計算した、ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量の調整			
加盟国において市場に投入された後、他の加盟国に移送されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (5)			
加盟国において市場に投入された後、輸出されたボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (6)			
市場に投入されたボト			

ルに使用されたリサイクルプラスチックの重量の調整 (7)			
ボトルに含まれるリサイクルプラスチックの含有率 (パーセント) (8)			

注

濃い影の付いたボックス：報告は任意である。

- (1)第4条(1)に従って計算。R_MS
- (2)第3条(1)に従って計算。R_man in MS
- (3)第4条(2)に従って計算。R_in from other MS
- (4)第4条(2)に従って算出。R_imported
- (5)第4条(2)に従って計算。R_out to other MS
- (6)第4条(2)に従って計算。R_exported
- (7)第4条(2)に従って計算。R
- (8)第2条に従って計算。RC

指令 (EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(a)の目標への準拠を証明し、同指令第13条(1)ポイント(e)に定められた報告要件を満たすため、列1(C1)を記入する必要がある。指令(EU) 2019/904 第6条(5)ポイント(b)の目標への準拠を証明し、同指令の第13条(1)ポイント(e)の報告要件を満たすため、列1 (C1) と 2 (C2)、又は列1 (C1) と 3 (C1+C2) のいずれかを記入する必要がある。残りの列は任意で記入可能である。

附属書III 品質チェック報告書の様式

1.一般情報

1.1. 加盟国：	
1.2. データ及び品質チェック報告書を提出する組織：	
1.3. 連絡先氏名:	
1.4. 連絡先メールアドレス:	
1.5. 連絡先電話番号:	
1.6. 基準年:	
1.7. 提出日/バージョン:	

1.8. 加盟国によるデータ公開のリンク（ある場合）	
----------------------------	--

2.データ収集に関与した機関の説明

機関名	役割と主要な責任の説明			

(必要に応じて行を追加)

3.使用した方法の説明

3.1.国内法に移管された飲料ボトルにおけるリサイクルプラスチック含有量の計算範囲の説明

指令 (EU) 2019/904 第 6 条(5)で定められた目標の達成度を計算するレベルの説明。例えば、目標は、市場に投入された各飲料ボトルに対する必須要件、又は各経済主体が市場に流通させる飲料ボトルの平均値、又は加盟国で市場に流通する飲料ボトルの平均値として設定される可能性がある。

(必要に応じて行を追加)

3.2.データの収集及び編集の方法及び情報源

データ収集に使用した全てのツールについて、データの収集及び編集に適用した方法及び情報源の説明。

(必要に応じて行を追加)

3.3.追加の仮定

計算に用いられた追加の仮定又は調整要因、その推定に用いられたアプローチ、及び支持する証拠の説明。

(必要に応じて行を追加)

4.データ検証及び管理システム

4.1.飲料ボトル及び PET ボトルに使用されているプラスチック及びリサイクルプラスチックの重量に関するデータの検証

検証及び管理手順	市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量に関するデータに適用(はい/いいえ)	市場に投入された PET ボトル以外の飲料用ボトルに使用されたプラスチックの重量に関するデータに適用(はい/いいえ)	市場に投入された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量に関するデータに適用(はい/いいえ)	市場に投入された PET ボトル以外の飲料ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量に関するデータに適用(はい/いいえ)	関連する追加コメント
データの完全性確認					
クロスチェック					
時系列チェック					
監査チェック					
その他(詳細を明記)					

4.2.市場に投入された飲料ボトル及び PET ボトル、並びに市場に投入された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックについて、報告データの正確性に影響を与える主な要因の説明

データの信頼性に影響を与える潜在的な要因	市場に投入された PET ボトル(はい/いいえ)	市場に投入された PET 以外の飲料用ボトル(はい/いいえ)	市場に投入された PET ボトルに含有されるリサイクルプラスチック(はい/いいえ)	市場に投入された PET 以外の飲料ボトルに使用されているリサイクルプラスチック	データの正確性に与える影響の説明	不正確なデータの影響を最小限に抑えるために適用された方法論の説明
----------------------	--------------------------	--------------------------------	---	--	------------------	----------------------------------

				ク(はい/いいえ)		
サンプリング誤差(1) (例:変動係数)						
カバー率誤差(2) (例: de-minimis ルール、地域カバー率)						
測定誤差(3) (例: 測定単位)						
データ収集のテスト手段(4) (例: アンケートのテスト)						
処理誤差(5) (例: 誤りの特定、誤りの訂正)						
無回答エラー(6)						
モデル仮定の誤り(7)						
その他(具体的に記入)						

- (1)推定された変動係数と、変動の推定に適用した手法を記述されたい。
- (2)カバー率の誤差の種類と規模を記述されたい。
- (3)潜在的なリスクを軽減し、誤りを回避するための手段を記述されたい。
- (4)品質と関連性の高いデータ収集手段を確保するために適用した手段及び方法論を記述されたい。
- (5)データ収集から統計の作成までの処理手順を説明し、特定された処理エラーとその程度を記載されたい。
- (6)主要変数の単位及び項目非回答率と、補完方法(ある場合)を記述されたい。
- (7)モデル仮定の誤りの種類と規模を記述してください。

4.3. 市場に投入された飲料ボトル及び PET ボトル、並びに飲料ボトル及び PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックに関するデータを収集するための調査の範囲及び有効性について説明されたい。

(必要に応じて行を追加)

4.4.過去の基準年度で報告されたデータとの相違

過去の基準年に使用された計算方法との関連で、現在の基準年に使用された計算方法における重要な方法論的変更がある場合には、その変更、(特に遡及的な改定、その性質、特定の年について系列の中斷のフラグを立てる必要があるかどうか)

(必要に応じて行を追加)

4.5.トン数差の説明

報告データが、前基準年に提出したデータと 10% 以上の差異がある場合には、この節に記入すること。

市場に投入された飲料ボトル又は PET ボトルの重量、或いは市場に投入された飲料ボトル又は PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量に差異が生じた理由、又はその根本的な原因。

市場に投入された飲料用ボトル又は PET ボトルに使用されたプラスチックの重量の変動	変動率 (%)	変動の主な理由

(必要に応じて行を追加)

飲料ボトルや PET ボトルに使用されているリサイクルプラスチックの重量の変動	変動率 (%)	変動の主な理由

(必要に応じて行を追加)

5.機密情報

本報告書で報告されたデータ又は特定の情報の公開を拒否する理由、及び公開を拒否する具体的な部分のリストを記載してください。

(必要に応じて行を追加)

附属書IV 認証書の書式

欧州委員会施行決定 2025/XXX の遵守に関する認証書

[会社名]

[会社住所]

は、欧州委員会施行決定 2025/XXX 第 8 条第 4 項に定める全ての要件を、以下の施設において満たしている：

..... (国名) (住所)

..... (国名) (住所)

().

20xx 年 xx 月 xx 日から 20xx 年 xx 月 xx 日までの期間において、欧州委員会施行決定 2025/XXX 第 6 条に定められた規則に違反する証拠は見出されなかった。

有効期間 : [xx/xx/20xx – xx/xx/20xx]

認証者の氏名 :

認証者の住所 :

[認証者の署名]

附属書 V

パート A : 廃棄物の発生地で記入する再生材含有量に関する宣言

1. 経済事業者	
1.1 名称 :	
1.2 本社住所 :	
1.3 製造場所の住所 :	
1.4 日付 :	
2. 材料	
2.1 材料の名称又は仕様／商標名	
2.2. 輸入に使用される商品コード (この申告の対象となる材料が輸入品の場合) :	
2.3. パッチ番号:	
2.4 総重量 [kg]:	
2.5. 欧州委員会施行決定 2025/XX 第 1 条(1)で定義	

されるポストコンシューマープラスチック廃棄物の重量 [kg]:	
2.6. 欧州委員会施行決定 2025/XX 第 1 条(1)で定義されるポストコンシューマープラスチック廃棄物の割合 [= 2.4 と 2.3 の比率]:	

パート B: リサイクル業者、加工業者、食品事業者、及び輸入業者が記入する再生材含有量に関する宣言

1. 経済事業者	
1.1. 名称:	
1.2. 本社所在地:	
1.3. 製造場所住所:	
1.4. 日付:	

2. 材料	
2.1. 材料の名称又は仕様/商標名:	
2.2. 輸入に使用される商品コード (この申告の対象となる材料が輸入品である場合):	
2.3. バッチ番号:	
2.4. 総重量 [kg]:	
2.5. 第 1 条 (1) に定義され、欧州委員会施行決定 2025/XX 第 6 条に従って計算された、ポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料の重量 [kg]:	
2.6. 第 1 条 (1) に定義され、欧州委員会施行決定 2025/XX 第 6 条に従って計算された、ポストコンシューマープラスチック廃棄物の割合 [= 2.4 と 2.3 の比率]:	

3. リサイクル技術	
3.1. 材料に適用されたリサイクル技術	
リサイクル技術:	この技術を用いて得られた材料の割合

(必要に応じて行を追加)		
3.2. 材料は規則 (EU) 2022/1616 の適用範囲に含まれるか？	はい <input type="checkbox"/> 「はい」の場合：規則 (EU) 2022/1616 附属書IIIに基づき、それぞれの適合宣言で宣言された再生材含有量の実際の値：	いいえ <input type="checkbox"/>
3.3. 材料は規則 (EU) No 10/2011 の適用範囲内か？	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

4. マスバランス会計		
4.1. この材料は、この段階または前の段階でマスバランス会計が適用されているか？	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
4.2. はいの場合、供給チェーンの前の段階において、欧州委員会施行決定 XX 第 8 条(x)に従って認証を受けた経済事業者の一覧		
事業者の氏名又は名称及び住所：	認証者の身元：	認証の有効期限：
(必要に応じて行を追加)		

必須の添付書類：

-規則 (EU) 2022/1616 又は規則 (EU) No 10/2011 に従った適合宣言の写し（適用される場合）

-マスバランス会計が適用されている場合、4.2 に記載された欧州委員会施行決定 XX 第 8 条(4)に基づく経済事業者の認証書のコピー